

一般対策編

一般対策編目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第2節 町及び防災機関の業務の大綱	2
第3節 町地域の地勢と災害の概要	8
第2章 災害予防	11
第1節 総則	11
第2節 防災思想・防災知識の普及	15
第3節 防災訓練	19
第4節 自主防災組織の育成と強化	22
第5節 ボランティア活動の環境整備	26
第6節 広域的な応援体制の整備	28
第7節 緊急輸送網の整備	29
第8節 防災通信設備等の整備	31
第9節 火災予防対策	33
第10節 水害予防対策	34
第11節 危険物等災害予防対策	36
第12節 避難対策	38
第13節 必需物資の確保対策	45
第14節 要配慮者・避難行動要支援者対策	46
第15節 応急住宅対策	50
第16節 医療救護体制の整備	51
第17節 防疫対策	52
第18節 河川防災対策	53
第19節 建築物災害予防対策	54
第20節 防災営農対策	55
第21節 ライフライン施設対策	56
第22節 文教対策	59
第23節 文化財保護対策	62
第24節 行政機関の業務継続体制の整備	63
第25節 企業防災の促進	64
第26節 防災対策に関する調査研究	65

第27節 大規模事故等対策	66
第3章 災害応急対策	68
第1節 活動体制	68
第2節 災害対策要員の確保	78
第3節 ボランティア対策	86
第4節 広域的な応援要請対策	89
第5節 自衛隊災害派遣要請	92
第6節 交通応急対策	99
第7節 通信の確保	108
第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達	112
第9節 災害情報等の収集・伝達	115
第10節 災害広報	130
第11節 消防活動	133
第12節 水防活動	136
第13節 県防災ヘリコプターの活用	145
第14節 災害救助法の適用	146
第15節 避難対策	152
第16節 食料供給活動	163
第17節 給水活動	171
第18節 生活必需品供給活動	175
第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策	179
第20節 帰宅困難者対策	181
第21節 応急住宅対策	182
第22節 医療・救護活動	187
第23節 救助活動	195
第24節 遺体の捜索・取扱い・埋葬	198
第25節 防疫・食品衛生活動	202
第26節 保健活動・精神保健	206
第27節 清掃活動	209
第28節 愛玩動物等の救護	212
第29節 災害義援金品の募集配分	213
第30節 公共施設の応急対策	215
第31節 ライフライン施設の応急対策	218
第32節 文教災害対策	222

第3 3節	その他応急対策	231
第4章	災害復旧	232
第1節	復旧・復興体制の整備	232
第2節	公共施設災害復旧事業	234
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	236
第4節	被災者の生活確保	238
第5節	被災産業への支援	245

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的・性質等

1. 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、安八町防災会議が安八町の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2. 県地域防災計画との関連

この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、抵触しないものとする。この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

3. 計画の徹底

この計画は、各機関において平常時から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは住民等に周知徹底を図るものとする。

4. 計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出する。

5. 計画の構成

掲載事項としては、安八町の地域に係る災害の対策に関し、概ね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- (1) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要地域の調査・指定、その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊の災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画

- オ 災害防除に関する計画
 - カ 被災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク 災害警備に関する計画
 - ケ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

6. 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

町本部とは、安八町災害対策本部をいう。

県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。

県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。

町計画とは、安八町地域防災計画をいう。

県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。

町本部長とは、安八町災害対策本部長をいう。

町現地本部長とは、安八町現地災害対策本部長をいう。

県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。

県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読みかえる。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
県 本 部	岐 阜 県 （ 防 災 課 ）
県 本 部 長	岐 阜 知 事
県 本 部 ○ ○ 部 ○ ○ 班	岐 阜 県 ○ ○ 部 ○ ○ 課
県 現 地 災 害 対 策 本 部	岐 阜 県 （ 防 災 課 ）
県 支 部	西 濃 振 興 局 事 務 所
県 支 部 長	西 濃 振 興 局 長
県 支 部 ○ ○ 班	振 興 局 事 務 所 等
町 本 部	安 八 町 役 場 総 務 課
町 本 部 長	安 八 町 長
本 部 連 絡 員	本 部 連 絡 員 の 担 当 職 に あ る 者

第2節 町及び防災機関の業務の大綱

1. 実施責任

この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関

係機関は、平常時から研究、訓練を行う等してこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。

(1) 岐阜県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、活動の総合調整を行う。

(2) 安八町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定地方行政機関と相互に協力して、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。

また、町、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

(6) 住民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域内の住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識の下に、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

2. 防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

(1) 町

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
安 八 町	1 安八町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大防止 5 救助、防疫等被災者救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災町営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害対策要員の動員、雇上 11 災害時における交通、輸送の確保 12 被災施設の復旧 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 14 ボランティアの登録、派遣及び調達 15 防災活動推進のための公共用地の有効活用 16 その他災害対策

(2) 県

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岐 阜 県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 町が処置する事務、事業の指導、指示、斡旋等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

(3) 消防機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大 垣 消 防 組 合 消 防 本 部	1 火災の予防、警戒及び防ぎょ活動 2 火災原因及び損害調査 3 危険物の規制及び危険物災害防止 4 防火査察、立入検査及び消防用設備の調査、指導 5 消防団及び自衛消防組織の訓練指導 6 救急及び救助業務 7 消防通信、消防水利の整備点検 8 気象情報の収集

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岐 阜 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(5) 自衛隊

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 1 0 師 団 第 3 5 普 通 科 連 隊 航 空 自 衛 隊 岐 阜 基 地 第 2 補 給 処	1 防災に関する調査推進 2 関係機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災害情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

(6) 警察

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大 垣 警 察 署	1 各種情報の収集・伝達及び民心安定のための広報活動の実施 2 危険区域居住者の避難誘導、罹災者の救出・救助活動 3 被災地における交通秩序の確保並びに不法事案等の予防及び取締り 4 遺体の見分、検視等 5 自主防災組織等に対する活動支援 6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
結 郵 便 局 名 森 郵 便 局	1 災害時における郵政業務の確保及び非常取扱い 2 災害特別事務取扱及び援護対策
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 岐 阜 支 店	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と復旧
日 本 赤 十 字 社 岐 阜 県 支 部 安 八 分 区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中 部 電 力 株 式 会 社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
名 阪 近 鉄 バ ス 株 式 会 社 乗 合 バ ス 営 業 部	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
東 邦 ガ ス 株 式 会 社 岐 阜 営 業 所	1 ガス施設等の整備と防火管理 2 災害時のガス供給 3 被災施設の調査と災害復旧

(8) 医師会等

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
安 八 郡 医 師 会 安 八 郡 歯 科 医 師 会 岐 阜 県 薬 剤 師 会 大 垣 支 部	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること

(9) 公共的団体

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西 美 濃 農 業 協 同 組 合	1 町本部が行う農業関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物等の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資又はその斡旋 4 農業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又は斡旋
病 院 等 管 理 者 社 会 福 祉 施 設 管 理 者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産 4 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
安 八 町 社 会 福 祉 協 議 会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 義援金品の配分 3 県社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力 4 ボランティア活動の推進
商 工 会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋

土 地 改 良 区	1 各施設の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査と復旧 3 湛水防除施設の整備と活動
赤 十 字 奉 仕 団	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保

(10) 災害上重要な施設の管理者

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
金 融 機 関	被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
危険物、高圧ガス等 取 扱 い 機 関	1 高圧ガスの防災管理 2 災害時における高圧ガスの供給
給油所等ガソリン 取 扱 い 機 関	1 ガソリン等危険物の防災管理 2 災害時におけるガソリン等の供給

(11) 地域住民の自主防災組織

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 衛 防 災 隊	1 自主防災組織の整備 2 防災資機材の整備 3 地震予知情報等の伝達 4 組織的初期消火 5 負傷者等の救出救護 6 組織的避難 7 給食給水活動 8 各種防災訓練への参加 9 防災思想、防災知識の普及 10 その他の相互扶助

第3節 町地域の地勢と災害の概要

1. 自然的条件

(1) 位置及び広ぼう

濃尾平野の西北部に位置し、揖斐川と長良川に挟まれた南北約9キロメートル、東西約3キロメートルの細長い町で、総面積は18.16平方キロメートルである。東側は長良川を隔てて羽島市に接し、西側は揖斐川の対岸が大垣市となっており、北部から東北部を瑞穂市、大垣市墨俣町、南部は輪之内町に接している。

役 場 の 位 置	北緯	35 度 19 分 56 秒
	東経	136 度 40 分 07 秒
	標高	海拔 5.4 メートル

(2) 地勢及び気象条件

本町の地勢は、海拔4～6メートル内外の平地で、南に向かってゆるやかに傾斜し、肥沃な農耕地を形成している。

気象条件は、伊吹山の影響により冬季は西からの季節風が強く、空気が乾燥して気温が低くなり、夏季は揖斐川、長良川の上流にある山地が日本有数の多雨地帯を形成しているため、揖斐川や長良川の洪水の原因をなし、古来よりしばしば出水に悩まされてきた。

2. 社会的条件

(1) 人口

本町の行政人口は過去微増を続け昭和55年に13,901人であったものが、平成2年には15,085人となり10年間で8.5%増加していた。しかし、平成2年以降は横ばい状況となり平成27年現在（国勢調査）で14,752人である。世帯数はなお増加を続け平成27年現在では、1世帯当たり人口は3.13人にまで減少し、少子化、核家族化の傾向があらわれている。一方、高齢者人口の増加も著しいものがあり、全人口中に占める割合は昭和55年には全体の8.9%であったものが、平成7年には12.5%に、また平成22年では20.9%まで上昇している。

こうした傾向は、日常から住民同士のつながりが希薄なものとなり被災時に組織化された行動がとりにくく、行動が不自由な要配慮者が増加していることを示している。

(2) 土地利用

土地利用の動向をみると、宅地等が増加しており、また名神高速道路、東海道新幹線に関連する道路整備が進んだ関係から、企業の誘致が進められ、宅地用地や企業用地が増大している。

本町においては、都市計画法による市街化区域、市街化調整区域の線引きが昭和46年に、また用途地域が昭和48年に定められているが、今後は防災上の視点からの計画の見直しも検討する必要がある。

本町における用途地域の指定状況は、資料編の「都市計画用途地域指定状況」に示す。

(3) 産業

恵まれた立地条件で情報機器・半導体、化学製品、精密電子部品、乳製品等を生産する企業等を誘致したことによって、田園工業都市へと変貌をとげた。一方、織物や撚糸、縫製等の地場産業も行われている。

大規模工場は中央部から南部にかけて、農地内に分散立地しており、農地は、概ねほ場整備がされ水田として利用されているが、中央部から南部にかけては畑地としても利用されている。

今後は、こうした企業との災害時の連携についての検討も必要である。

(4) 道路の現況

広域幹線道路は、東西に横断する国道 21 号、主要地方道大垣一宮線、岐阜垂井線と、南北に縦断する一般県道美江寺西結線、安八平田線、北方多度線及び大垣江南線（一部供用開始済）の計画等により骨格が形成されている。さらに、南部を通る名神高速道路のインターチェンジが大垣市と羽島市にあり、主要な道路に接続している。

町道は、幹線（1・2 級）町道と生活に密接に係わる「その他の町道」を合わせ、舗装率は約 80% となっており、交通量、緊急度に応じて改良舗装が進められてきた。今後も「安ハスマートインターチェンジ」及びそれに接続される幹線町道を含む幹線道路の積極的な整備を進めるとともに、「その他の町道」についても、幹線道路の整備状況に合わせて整備を図る必要がある。

本町における道路の整備状況は、資料編の「道路整備状況」に示す。

(5) 交通機関

バス輸送は、現在岐阜市、大垣市及び羽島市方面と結ばれており、瑞穂市方面へのバス輸送も計画されている。また、鉄道は北端を東海道本線と樽見鉄道が通り、岐阜羽島駅へ 2 ～ 7 キロメートルの距離にある。

3. 災害条件

本町における原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりである。

(1) 水害

本町においては、東に長良川、西に揖斐川の国直轄河川と、南北に準用河川の中須川、普通河川の大江川等が縦断し、周囲を総延長 21 キロメートルに及ぶ堤防が取り巻いている平坦な低湿地が多いため、永い歴史の中で幾たびも大きな水害を受けている。

昭和 51 年には、長良川が長雨による増水のため本堤が決壊し、町内のほぼ全域が浸水した大災害が発生している。

(2) 火災

市街化の進行に伴い、火災の危険性は増大しているが、特に本町においては、企業の進出とともに危険物貯蔵施設が数多く存在している。

(3) 震災

本町は、近年においては、地震による被害を受けていないが、明治 24 年 10 月の濃尾地震（マグニチュード 8.0）は、美濃地方全域に甚大な被害を与えた。この地震と同程度の地震が再び発生した場合、生活エネルギーの増大化、多様化により種々の災害要因が激増した現状では、激甚かつ広域的な被害の発生が予想される。

また、近年、駿河湾沖を震源とする東海地震の発生が憂慮され、地震に関する調査研究の進展や平成 7 年の兵庫県南部地震による被害等から濃尾地震のような最大級の地震が発生すれば、家屋の倒壊等の被害が発生することが予想されるが、本町の地盤は揖斐川、長良川の流出土により形成された軟弱な沖積層からなっており、注意が必要である。

(4) 原子力災害

本町は、最寄りの原子力発電所である敦賀発電所から南西に約 75 キロメートルの距離に位置している。

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、県が行った全 28 ケースのシミュレーション結果のうち、本町では気象条件によって 2 ケースで 20～100mSv の被ばくが予想されている。今後は国、県の原子力災害対策を踏まえながら、本町においても対応が必要となる。

(5) 過去の災害履歴

本町において特筆すべき災害は水害であり、特に明治 29 年 9 月と昭和 51 年 9 月の水害は激甚なものであった。

本町における水害の履歴は、資料編の「水害の履歴」に示す。なお、昭和 51 年 9 月の水害は記憶に新しいため、特に詳細な記録を掲載する。

第2章 災害予防

第1節 総則

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないうことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見を総動員し、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、県、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

1. 推進体制

(1) 減災に向けた「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

町及び県は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「災害から命を守る岐阜県民運動」の展開に努める。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

町及び県は、多様な視点到配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命や防災の現場における女性の参画拡大などその他の多様な視点到配慮した防災体制の確立に努める。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

町は、平常時から関係機関や企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化

を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

町は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。

町は、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図る。

2. 防災業務施設・設備等の整備

(1) 気象等観測施設・設備等

町及び県は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(2) 消防施設・設備等

町等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

(3) 防災施設・設備等

県は、防災ヘリコプターを導入し、防災航空隊を組織して、緊急活動に備えた訓練を行い、有事の際の即応体制の確立を期する。また、県は、災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、市町村に緊急離着陸場を設定する。

町は、県等の防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図る。

(4) 通信施設・設備等

町及び県等は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、自治会、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

(5) 水防施設・設備等

町及び県等は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

(6) 救助施設・設備等

町及び県等は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食料、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検を行う。

(7) 災害対策本部施設・整備

町及び県等は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速かつ的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図る。

また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

(8) 迅速な参集体制の整備

災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(9) 防災拠点施設の整備

町は、大規模災害発生時の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する広域防災拠点施設の指定を行う。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 物資配分活動拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分す

るための一時集積配分拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

(10) 複合災害対策

町及び県は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各種防災関連計画等を見直し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

(11) その他施設・設備等

町及び県等は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルート of 確保計画を策定し、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図る。

第2節 防災思想・防災知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、町民の自助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

さらに、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 町地域防災計画の周知

(1) 町地域防災計画を修正したときは、次の機関あるいは関係者に配布し、その内容の周知徹底を図る。

- 町内各機関
- 防災関係団体
- 町内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者
- 近隣市町村
- 区長
- その他必要と認める者

(2) 毎年度計画の検討をし、修正をしたときは、直ちに関係機関に対し説明会を開催し、特に総合的实施を要する対策に重点をおいてその徹底を図る。

(3) 町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

2. 「岐阜県防災点検の日」の設定と点検事項

毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ。）を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

点検実施の例（10ヵ条）は次のとおりである。

〈個人〉

- 1 消火器の操作方法
- 2 応急手当での処置方法
- 3 緊急避難カードの作成
- 4 非常持ち出し品
- 5 災害情報の入手方法
- 6 緊急時の連絡先
- 7 災害が発生した時の行動
- 8 家具等の落下・転倒防止
- 9 避難場所
- 10 避難路

〈家庭〉

- 1 家族の役割
- 2 非常持ち出し品
- 3 火災防止対策
- 4 家具等の落下・転倒防止
- 5 灯油等危険性物質確認
- 6 家族の連絡方法、集合場所
- 7 高齢者等の要配慮者の避難対策
- 8 家の外回り
- 9 避難場所までの危険箇所
- 10 避難場所・避難路

〈地域〉

- 1 自主防災体制
- 2 地域住民の把握
- 3 要配慮者の避難対策
- 4 地域住民への連絡系統
- 5 防災資機材
- 6 警察・消防への連絡系統
- 7 消防水利・施設
- 8 物資等の搬送場所
- 9 危険箇所
- 10 避難場所・避難路

3. 住民に対する普及

町は、県及び防災関係機関と相互に連携して、災害時に住民が「自分達の地域は自分達で守る。」という意識の下に、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるよう、必要な知識の普及や教育を行う。

なお、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

(1) 基本的事項

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと
- 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

(2) 教育方法

- ア 町広報紙による普及
- イ 講習会の開催及び自治会、PTA等の会合等の利用
- ウ 災害関連の手引書、パンフレットの作成
- エ パソコン通信、インターネット等による普及
- オ 報道機関への情報提供

4. 職員等に対する教育

防災上必要な専門的知識及び技能の向上、迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て、次のとおり必要な教育を行う。

また、防災士等を育成することで、自主防災組織等の防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図る。

- (1) 災害に関する一般的・専門的知識
- (2) 現在講じられている災害対策
- (3) 今後取り組むべき課題

- (4) 組織の防災体制
- (5) 職員のとるべき行動（事前、発生後）
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）
- (7) 防災士及び防災介助士、サービス介助士の育成
- (8) 普通救命講習などの定期的な受講

5. 学校教育における防災教育

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

6. 災害伝承

町は、県及び防災関係機関と相互に連携して、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓を生かし、啓発を実施し、また、災害の教訓を後々まで伝承するよう、各種広報媒体を通じ、その普及に努める。

7. 企業防災の推進

町及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

8. 防災訓練への積極的参加

町は、県及び防災関係機関と相互に連携して、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第3節 防災訓練

災害発生時において、町計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

また、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように、次により防災訓練を行う。

1. 本町の災害特性を考慮した訓練の実施

町及び町地域内の防災関係者、防災上重要な施設の管理者が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

なお、本町において予想される災害と対象地区は、本章第26節「防災対策に関する調査研究」に定めるとおりであり、各地区の災害要因に対応した訓練の実施を図る。

- (1) 火災の発生 ⇒ 消火器・消火栓・可搬式ポンプ等の取扱い訓練、避難誘導訓練等
- (2) 水害の発生 ⇒ 水防訓練、避難誘導訓練等

《非常時に有効な実践的訓練例》

- ① 消火器、消火栓、可搬式ポンプの取扱い訓練
- ② 倒壊家屋等からの救出訓練
- ③ 負傷者の手当及び救命訓練
- ④ 要配慮者の参加する避難訓練
- ⑤ 炊き出し訓練

2. 総合訓練

町は、各部門別応急対策実施機関と合同して災害が予想される時季前において、概ね次の対策を総合して訓練を実施する。

訓 練 科 目	関 係 各 機 関	訓 練 科 目	関 係 各 機 関
気 象 警 報 等 伝 達 訓 練	町・消防・関係機関・住民	医 療 訓 練	町・民間医療機関
通 信 訓 練	町・防災機関・自衛隊	炊き出し・その他 救 助 訓 練	町・奉仕団・自衛隊
避 難 及 び 誘 導 訓 練	警察・消防・関係機関	消 防 ・ 水 防 訓 練	町・消防機関・自衛隊
救 助 ・ 救 出 訓 練	消防・警察・自衛隊	そ の 他	関 係 各 機 関

3. 水防管理団体の水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防訓練を実施する。

(1) 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いため、次の実施要領に基づいて充分訓練を行うこと。

- ア 観測
- イ 通報
- ウ 動員
- エ 輸送
- オ 工法
- カ 樋門・角落し等の開閉操作
- キ 避難

(2) 実施期間

- ア 指定水防管理団体は、6月末までに行うこと。
- イ その他の管理団体は、指定管理団体に準ずる。

4. 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、医療機関、社会福祉施設、事業所、作業場等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。

5. 部門別避難訓練

- 保育園 毎月 1 回
- 小・中学校 毎学期に 1 回
- 社会福祉施設 年 2 回以上

上記の訓練は、警察、消防職員の指導を受けて実施する。

6. 広域災害を想定した防災訓練

町は、県及び周辺市町村等と連携して、複数県に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

7. 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図る。

8. 防災訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

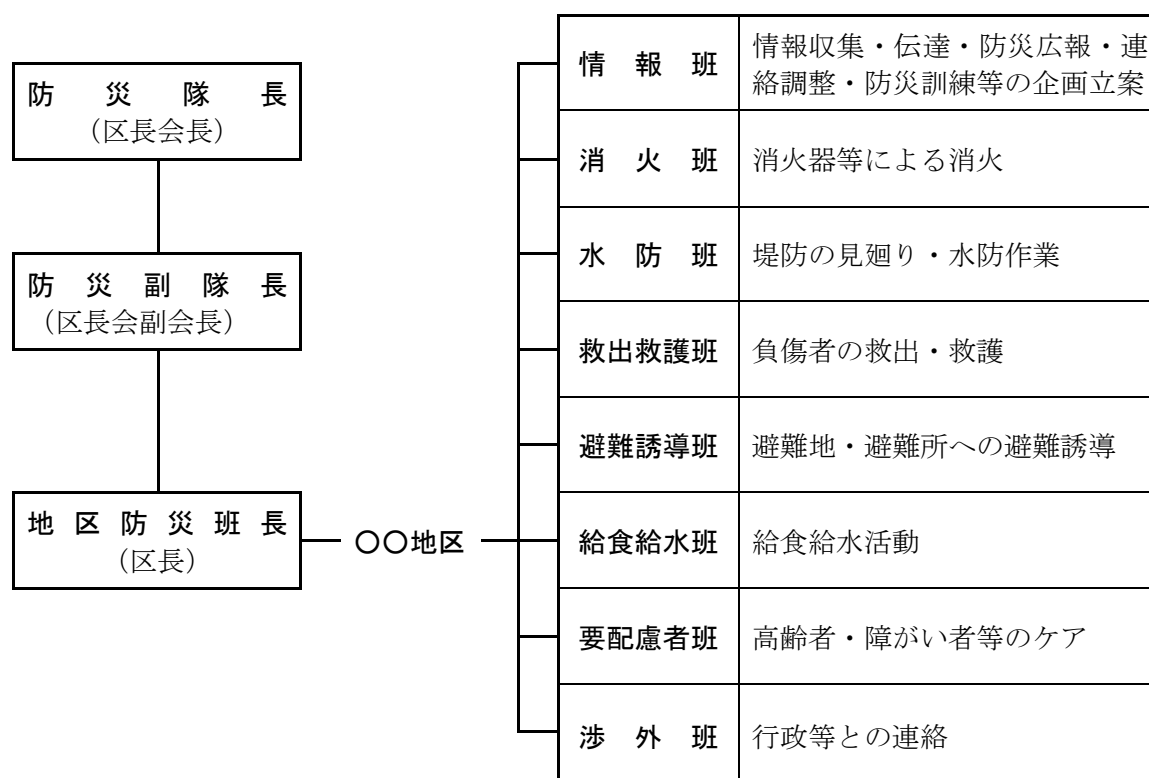
大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分達で守る。」という住民のコミュニティ連帯意識に基づく防災活動が不可欠であり、同時に事業所の自主防災組織による活動も欠かせないものとなってくる。

したがって、町は地域住民、事業所等の自主防災組織の整備、育成を図り、訓練等の実施により災害時の住民、事業所等の自主的な活動を促し、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

1. 地域住民の自主防災組織

- (1) 消防OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化
- (2) 町は、消防団員OBのうちから地域消防防災活動協力員を任命し、その専門知識を生かした地域に密着した指導により、自主防災組織の活動の充実を図る。
- (3) 本町においては、地区ごとに自衛防災隊が組織され活動しているが、さらに発展させ、災害時に被害を軽減できる自主防災組織活動が行えるように、活動拠点や必要な資機材等の整備を図る。
- (4) 組織及び活動の内容

ア 組織編成例



イ 平常時又は非常時の活動内容

(ア) 日常の活動例

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班
水防対策	1 水防資器材の整備 2 重要水防箇所の把握	水 防 班
救出対策	1 救出用資器材の整備計画 2 建設業者等への重機の事前協力要請	救 出 救 護 班
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班
情報対策	1 情報の収集、伝達方法 2 地震についての知識の収集及び啓発	情 報 班
要配慮者 対 策	1 自力で避難困難な要配慮者のリストアップ 2 要配慮者の避難計画の作成	要 配 慮 者 班
他組織との 連携対策	1 町本部との連絡体制の確立 2 町内防災関係機関や隣接町内会、事務所との連絡方法の確立	渉 外 班
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 避難計画の作成	避 難 誘 導 班
給食給水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し、配分計画	給 食 給 水 班
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各 班
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班

(イ) 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 消 火 班
水防対策	1 水防関係機関への協力 2 堤防の見廻り	水 防 班
救出対策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救 出 救 護 班
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置 3 重傷者等の医療機関への搬送	各 世 帯 救 出 救 護 班 〃
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約 3 重要情報の各世帯への広報 4 地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報収集	各 世 帯 情 報 班 〃 〃
要配慮者 対 策	1 要配慮者の避難救護 2 避難所における要配慮者への協力	要 配 慮 者 班

他組織との 連携対策	1 被災状況等の町本部への報告 2 町内防災機関や隣接町内会、事業所との情報交換 3 安否等住民に関する情報の町への提供	渉 外 班
避難対策	1 避難路の安全確保 2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	避 難 誘 導 班
給食給水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分	給 食 給 水 班

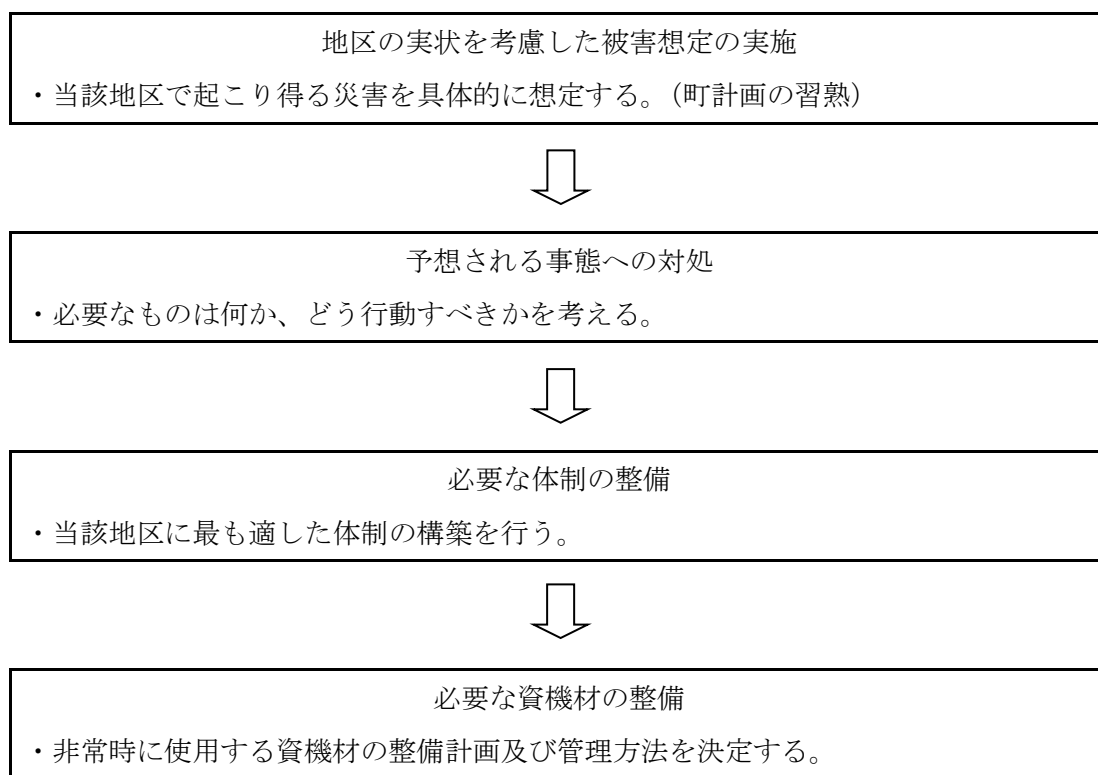
(5) 自主防災組織のリーダー研修

町、その他の防災関係機関等は連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

2. 防災マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、1で定めた班編成及び役割については地区ごとに協議を行い、必要により改正を行う。その際、職員及び消防団員は、積極的に協力する。

また、地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内に消防団、医師、看護師等の専門家（若しくはOB）が在住しているかを確認の上概ね次のような段階を重ね、協議を行う。



3. 施設の自主防災組織の設置

法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成するものとし、また、自主防災組織を設置

している施設については、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

4. 事業所における自主防災組織

自主防災組織を設置していない多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望ましい施設については、事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を作成する。

5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び事業者は、地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、地域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第5節 ボランティア活動の環境整備

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

1. ボランティア意識の啓発と組織化推進

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との提携の下に、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

また、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

2. 災害救援ボランティアの登録

町及び県の社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて、指導・支援する。

また、ボランティアの登録状況について把握しておく。なお、社会福祉協議会は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行う。

(1) 対象者

ア 18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ア) グループの活動であること

(イ) グループに20歳以上の指導者がいること

(ウ) 原則として県内の活動に限ること

ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

(2) 登録後の活動要請

次の場合に県社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

3. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町は、町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援する。

- (2) 県社会福祉協議会（ボランティア・市民活動支援センター）の連絡先

岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福社会館内

TEL : 058-274-2940 FAX : 058-274-2945

- (3) ボランティアコーディネーターの育成

町及び県の社会福祉協議会は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの育成、確保に努める。

なお、町及び県は、ボランティアコーディネーターの育成、確保について支援する。

4. ボランティア活動拠点の整備

町及び県の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、準備等の整備を図る。

第6節 広域的な応援体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることから、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、事前にこれを想定したきめ細かい取り決めを行う。

1. 県域を越えた広域相互応援

町は、必要に応じ、県外の近接市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努める。

2. 県内相互応援

(1) 広域消防相互応援協定

県内市町村は、消防組織法第21条の規定に基づき消防に関し相互の応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

(2) 県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害時相互応援協定」を締結している。

3. その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊の設置

県内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な救助体制として「緊急消防援助隊」が設置されている。

(2) 広域緊急援助隊の設置

国内の大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応でき、高度の救出能力と自活能力を有する「広域緊急援助隊」が管区警察局単位等に設置された。全国警察の機動隊員、管区機動隊員、交通機動隊員、高速道路交通警察隊員の一部を指定して編成。

(3) 広域航空消防応援

消防組織法第24条の3の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

第7節 緊急輸送網の整備

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

1. 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。

緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

町を通る緊急輸送道路は資料編「○指定緊急避難場所・指定避難所一覧＜防災拠点位置図＞」を参照。

(1) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

2. 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を強化し、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

また、本町においては、「安八スマートインターチェンジ」により高速道路とのアクセス強化を図り、県指定緊急輸送道路や幹線町道と接続し、町で定めた防災拠点のほか、避難所、医療施設等をネットワークできる形で速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制の整備に努める。

3. 道路被害状況の迅速把握

県は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確

保について、民間団体等との協定の締結に努め、町は、その活動に協力する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

4. 防災拠点の指定

県は、第1次拠点、第2次拠点、第3次拠点の区分で防災拠点を指定する。

町においては第2次拠点に役場が指定されている。町は、防災拠点の指定を受ける施設について、災害時の各種活動の拠点としての機能を発揮できるよう、平常時から整備等に努める。

5. 一時集積配分拠点施設の設置

町及び県は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として一時集積配分拠点施設を設置する。

本町における緊急物資の一時集積配分拠点は、次のとおりである。

名 称	所 在 地	電 話
総合体育館	大野 343	64-5585

[岐阜県災害時広域受援計画]

6. 緊急通行車両の周知・普及

町及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第8節 防災通信設備等の整備

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、防災行政無線のほかバックアップ機能（情報通信体制の多重化）の保持という観点から各種通信施設の整備を図る。

1. 町の通信設備の現況

町の通信設備については、整備計画を策定し、これに基づき整備を推進するとともに万一これらに被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。また、運用の習熟に努める。

町において利用可能な通信は、次のとおりである。

- (1) 岐阜県防災情報通信システム
- (2) 町防災行政無線
- (3) 消防署との専用電話
- (4) 携帯電話
- (5) 防災相互通信用無線
- (6) 緊急速報メール
- (7) 登録制メール
- (8) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

2. 非常無線通信の利用

町は、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、岐阜地区非常通信協議会の協力を得て電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図る。

3. その他の通信網の整備

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

- (1) 衛星携帯電話

災害発生による設備被害のリスクが小さく、電話回線の輻輳状態に影響されない通信網として積極的活用を図る。

- (2) インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

4. 情報の収集、伝達方法の多様化

町及び県は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、災害現場情報等の収集に努める災害発生による設備被害のリスクが小さく、電話回線の輻輳状態に影響されない通信網として積極的活用を

図る。

5. 情報システムの高度化等

(1) 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

また、高度化したシステムにより、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(2) 情報収集・連絡システム

町及び県は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

第9節 火災予防対策

大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

1. 消防組織

常備消防として、大垣市ほか4町により大垣消防組合が組織され、本町においては中消防署東分署が消防活動を展開しているほか、安八町消防団、女性防火クラブ、少年消防クラブが組織されている。各消防組織の構成及び消防水利等の状況は資料編の「消防組織等」に示す。

2. 消防力の強化

町は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- (1) 町消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充
- (2) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- (3) 必要な資機材等の整備
- (4) 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- (5) 消防団の在り方（施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の確保及び入団促進かつその育成）についての継続的な見直し、検討
- (6) 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

3. 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

- (1) 防火水槽の整備
- (2) 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- (3) 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第10節 水害予防対策

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等については水防計画を策定するが、水害と関連のある道路施設対策については次に定めるところによる。

1. 道路施設等の整備

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(1) 道路の整備

道路防災点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。
また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために、共同溝、電線共同溝の整備推進を図る。

(2) 橋りょうの整備

道路防災点検に基づき（「道路橋示方書」「道路震災対策便覧」等により）、緊急性の高い橋りょうについて順次耐震補強を実施する。

2. 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

3. 水害リスクの開示

町及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

なお、町内において災害時に被害の危険があると予想される地域、箇所あるいは災害の予想される場合に特に重点を置いて防護活動を行う必要がある箇所の状況は、資料編の「災害危険地域一覧」に示す。

4. 水防計画の作成

本町は、岐阜県により水防管理団体に指定されている。岐阜県水防計画によれば指定水防管理団体即ち町は毎年水防計画（具体的な実施計画）を作成することとなっているため、本町においても次に岐阜県水防計画による水防計画作成要領等を踏まえ水防計画を策定する。

5. 防災知識の普及

町、県及び防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシ

ミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図る。

第 1 1 節 危険物等災害予防対策

危険物、ガス、毒劇物及び火薬類は、その取扱いを誤ると火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

1. 危険物

(1) 町及び大垣消防組合消防本部の措置

ア 危険物施設に対する指導

消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

(ア) 施設の耐震性の確保

(イ) 各種の講習会及び研修会の開催

(ウ) 防災訓練の徹底

イ 事務所、一般家庭への啓発

その他石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭には、灯油の適正な保管及び取扱い方法の指導啓発を行う。

(2) 危険物施設における措置

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため、次の対策等を行う。

ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検

イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

ウ 危険物施設の整理、清掃及び点検

2. 毒物及び劇物

毒物及び劇物を保管又は取り扱っている事業所に対しては、検査等を通じ県が指導を行うが、毒物及び劇物を取り扱う事業者は、次の対策等を行う。

(1) 部門責任者（保管、販売、保安）の設置と管理部門の明確化

(2) 従業員に対する安全教育

(3) 事故時の通報体制の確立

(4) 転倒防止対策等施設の整備点検

(5) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立

(6) 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備

(7) 地震防災教育及び訓練の実施

3. 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

- (1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- (2) 応急措置等についての保安教育
- (3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- (4) 防災協定等による地域応援体制の確立
- (5) 防災訓練の実施等

第 1 2 節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。

また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1. 避難計画の策定

町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。

また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

計 画 の 内 容	
1	避難の勧告又は指示を行う基準
2	避難の勧告又は指示の伝達方法
3	避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
4	避難方法・経路・誘導方法・誘導責任者等
5	避難場所等の整備に関する事項
	(1) 受入れ施設
	(2) 給水施設
	(3) 情報伝達施設
6	避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等（以下、「要配慮者利用施設」という。）の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告する。本町の要配慮者利用施設は、資料編「要配慮者利用施設一覧」による。

避難確保計画の内容	
1	計画の構成
2	計画の目的
3	計画の適用範囲
4	防災体制 洪水時等の際の活動内容、活動体制の区分、体制確立の基準、対応要員
5	情報収集及び伝達 収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容
6	避難の誘導 避難場所、避難経路、避難誘導方法
7	施設の整備 洪水等に係る情報収集、伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況
8	防災教育及び訓練 従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容
9	自衛水防組織の業務（土砂は除く） 自営水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容

2. 避難場所・避難所

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討しておく。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができることとする。指定緊急避難場所と指定避難所について、公共的施設等のみで充足が困難な場合は、民間事業者との協定等により、指定緊急避難場所と指定避難所として指定することを検討する。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所について、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

ア 広域避難場所

(ア) 広域避難場所の指定・周知

町は、火災が延焼拡大した場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保・指定し、住民に周知する。

(イ) 広域避難場所の整備

広域避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり整備を図る。

- 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。
- 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る。
- 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る。

(ウ) 広域避難場所標識の設置等

町は、広域避難場所を指定した広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

(エ) 避難地区分けの実施

- 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることができる。
- 避難地区分けにあっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加も考慮し、避難地受入れ力に余力を持たせる。

広 域 避 難 場 所 の 選 定 基 準	
1	広域避難場所の面積は、概ね 10ha 以上の空地とする。
2	広域避難場所における避難民 1 人当たりの必要面積は、概ね 2 m ² 以上とする。
3	広域避難場所は要避難地区のすべての住民を受入れできるよう配置する。
4	広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ散在していなければならない。
5	広域避難場所は、大規模なげ崩れや浸水などの危険がないところとする。
6	広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れていること。

イ 一時避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織、地区ごとに一時的に集合して待機する場所として一時避難場所をあらかじめ確保・指定し、住民に周知する。

一 時 避 難 場 所 の 選 定 基 準	
1	自主防災組織・自治会等の居住者等を受入れできる程度の広さを有する公園、グラウンド等の空地とする。
2	付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
3	居住者等が集合しやすく、移動しやすい所とする。
4	水害に備え、地形的に安全な高台等

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者の受入れ等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町及び県は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。なお、避難所の指定を行った場合には、町広報誌等により周知徹底を図り、緊急時に備える。

避難所の選定基準	
1	被災者が避難生活しやすい（物資の運搬・集積・炊事・宿泊等の利便性）公共の施設であること。
2	地区住民を十分受け入れることができる面積を有すること。
3	耐震耐火構造であること。地震により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空地があることが望ましい。
4	町が管理する以外の施設にあっては、利用についての協定等が締結されていること。
5	選定の順序は、概ね次のとおりとする。
①	公立小中学校
②	その他の公立学校
③	公民館・集会所
④	神社・寺院・教会
⑤	その他の公共的施設

3. 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難道路の選定基準	
1	概ね8 m以上の幅員とする。
2	相互に交差しないものとする。
3	道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
4	アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
5	地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
6	自動車の交通量がなるべく少ないこと。
7	複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

4. 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営体制を確立するため、避難者（自主防災組織等）、町、施設管理者の協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

マ ニ ュ ア ル の 内 容	
1	避難所開設・管理責任者
2	避難者の自治組織（代表者・意思決定手続等）に係る事項
3	避難所生活の基本的ルール
	（1）居住区画の設定・配分
	（2）共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
	（3）プライバシーの保護等
4	避難状況の確認方法
5	避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
6	その他避難所生活に必要な事項
7	平常体制復帰のための対策

5. 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

6. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定

町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、町長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れが生じることのないよう代理規定等を整備するように努める。

7. 避難勧告等の助言に係る連絡体制

町は、避難勧告又は指示を行う際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

8. 浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合、又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定

のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、その施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

町は、本計画において定める洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

また、下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

9. 避難に関する広報

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがか

えって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

10. 帰宅困難者対策

公共交通機関の運休や道路が寸断した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

11. 物資、資機材等の確保

避難所においては、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する必要物資の備蓄や資機材の確保に努める。

また、町は、住民の避難や物資の輸送を円滑に行うため、特殊車両の導入を検討する。

第13節 必需物資の確保対策

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、町、県との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

さらに、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

1. 備蓄の基本的事項

町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品、薬等は原則として個人が備蓄する。

また、自主防災組織において共同備蓄を進める。なお、町は、それらの啓発に努める。

(2) 町備蓄

大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

2. 緊急輸送拠点の整備

町及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

3. 支援物資の輸送体制の整備

町は、県及び国、民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図ると共に、関係機関との訓練を実施する。

第14節 要配慮者・避難行動要支援者対策

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。

町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況等の特性に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

要 配 慮 者（「防災白書」より）
1 自分の身に危険が差し迫った場合に、それを察知する能力がないか、困難な人
2 自分の身の危険が差し迫った場合に、それを察知しても適切な行動をとることができないか、困難な人
3 危険を知らせる情報を受けとることができないか、困難な人
4 危険を受けとつても、それに対して適切な行動をとることができないか、困難な人、乳幼児、重篤な傷病者、身体障がい者、高齢者、妊婦、外国人等

1. 地域における支援

要配慮者の避難、救出等においては迅速な行動が必要なため、主に自治会等（自主防災組織）が当該地区内の状況を把握しておく。その際、次の事項に留意する。

- (1) 避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。
- (2) 災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を地区で複数指名しておく。
- (3) 指定避難所への避難を行った際は、指定避難所又は地域で避難行動要支援者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

2. 町における措置

(1) 災害時の避難行動要支援者名簿の作成と措置

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

町は、避難支援等に携わる避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

町は、避難行動要支援者の円滑な避難のため、分かりやすい言葉や表現に配慮し、避難準備情報等を多様な手段により情報伝達を行う。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難所から指定避難所へ移送するため、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

なお、避難支援等関係者による避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体を守ることが大前提である。そのため、町は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

また、災害発生直後、関係機関の協力を得て、避難行動要支援者名簿や地図あるいは警察（特に交番）の情報を利用する等して居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

発 見 後 の 措 置	
1	指定避難所への移動
2	特養老人ホーム（あすわ苑）、社会就労センター（ひかりの里）への緊急入所
3	居宅での生活が可能な場合には、在宅保健ニーズの把握

ア 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

- ・ 75 歳以上のひとり暮らし高齢者、又は夫婦世帯
- ・ 介護保険における要介護 3 以上の認定者
- ・ 身体障害者手帳 2 級以上の交付を受けている者
- ・ 療育手帳の交付を受けている者
- ・ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- ・ 町長が必要と認めた者

イ 避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 名簿に記載する個人情報

- ・ 氏名（ふりがな）
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援を必要とする事由
- ・ その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(イ) 個人情報の入手方法

安八町避難支援プラン全体計画に定めたところにより、次に掲げる通常業務等を通じて情報を集約する。

- ・ ひとり暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ・ 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。
- ・ 民生児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。

- ・福祉関係団体からの情報収集により把握する。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者の移動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿の情報を最新の状態に保つ。

エ 避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (ウ) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないように努める。

(2) 避難の長期化等への対処

ア 被災した要配慮者が多数にのぼり、社会福祉施設への入所のみで対処不能のときは、一時的に以下の施設を要配慮者専用避難所とし、必要なスタッフを確保する。

施 設 名	所 在 地	電 話
ハートピア安八	氷取 30	64-1515
安八温泉保養センター	中須 202	64-5533
中央公民館	南今ヶ淵 400	64-4343

イ 食料を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

ウ 要配慮者の仮設住宅への優先入居を図る。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や民生児童委員等による地域ぐるみの日常的な要配慮者の見守りネットワーク活動や助け合い活動、要配慮者マップづくり住民向け講習会、地域座談会等を通じて、要配慮者の把握や災害時に備えた体制づくりに町と連携して努める。

(4) 施設管理者

施設管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自営防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、町との連携の下に、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(5) 住民

住民は、自主防災組織に要配慮者班を設ける等、要配慮者を支援できる地域の体制づくりに努める。

3. 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

町及び県は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及啓発を行うとともに、地域、

社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

また、社会福祉施設等の要配慮者を雇用する事業所管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るための防災訓練、防災教育等を行う。

特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。

要配慮者は、自分の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法等を明確にしておくよう努める。

住民は、積極的にボランティアとして活動する等、要配慮者の生活について知識の習得に努める。

4. 施設、設備等の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入・普及を図る。

町及び県は、災害時に社会福祉施設において一定程度の要介護者等を受け入れ可能となるよう施設整備を進める。

また、施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

5. 人材の確保とボランティアの活用

町及び県は、要配慮者の支援にあたり、指定避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めるとともに、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

また、施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

6. 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

第15節 応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1. 供給体制の整備

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

また、町及び県は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2. 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておく。

第 16 節 医療救護体制の整備

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

1. 災害医療救護活動体制の確立

町は、災害時の迅速な災害医療救護活動を実施するため、自主防災組織の活用と町内医療機関の協力を得て災害時の災害医療救護活動計画の策定を検討する。

(1) 救護所の設置

(2) 医療機関での対応

(3) 傷病人の搬送体制

ア 救護所、医療機関から他の医療機関への車両移送

イ 県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請による移送

(4) 医療関係ボランティアの受入れ体制

2. 救護所、救護病院の整備

町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、町広報誌や防災訓練等によって住民への周知を図る。

区 分	施 設 名	所 在 地	電 話
救護所	保健センター	南今ヶ淵 375	64-3775
救護病院	大垣市民病院	大垣市南頬町 4 丁目 86	81-3341

3. トリアージ知識の普及・啓発

災害時には、重傷病者より治療に当たる必要があるため、負傷程度の判定を行うことが重要である。したがって、町内医療機関及び医師会と協力してトリアージ技術の習得及びその体制の整備に努める。

4. 医薬品等の確保体制の確立

町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医薬品等の確保体制に努める。

(1) 救急医薬品

(2) 医療用資機材の備蓄

(3) 調達体制の整備

(4) 在庫量の把握

第 17 節 防疫対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を図る。

1. 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図る。

2. 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3. 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、インフルエンザ等の感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第 18 節 河川防災対策

昭和 51 年の長良川決壊による水害は、ほぼ全町域に及び、本町にとって水害に対する防災体制の重要性を認識させられるものであった。

今後は、水害に対する警戒、非常、救助等の体制の強化を図り、町消防団及び住民が一体となった災害応急体制の確立を図ることはもとより、災害の拡大の防止又は軽減を図るため、国、県等と緊密な連絡のもとに、河川改修等の事業の推進に努め、適正な維持管理を行い水害の未然防止を推進する。また、水防に関する予防計画は、本節によるほか、別に定める「安八町水防計画」の定めによる。

1. 河川改修計画

水害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

特に、一級河川である揖斐川及び長良川は、いずれも河床が高い上に、堤防の漏水箇所があるため、中高水護岸の継続的整備を要請し、また、県管理河川である宝江川についても県と連携し改修を促進する。

2. たん水区域の解消

輪中地域内においては、河川出水が輪中堤によって保護される反面、いったん輪中内にたん水した場合は、機械による排除が必要な地域があるため、排水機や排水ポンプを増設し、内水排除の強化を図る。また、準用河川等の浚渫や内水路の整備を推進する。

3. 本町における警戒雨量

雨による災害の発生が起こるおそれのある場合における警戒雨量は、概ね次表のとおりである。

町は、住民に対しハザードマップ等を活用し、危険区域・箇所の周知を図るとともに、この雨量を目安として危険地区ごとに警戒雨量を定め、情報の連絡、避難の体制等の確立を図る。

(単位：mm)

地区名	注意を要する雨量		警戒を要する雨量		
	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	前日までの雨量が	なお当日の雨量が	時間雨量が
中・西濃地区	150 以上で	35 を超えたとき	150 以上で	50 を超え	40 を超えたとき
	150 以下で	50 を超えたとき	200 以下で	なお降雨が継続する見込みの場合	

(注) 本雨量は、一応の目安であって、これ以下の降雨であっても災害の発生するおそれがあることに注意する。

第 19 節 建築物災害予防対策

本町においては、最盛期に比べ若干鈍化しているものの、依然として住民の持ち家志向が高く、住宅の新築が続いているが、災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

1. 建築物防災知識の普及

町は関係機関の協力を得て、次のとおり印刷物及び各種展示会等により建築物防災知識の普及を図る。

(1) 既存建築物の保全対策

災害時に住宅等建物の保全を期するため、一般住民に対して火災、台風等に対する既存建築物の平常時や台風来襲時等における維持補修や補強の方法等を普及する。

(2) 建築基準法等の遵守

県では、建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合するよう建築確認審査業務を行っており、町においても一般住民に対して法の遵守の広報を行う。

また、地震発生時には、落下物による被害が出ることが予想されるため、看板等の屋外広告物の設置者に対する指導、建築物等のタイル貼り仕上げの外壁の落下防止の指導に努める。

2. 公共施設災害予防の推進

災害対策本部を設置する施設、設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。また、発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等により実施する。

(1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

(2) 建物の定期点検等を実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(3) 体育館等の大規模空間を有する建物については、天井の落下物脱落防止に努める。

3. 防災査察

病院等の不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第20節 防災営農対策

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

1. 指導等の実施

(1) 指導事項等

町、県及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行う。

(2) 指導等の方法

町、県及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行う。

2. 病虫害防除器具の整備

県及び農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努める。

3. 災害用水稲種子の確保

農業団体は、災害時における代作用種子を確保するものとし、水稻の再生産に努める。

第21節 ライフライン施設対策

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

1. 水道施設

町は、災害時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

(1) 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保

(2) 浄水場施設等の安全性の確保

ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化

イ 緊急時給水拠点としての配水池・調整池の整備推進＝貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置

(3) 管路施設の整備

ア 導・送・配水管路の耐震性の強化＝老朽管の敷設替え、耐震性の高い管の採用

イ 配水系統の相互連絡＝2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備

(4) 電力設備の確保＝水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備

(5) 緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を行う場合（配水池、給水車配置場所及び飲用井戸等）あらかじめ設定する。

(6) 資機材の備蓄等

ア 復旧工事用資材の備蓄及び調達（製造業者と優先調達に関する契約締結）

イ 応急給水用器材の備蓄＝給水タンク等の整備

(7) 広域的相互応援体制の整備＝「岐阜県水道災害相互応援協定」及び「東海4県水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援体制、受入れ体制を整備さらに、「東海4県水道災害相互応援に関する覚書」に基づき体制を整備

2. 下水道施設

町は、災害時において安全で衛生的な生活環境を最低限維持するため、次の事項に留意して下水道施設の整備等を行う。

(1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の把握

(2) 施設設備の耐震・液状化対策等

- ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策
- イ その他の施設については、ある程度の災害被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とし復旧対策に重点を置いて整備
- ウ 緊急用として管渠及び処理場にバイパス等の整備
- エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備
- オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、災害による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備

(3) 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）

(4) 施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討

(5) 下水道台帳の整備

(6) 中部ブロック災害応援体制の整備＝「災害応援に関する協定」及び応援資材・機器の保有状況の把握

3. 電気施設

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を行う。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

- ア 復旧用資材
- イ 各種工具
- ウ 無線
- エ 車両・船艇
- オ 高圧発電機車（都市被災を想定し、必要台数の充実）

(3) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備（自動参集基準の策定）
- イ 交通途絶時の出動体制の確立
- ウ 関連会社との連絡体制の確立（対策要員の再確認と連絡体制の整備）

(4) 被害状況収集体制の整備

- ア ヘリコプター緊急出動体制（パイロット及び搭乗者の確保と緊急出動体制の整備）
- イ 衛星通信回線の導入（移動無線、加入電話等に加え、衛星通信回線を確保）

(5) 一般向け防災啓蒙活動、二次災害防止啓蒙活動の実施

4. 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。

(1) 電気通信施設、設備の安全確保

- ア 社屋の耐震化の推進
- イ 社屋内設備の耐震化、転倒防止の推進
- ウ 電線類の地中化

(2) 災害対策機器類の配備

- ア 孤立防止用無線電話機
- イ 可搬型移動無線機
- ウ ポータブル衛星通信装置
- エ 非常用デジタル交換装置
- オ 非常用移動電源車
- カ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等

(3) 重要通信の確保

- ア 災害時優先電話の確保
- イ 災害用伝言ダイヤルの開設

5. ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- (2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- (3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (4) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (5) 仮設トイレ、バキューム車の配備（業者との協定）
- (6) 各種通信体制の活用

アマチュア無線・タクシー無線・インターネット

- (7) 新エネルギーシステムの導入

第22節 文教対策

学校その他文教施設の災害予防あるいは学校児童、生徒の安全避難の訓練等、文教関係の災害予防対策は、別に定める計画のほか、本計画に定めるところによるものとするが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を作成して実施の推進を図る。

1. 不燃化、耐震化の促進

学校その他文教施設の管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

2. 施設の予防対策

学校その他文教施設を管理しているものは、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して施設災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備な施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておくこと。

3. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取扱い、あるいは保管する学校及び教育関係機関にあつては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておく。

4. 防災教養

町教育委員会は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童、生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童、生徒を通じてその地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。

なお、このため各学校は、次の諸点に留意してその普及に努める。

- (1) 防災知識の普及は、正常な教育課程に位置づけて実施すること。特に、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、水泳指導等の場合においては、事前の指導として

防災知識の普及に努めること。

- (2) 災害時には、児童、生徒の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、地震、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、それぞれの災害の場における適切な退避計画を策定し、事前に児童、生徒に周知を図ること。この場合、特に低学年の児童や身体的故障のある児童、生徒にはよく理解させ徹底しておく。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の意を用い、児童、生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（保育園への登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。なお、町及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (5) 児童、生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考えること。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (6) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期すること。

5. 避難その他の訓練

学校その他教育施設を経営し管理しているものは、関係職員に対して職員自身の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、警報の伝達、児童、生徒の避難、誘導等防火上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校規模、施設設備の状況、児童、生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童、生徒の自主的活動とあいまって十分の効果を収めるように努めること。
- (3) 火災、風水害、震災等それぞれの場における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならぬよう注意すること。
- (4) 訓練は毎学期1回実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努めること。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童、生徒等の活動組

織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。

- (7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努めること。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

6. 気象予報警報等の把握・伝達

各学校における災害に関する注意報、警報及び情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努める。

(1) 町立学校

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努める。

7. 臨時休業等

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休業等については、昭和56年1月19日付の通知(暴風雨時等及び地震警戒宣言時における休業および登下校について)に基づき決定して行う。

第23節 文化財保護対策

文化財の保護のため町民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

1. 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する町民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

2. 文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。

また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

(2) 町及び県

ア 国指定、県指定、町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳の作成に努め、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために、その管理・保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

エ 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

3. 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

4. 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

5. 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

町教育委員会は、県と協力し、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図る。

第24節 行政機関の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組む等、予防対策を進める。

1. 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うとともに、町の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員等を速やかに受け入れることができる体制の確立を図る。

特に、町は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2. 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

また、町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第25節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、町民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町、県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1. 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2. 企業防災の促進のための取り組み

町及び県は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第26節 防災対策に関する調査研究

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

1. 調査

町は、単独又は関係機関と共同して、災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、地域内において予想される単独で災害救助法が適用される程度の大規模災害について自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定をする。

2. 計画の策定

町は、単独又は関係機関と共同して危険地域調査結果の想定被害に対処するための平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に策定しておく。

3. 調査及び計画の区域

危険区域の調査及び計画は、概ね次の区域について順次行う。

災害区分	調 査 地 域	摘 要
火 災	住宅密集地等	関 係 地 域
水 害	揖斐川・長良川・中須川・大江川・宝江川・根尾川・犀川	関係地域全域

4. 災害危険地域（箇所）の調査方法

(1) 調査範囲

調査の範囲は豪雨、台風、地震等に伴う災害による災害危険区域、箇所及び設備物件を主として、毎年調査を行う。

ア 水害発生 of 想定地域

イ 住宅密集地等の火災危険度の高い地域

(2) 調査事項及び対策

調査は、過去の被害の状況等危険区域（箇所）の実態調査を行う。実態調査終了後、危険区域の災害程度の判定、措置、方法その他必要事項の再検討、調整又は事前措置の対象となる設備、物件の選定等その後の対策等について検討し、その万全を期する。

(3) 調査結果の報告

調査結果は、担当課長を経て町長（災害対策本部長）に報告する。

5. 事前指定に関する対策

危険地域調査の結果、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭又は文書によって災対法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておく。

第27節 大規模事故等対策

航空機の墜落や鉄道・新幹線の脱線、大規模な交通事故、火事災害による多数の死傷者等の発生といった事故等の災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

1. 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

町、県、防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。

2. 災害応急体制の整備関係

(1) 職員の体制

町、県、事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町、県、事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

3. 搜索、救急・救助、医療及び消火活動関係

町は、県、県警察及び防災関係機関と協力し、搜索活動、救急・救助活動、医療活動、消火活動を支援するための体制や設備等の確保を図る。

4. 緊急輸送活動関係

町、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努める。

5. 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、県、放送事業者等は、事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

町及び県は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

6. 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町、県、県警察、事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

活 動 の ポ イ ン ト			関 係 機 関
1	配備体制 （基準）（配備担当）（本部設置の有無） 大雨・洪水注意報 ⇒ 総務課 ⇒ 情報収集活動 暴風・大雨・洪水警報 ⇒ 総務課 ⇒ 必要に応じ本部設置 建設課 災害発生若しくは大規模⇒すべての課 ⇒ 本部設置な被害を予想		全ての課
2	本部設置場所 役場庁舎 （被災し使用不能の場合） 代替施設：①ハートピア安八 ②中央公民館		
3	本部長（町長）不在時の職務代理者 ①副町長（副本部長） ②総務課長		
4	災害対策支部 結地区及び町内全域に被害があった場合は、結支所に支部を開設		
5	現地災害対策本部 必要により設置 （現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は本部長が指名）		

1. 計画の方針

町本部は、安八町災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 11 号）の定めに基づく次の組織による。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町地域内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより「安八町災害対策本部」を置くものとする。町本部は災害の規模、程度によって各々の体制をとるほか本部を置く程度にいたらない災害時にあっては、平常時における組織をもって対処する。

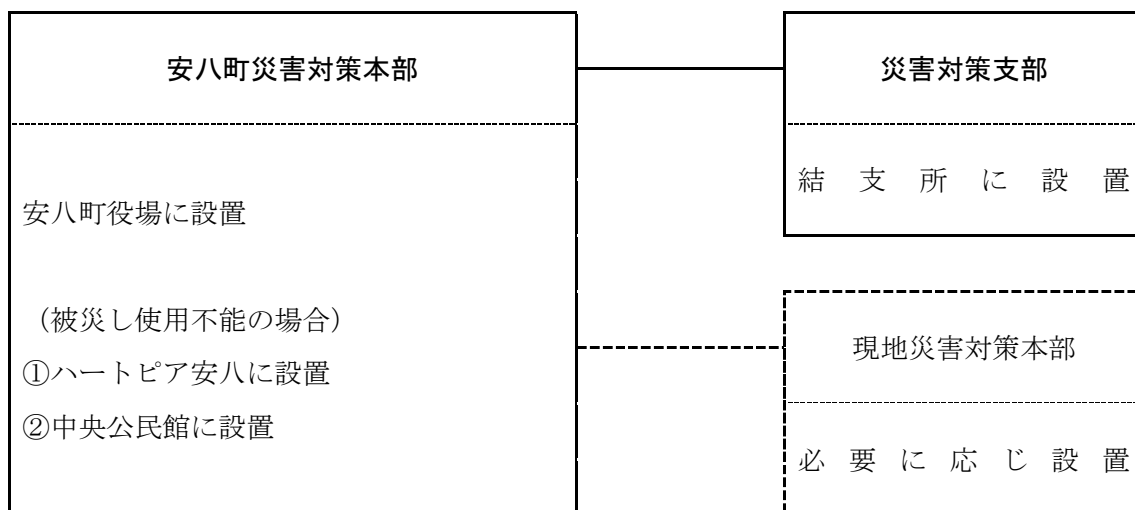
なお、町は、町の地域内で局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生した場合その他の災害が発生するおそれがある場合で、町本部を設置しないときは、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置するための警戒体制をとると同時に、必要に応じて、避難勧告等の発令も含め住民への周知・伝達を図る。

町本部の運営の方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、

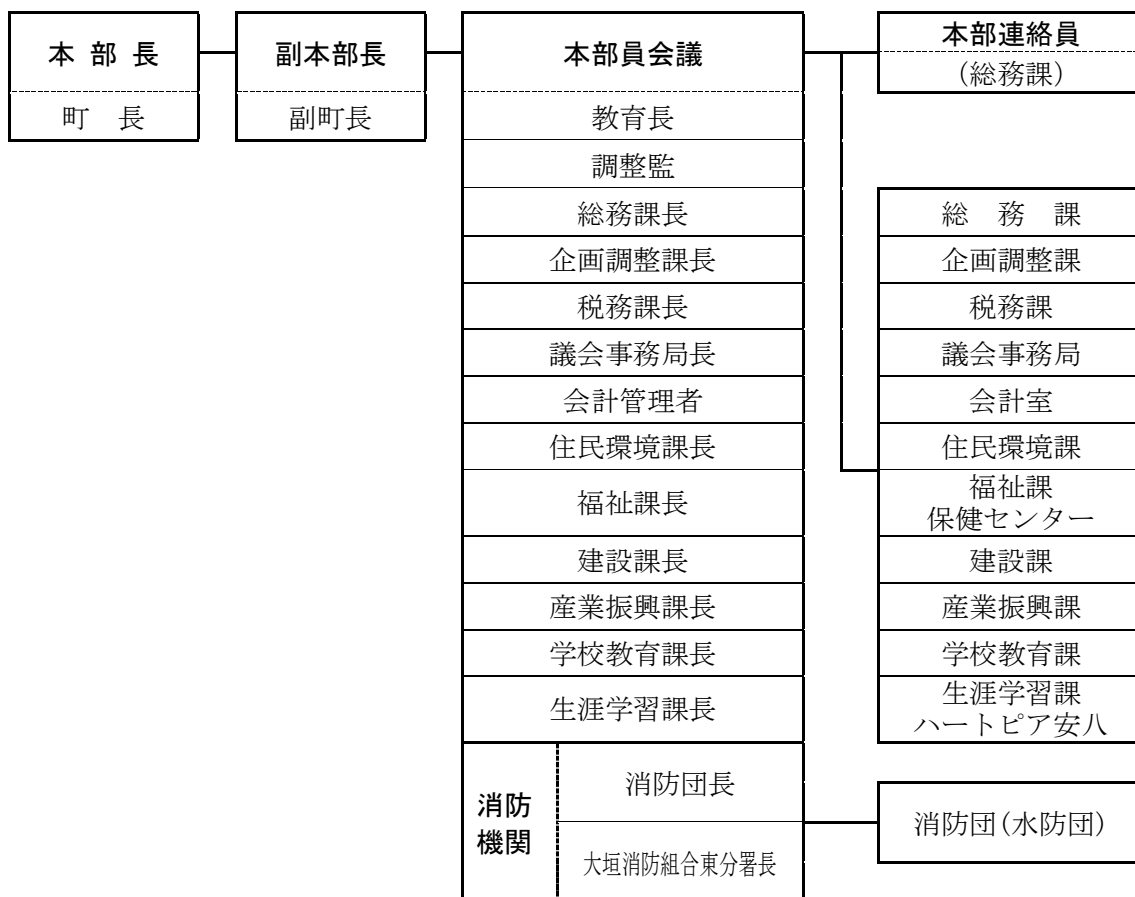
災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係市町村、関係公共機関等との連携の確保に努める。

また、安八町初動体制マニュアルを周知・徹底のうえ、円滑な災害応急対策を進める体制づくりに努める。

2. 町本部の系統及び設置場所



3. 本部編成



4. 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各課の課長をもって組織し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、必要に応じて開催し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たる。

なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、町本部長が決定する。

- (1) 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関すること。
- (2) 必要により現地災害対策本部の設置及び現地災害対策本部長の選定又は視察、見舞等に関すること。
- (3) 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- (4) 被災者の救助、保護対策に関すること。
- (5) 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- (6) その他災害対策に関連した重要な事項

5. 本部職員（課員）の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本部職員（課員）は、町本部の設置又は配備のいかんにかかわらずそれぞれの任務につくものとする。

各課は、職員別に配備場所を定めておくものとするが、本部員は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）し、体制が出来上がるまでの初動対応の指示を受ける。

6. 本部の設置及び廃止

(1) 町本部の設置

町本部は原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災し、使用不能のときは、次のとおり順位を定め、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

また、使用する既存施設がないときは、野外に仮設する。

○第1順位 ハートピア安八

○第2順位 中央公民館

(2) 町本部の廃止

町本部は、概ね次の基準により本部長が廃止する。

ア 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が概ね終了したとき。

イ 予想された災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。

7. 本部長及び本部員の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時、指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておく。

○第1順位 副町長（副本部長）

○第2順位 総務課長

本部員（各課の課長）不在時には、課長に次ぐ役職の者を代理者とする。

8. 災害対策本部の事務分掌

町本部の各課の分担任務及び課長（班長）は、次のとおりである。

課 (課長等担当職)	分 担 任 務
総務課 (長)	1 町防災会議に関すること。 2 災害対策本部設置運営に関すること。 3 各課との連絡調整に関すること。 4 防災訓練に関すること。 5 職員の動員に関すること。 6 奉仕団の動員に関すること。 7 自動車等輸送力の確保に関すること。 8 防災行政無線の統制に関すること。 9 気象予警報等の受理伝達に関すること。 10 被害情報の収集及び報告のとりまとめに関すること。 11 消防・水防に関すること。 12 水防に関すること。 13 避難勧告、指示に関すること。 14 公用令書に関すること。 15 自衛隊の災害派遣に関すること。 16 被災職員に関すること。 17 関係予算及び経理に関すること。 18 町有財産営造物の災害対策及び関すること。 19 市町村及び県との連絡調整に関すること。
企画調整課 (長)	1 報道機関に対する情報提供、協力要請等連絡に関すること。 2 災害時の広報に関すること。 3 商工業関係の災害対策に関すること。 4 その他、他の課に属さない事項の処理に関すること。
税務課 (長)	1 災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 被災家屋等の被害調査に関すること。 3 各地区との連絡調整に関すること。 4 災害応急対策特命に関すること。 5 調達・援助物資の受入れ及び配送に関すること。
議会事務局 (長)	1 災害視察に関すること。 2 議会との連絡調整に関すること。 3 他課の応援に関すること。
会計室 (管理者)	1 災害時に必要な物品の出納に関すること。 2 災害関係費の収支関係書類の審査に関すること。 3 災害関係費の支払及び決算に関すること。 4 義援金の保管に関すること。

課 (課長等担当職)	分 担 任 務
福祉課 (長) 保健センター (所長)	1 災害救助の全般的計画及びその実施に関すること。 2 災害時における社会福祉対策に関すること。 3 防災訓練に関すること。 4 義援金品の募集、受付、配分等に関すること。 5 災害援護資金、生活福祉資金に関すること。 6 福祉施設被害の集計、報告に関すること。 7 保育施設の被害調査、報告に関すること。 8 被災園児の臨時保育に関すること。 9 ボランティアに関すること。 10 災害時の医療、助産に関すること。
住民環境課 (長)	1 避難所の設置に関すること。 2 災害時における食品衛生に関すること。 3 災害時における防疫に関すること。 4 災害時における公害防止対策に関すること。 5 災害時における清掃、ゴミ処理に関すること。 6 し尿処理に関すること。 7 罹災台帳及び証明書に関すること。 8 調達・援助物資の受入れ及び配送並びに配布に関すること。 9 遺体の収容場所に関すること。
建設課 (長)	1 気象予警報等の受理伝達 2 建設機械等の借上げに関すること。 3 土木施設関係の災害対策に関すること。 4 土地改良施設関係の災害対策に関すること。 5 都市施設関係の災害対策に関すること。 6 町営住宅の災害対策に関すること。 7 住宅金融支援機構の融資に関すること。 8 仮設住宅の建設に関すること。 9 公共施設の災害復旧に関すること。 10 災害時の労働者の雇上に関すること。 11 災害時における飲料水の供給に関すること。 12 上下水道施設の被害調査に関すること。 13 被災者に対する上下水道料金及び受益者負担金の減免徴収猶予等に関すること。 14 上下水道施設の災害対策全般に関すること。 15 上下水道業者との連絡調整に関すること。
産業振興課 (長)	1 農産物関係の災害対策に関すること。 2 畜産関係の災害対策に関すること。 3 蚕業関係の災害対策に関すること。 4 災害用主要食料の確保に関すること。 5 生活必需品の確保に関すること。 6 その他、農業関係災害全般に関すること。
生涯学習課 (長) ハートピア安八 (館長)	1 防災訓練に関すること。 2 社会教育施設の災害対策に関すること。 3 文化財等の災害対策に関すること。 4 社会教育施設に避難所を開設するための協力に関すること。 5 被災者への食糧供給に関すること。

課 (課長等担当職)	分 担 任 務
学校教育課 (長)	1 児童生徒等の避難等の対策に関すること。 2 学校施設の災害対策に関すること。 3 災害時の文教対策に関すること。 4 災害時における給食に関すること。 5 教職員の確保、動員に関すること。 6 被災児童生徒等の学用品支給に関すること。 7 学校施設に避難所を開設するための協力に関すること。
消防団 (長)	1 消防及び水防活動に関すること。 2 災害応急対策活動 3 被災者の救出、遺体の保護に関すること。 4 現地の情報連絡に関すること。

- (注) 1 各課は、本部分担任務によるほか、余裕のあるときは、必要に応じ他方の行う事項についての応援を行う。
- 2 分担の明確でない対策は、本部長の指定する課において担当するものとする。
- 3 安八町職員初動体制マニュアル参照

9. 本部連絡員組織と任務

本部の連絡員は、総務課において行うものであるが、必要に応じて各課より任命する。

(1) 任務

本部連絡員は、次の事項を処理する。

- ア 本部員会議の庶務
- イ 本部長の命令指示等の伝達及び連絡
- ウ 気象警報等の関係機関（部）への伝達
- エ 被害状況等災害情報の本部への報告

(2) 勤務

本部連絡員は、本部を開設したときは本部室に勤務するものとする。

ただし、災害の規模、程度等により、その必要がないと課長が認めたときは、それぞれの所属課において待機する。

10. 体制等

注意報、警報等が発表されたとき、あるいは町本部が設置されたときの体制等は次による。

体制	基 準	体制をとる課	摘 要
準備体制	1 次の注意報のうちいずれかが発表されたとき。 <u>大雨・洪水注意報</u> <u>暴風雪・大雪警報</u> 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	総 務 課 建 設 課	1 災害対策本部は設置されない。 2 各種情報の収集及び連絡活動を行う。 3 平常時の課で対応する。 4 湛水期（6月から10月）は職員による水防当番で対応する。

警戒体制	1 次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 暴風警報 大雨警報 洪水警報	総務課 建設課 各主管課	1 町長が必要と認めるときは、災害対策本部が設置される。 2 総務課・建設課の体制は各々の計画による。 3 各主管課の体制は、係長と関係職員若干名とする。
	2 その他町長がこの体制を命じたとき。		
非常体制	1 災害が発生し大規模な被害が予想されるとき。 2 災害救助法が適用される災害が発生したとき。	すべての課	1 災害対策本部が設置される。 2 災害救助法が適用される。 3 分担任務は第2章第1節に定める任務とする。

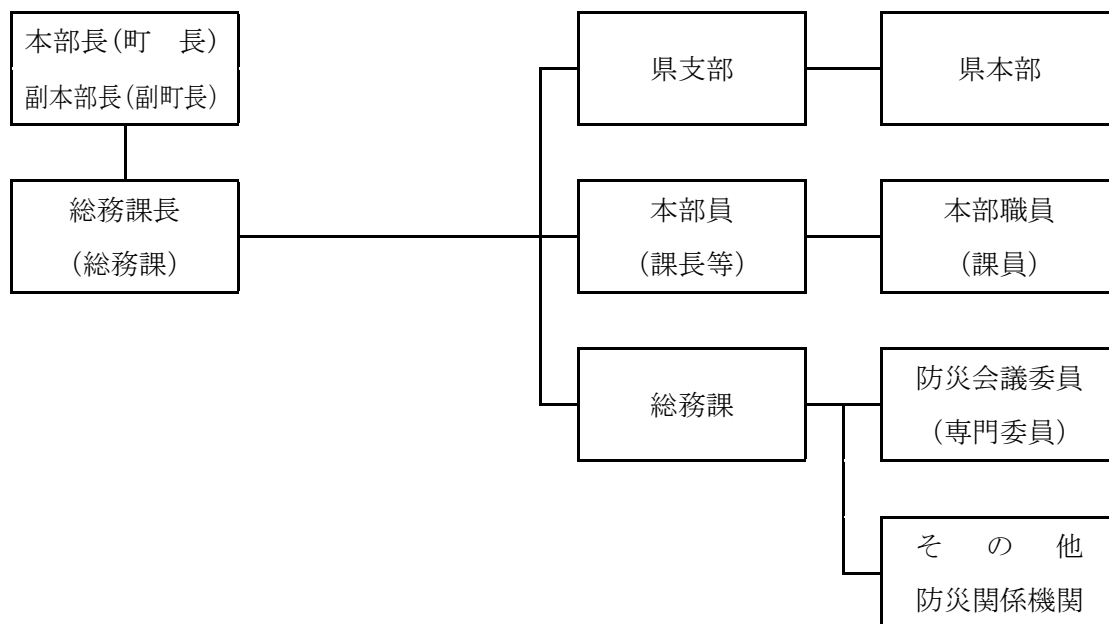
(1) 体制等の特例

町長（本部長）は、災害の種類、状況その他により2. に定める体制により難いと認めるときは、特定の課に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

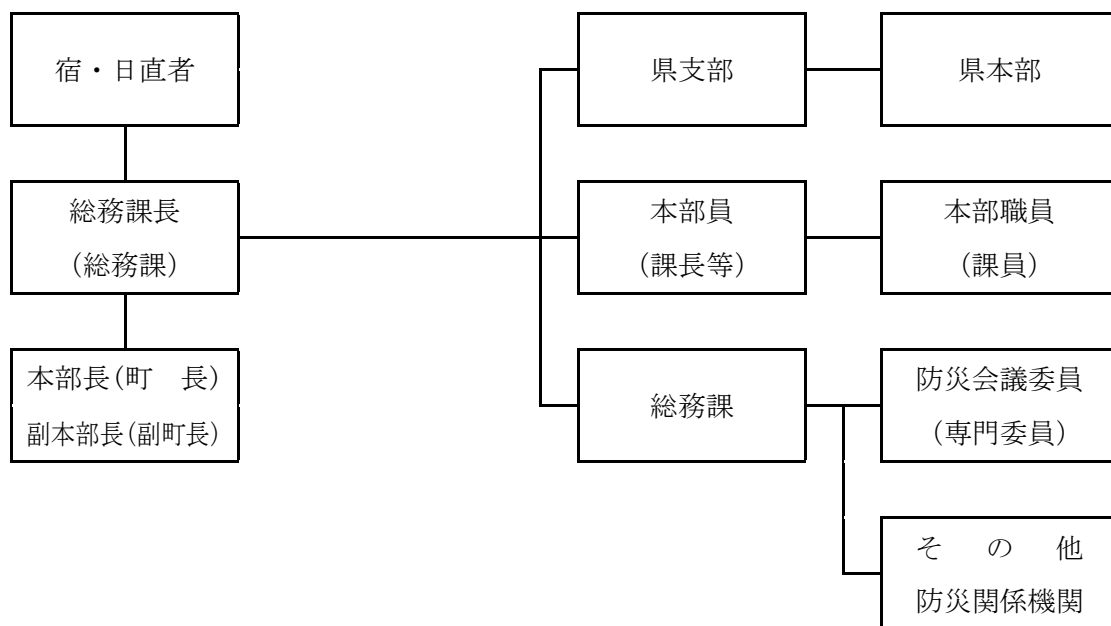
(2) 体制等の伝達

災害対策本部の設置・閉鎖あるいは体制等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。ただし、準備体制については省略することができる。

《勤務時間内における伝達系統》



《休日・勤務時間外における伝達系統》



1 1. 災害対策支部の設置

結地区に被害があった場合又は町内全域に被害が及んだ場合は、結支所に災害対策支部を設置し、支所勤務職員及び町長（又は職務代理者）が指名する職員をもって運営する。

1 2. 現地災害対策本部の設置

- (1) 被災地が限定された災害である場合等、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、現地における応急対策を実施する。
- (2) 現地本部には、被災地に近い公共施設を使用する。
- (3) 現地本部長及び現地本部員は、町長（又は職務代理者）が指名する職員をもって充てる。

1 3. 本部職員の証票等

(1) 身分証明書

町本部職員の身分証明書は、「安八町職員証」をもって兼ねるものとし、災対法第 83 条第 2 項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）及び災害救助法第 27 条第 4 項（物資の保管場所等への立ち入り時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねる。

(2) 腕章

町本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、腕章を着用する。

ア 災害対策本部

(ア) 本部長・副本部長

			1.0 cm
○	安 八 町	○	3.0 cm
			2.0 cm
○	本 (副 本) 部 長	○	3.0 cm
			1.0 cm

(イ) 本部員（課長等）

			1.0 cm
○	安 八 町	○	3.5 cm
			1.0 cm
○	本 部 員 (○ ○ 課)	○	3.5 cm
			1.0 cm

(ウ) 本部連絡員

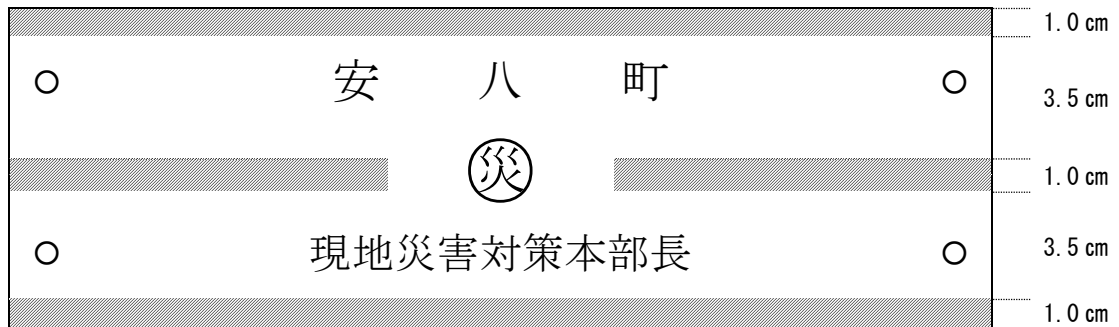
			4.0 cm
○	安 八 町	○	
			2.0 cm
○	本 部 連 絡 員	○	4.0 cm

(エ) 本部職員（課員）

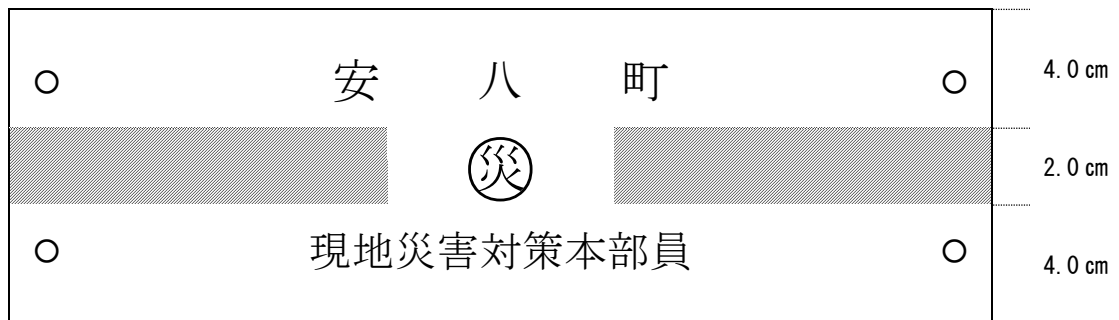
			4.5 cm
○	安 八 町	○	
			1.0 cm
○	本 部 職 員	○	4.5 cm

イ 現地災害対策本部

(ア) 現地災害対策本部長

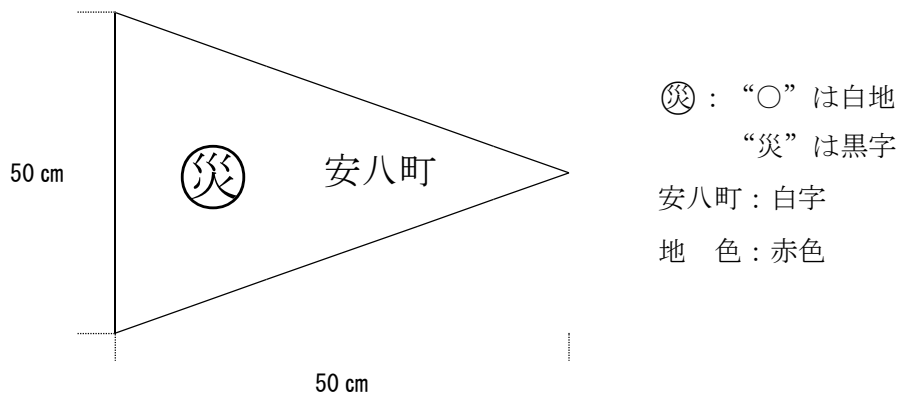


(イ) 現地災害対策本部員



(3) 標旗

町本部を開設した場合は標旗をかかげ、町本部で災害応急対策に使用する自動車には標旗を付するものとする。



第2節 災害対策要員の確保

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 非常時における各自の役割の周知 2 配備基準に従った各課配備者の決定 3 連絡責任者 本部連絡員指名の場合 ⇒ 本部連絡員 その他の場合 ⇒ 係長等 4 動員の伝達 本節2.(2)のイに掲げる系統図のとおり 5 町で人員不足の場合の応援要請 本節3. に掲げる系統図のとおり 6 動員の順序（動員の担当） 職員の動員 ⇒ 奉仕団員 ⇒ 労働者・技術者 ⇒ 労働者等の動員 の雇上げ強制従事 (総務課) (関係事業主管課) (総務課) 7 町内奉仕団の編成 本節5. に掲げるとおり 8 県への応援要請（町内奉仕団員が不足のとき） (1) 要請者の種類及び要請先 本節7.(1) に定める県支部各班 (2) 要請時の明示事項 本節7.(2) に定める事項	全ての課

1. 計画の方針

災害応急対策活動の実施に必要な災害応急対策要員を招集し、その活動を確実にするため、各部においてその実情に即した所要人員の動員を図る。

2. 動員計画

町本部における職員の動員は、次による。

(1) 職員の心得

町本部職員は、常に気象状況あるいは消防及び水防信号等に注意し、災害の発生を承知したとき、又は発生のおそれがあるときは、速やかにそれぞれの配備場所につき、待機する。
また、あらかじめ具体的な対応について確認を行い、自主性を持った対応を心がける。

(2) 動員の方法

職員の動員は、具体的な対応事項を明確化した上で、必要な要員を事前に把握し、各部に

において定める配備計画に基づいてそれぞれに行うが、退庁後に突発的な災害が発生した場合等で職員がその発生を承知することが困難なときにあつては、電話、町防災行政無線及び伝令によって動員する。なお、消防団における動員は、前記のほか消防及び水防信号によるサイレン又は警鐘による。

ア 連絡責任者の任命及び責務

- (ア) 各課の業務連絡の責任者は、本部連絡員を各部より任命した場合は本部連絡員とし、特段指名しない場合は係長等とする。
- (イ) 連絡上の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、指示等の発受に関する連絡等とする。

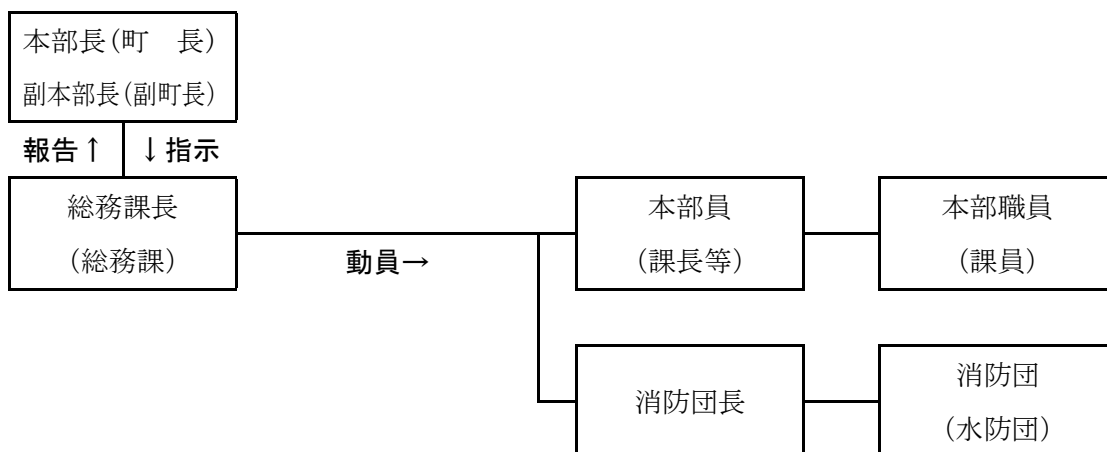
イ 動員の伝達

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

(ア) 勤務時間内における伝達

- a 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務課長は、本部長（町長）の指示（不在の場合は副本部長（副町長））により非常配備を決定し、本部員（課長等）を通じて本部職員（課員）にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。
- b 本部職員（課員）は直ちに所定の配備による事務又は業務に従事するものとする。
- c 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

《勤務時間内における伝達系統》



(イ) 休日・勤務時間外における伝達及び配備

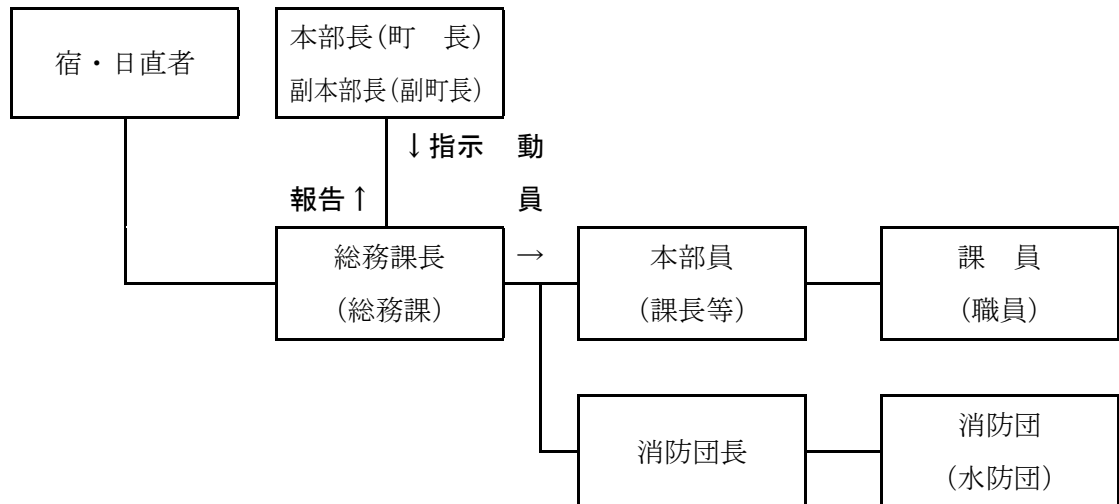
- a 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務課長に連絡する。総務課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）・副本部長（副町長）に報告をし、配備体制の指示を受け、本部員（課長等）に伝達する。
- b 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

c 連絡を受けた本部職員（課員）は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

d 本部職員（課員）の待機

本部職員（課員）は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ課長等からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛ける。

《休日・勤務時間外における伝達系統》



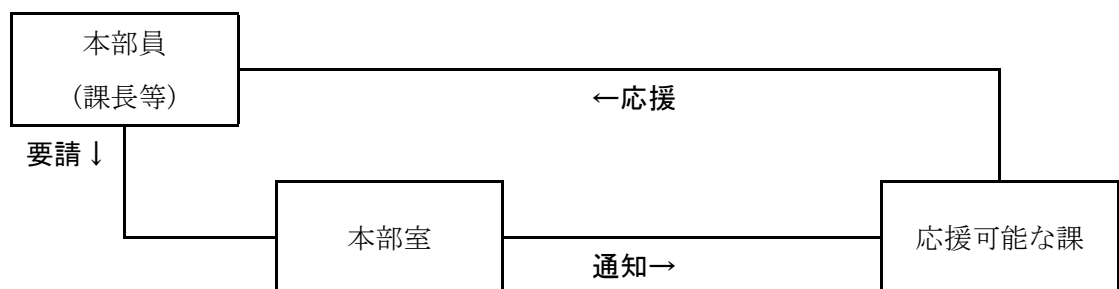
3. 職員の応援

各課における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、本部連絡員を通じ本部室に職員の応援を要請する。本部室は、本部員会議で決定された応援方針に基づき余裕のある課のうちから適当な課を決定し通知する。

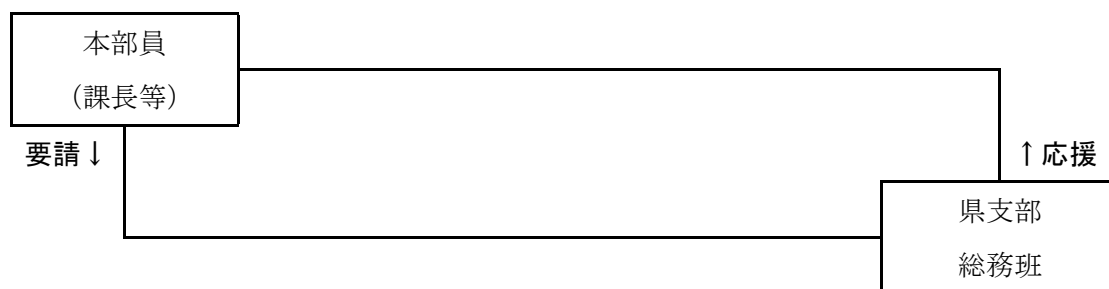
なお、町本部内における応援でなお不足するときにあっては、県支部総務班（教職員にあっては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請する。

その他応援に関する計画は、本章第6節「広域的な応援体制の整備」に定めるとおりとする。

(1) 庁内における応援要請系統



(2) 庁内で不足する場合の県への応援要請



4. 災害応援要請の動員の順序及び担当者（課）

- (1) 災害対策本部職員の動員（本部長又は副本部長）
- (2) (1)以外の職員の動員（総務課）
- (3) 奉仕団員の動員（関係主管課）
- (4) 労働者等の雇上げ（関係主管課）
- (5) 労働者等の強制従事

応急対策の内容によっては、この順序を異にすることができる。

5. 奉仕団の編成

安八町における災害の奉仕団は、次のとおり編成する。

- 女性防火クラブ
- 日本赤十字奉仕団

6. 奉仕団活動要領

奉仕団の動員及び活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 動員

各団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めたとき、又は町本部から動員の要請があったとき、必要な人員を動員する。

(2) 連絡及び状況の通報

ア 奉仕団は常に町本部、消防、警察等と連絡を保つとともに、それらの機関から要請のあったときは、積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

イ 奉仕団役職者は、町本部職員不在時にあつては、状況を速やかに、町本部に通報する。

(3) 従事作業

奉仕団が実施する作業は、概ね次のとおりとする。

炊き出し、給水、被災者の救助・保護対策、物資の輸送、防疫・清掃等の被害地の衛生対策、被害地の整理その他災害応急対策

7. 県への応援要請

町内で動員した奉仕団のみでは必要数を確保できないときは、次の区分により県支部の担当

班に応援の要請をするものとする。なお、緊急を要する場合にあっては、直接隣接市町に応援の要請をする。

(1) 要請者の種類及び要請先

- 医療関係者 ⇒ 県支部（保健班）
- 家畜医療関係者 ⇒ 県支部（家畜保健衛生班）
- 土木建築関係者 ⇒ 県支部（土木班）
- 水道工事関係者 ⇒ 県支部（保健班）
- その他奉仕団
 - ・所属奉仕団 ⇒ 県支部（総務班）
 - ・日本赤十字社及び町内隣保互助等奉仕団 ⇒ 県支部（総務班）
 - ・青年及び女性団体 ⇒ 県支部（教育班）

(2) 要請時の明示事項

動員、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- イ 所要人員（男女の別）
- ウ 就業期間（○日○時～○日○時）
- エ 就労（勤務）の場所（集合場所）
- オ 携行品その他必要事項

8. 技術者等の雇上げ

災害応急対策の実施に当たって特殊な作業のため、技術者あるいは特別な労力を必要とするときは、その作業の関係事業主管課が行う。

9. 給与の支払

賃金等の給与額は、そのときにおける雇上げ地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

10. 労働者従事記録

労働者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- (1) 労働者出役表（様式1号 様式一覧参照）
- (2) 賃金台帳（様式2号 様式一覧参照）

11. 国、県及び他市町村に対する職員の応援要請

町本部長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国（地方行政機関）の職員、県及び他市町村の職員の派遣をその長に対し要請し、又は知事に対し派遣の斡旋を要請する。

要請方法は、本章第4節「広域的な応援要請対策」に掲げるとおりである。

12. 災害救助法等による基準等

災害救助法等による救助実施のため、労働者雇上げの範囲その他の基準等は、次による。

(1) 被災者避難のための労働者

町本部の指示による避難で特に誘導労働者を必要とするとき。

(2) 医療及び助産の移送労働者

医療班では処置できない重傷患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための労働者又は医療班の移動に伴う労働者（医療班員を背負って急流を渡るような労働者）を必要とするとき。

(3) 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に労働者を必要とするとき。

(5) 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

(6) 遺体の搜索

遺体の搜索に労働者を必要とするとき及び搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に労働者を必要とするとき。

(7) 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に労働者を必要とするとき、又は前記以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、町本部は、県支部（総務班）を經由して県本部（健康福祉政策班）に範囲外労働者についての要請をする。

なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 労働者の雇上げを要する目的又は救助種目

イ 労働者の所要人数

ウ 雇上げを要する期間

エ 労働者雇上げの理由

オ 労働者雇上げを要する地域

(8) 労働者雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(9) 費用の限度

9.「給与の支払」による費用とする。

(10) 報告その他事務手続

町本部は、労働者を雇上げたときは、「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）により、毎日その状況を、県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に報告する。

なお、労働者雇上げに関する記録は、10.「労働者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し、整理する。

13. 技術者等雇上の方針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないときは本計画の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発する。

14. 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところによる。

対象作業	命令区分	法 律 根 拠	執 行 者
消 防	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は団員
水 防	〃	水防法第 24 条	水防管理者・水防（消防）団長 ・ 消防機関の長
災害応急対策 （全 般）	〃	災対法第 65 条第 1 項	町 長

15. 命令の対象者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災 害 応 急 対 策 全 般	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

16. 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次に定める令書を交付する。

なお、知事（知事が市町村長に委任をした場合は当該市町村長を含む。）が発する以外の従事命令については令書の交付は必要ないものとする。

- (1) 災害救助法による従事命令（書）
- (2) 同上命令の取消命令（書）
- (3) 災対法による従事、協力命令（書）
- (4) 同上命令の変更命令（書）
- (5) 同上命令の取消命令（書）

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徴するものとする。

17. 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者に対する損害補償は安八町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 10 号）による。

18. 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、従事者台帳（様式 3 号 様式一覧参照）を整備し総務課に提出する。

第3節 ボランティア対策

1. 対策の方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

2. 災害ボランティアの受入れ・支援

(1) 町の活動

ア 町の災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、県本部、日赤岐阜県支部及び町・県社会福祉協議会と連携を保ちながら生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。

イ 「総合ボランティア部会」は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

ウ 町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(2) 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援を行う。

また、被害が甚大で災害救援活動の必要があるときは、岐阜県社会福祉協議会に対し災害救援のための組織体制について支援を要請する。

ア 町に直接訪れるボランティア希望者の受付

イ 町本部が設置する「総合ボランティア部会」からのボランティアニーズの確認と県本部、県社会福祉協議会への伝達又は連絡調整

(3) 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

(4) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識、技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、ボランティアセンター等関係機関と連携を密にし、受入れ・派遣に係る調整等を行う。

3. 災害ボランティアの活動内容

(1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

(2) 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した人が中心となる。

(3) 被災者の生活支援

一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

ア 難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話し相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配布）

イ 在宅援助

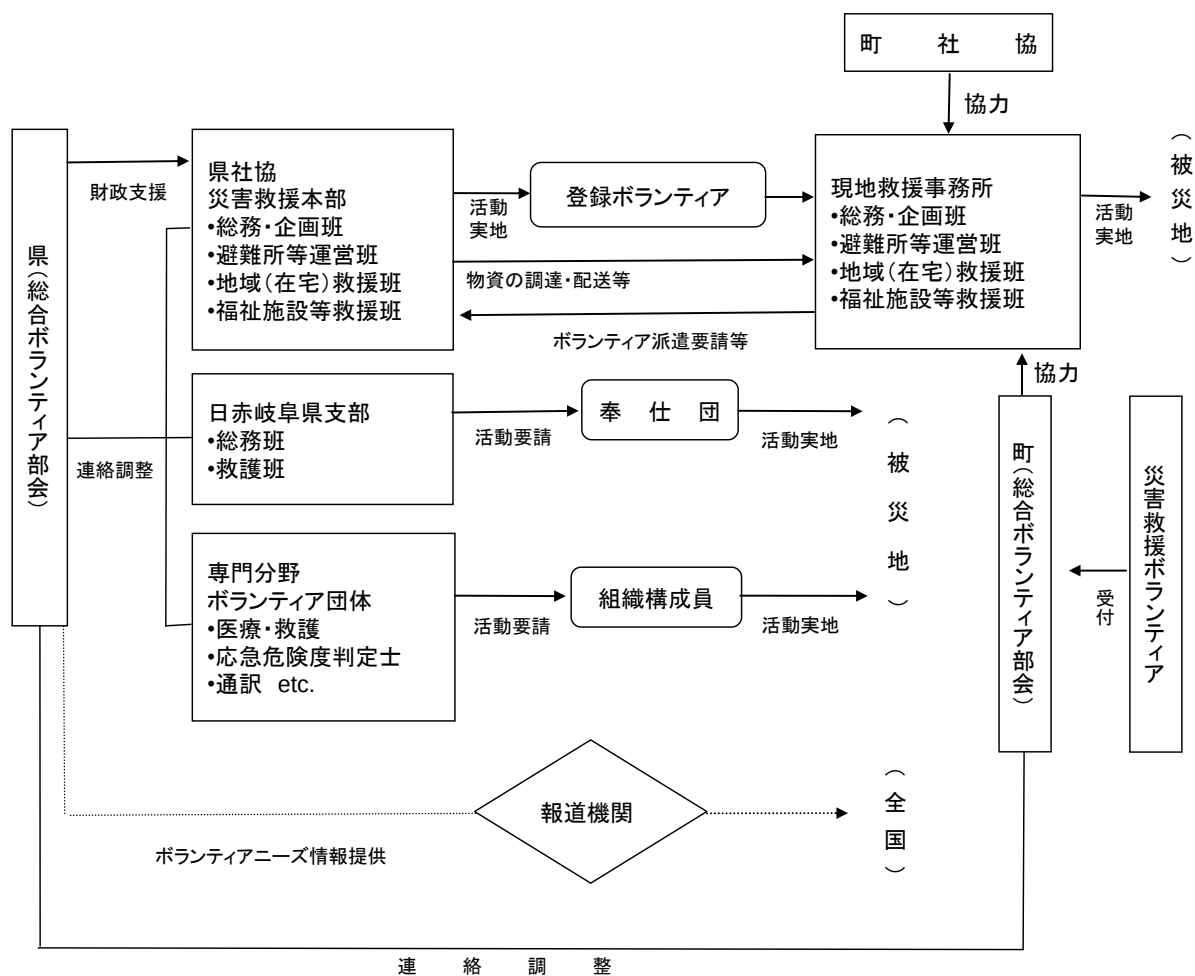
高齢者・障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（パソコン通信、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

ウ 物資集積拠点での活動

エ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

4. 災害ボランティアに関する体制



第4節 広域的な応援要請対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 県及び他の市町村に対する応援要請 派遣 要請 (1) 町長（本部長） ⇒ 他市町村長 派遣 要請 (2) 町長（本部長） ⇒ 県支部（総務班）※教職員は教育班 2 指定地方行政機関等に対する応援要請 派遣 要請 (1) 町長（本部長） ⇒ 指定地方行政機関の長 派遣 要請 (2) 町長（本部長） ⇒ 県支部（総務班）※教職員は教育班 3 消防相互応援協定締結市町村 本節3に定めるとおり	総務課 企画調整課 税務課

1. 対策の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣の斡旋について定めるほか、消防・警察等が行う応援については、次のとおりである。

2. 職員の派遣要請

(1) 県及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。

また、災対法第68条により県支部（総務班 ※教職員は教育班）を通じ知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

ア 災害の状況

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数

エ 応援を必要とする場所及び期間

オ その他職員の応援について必要な事項

なお、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(2) 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災対法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、県支部（総務班 ※教職員は教育班）を通じ知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

ア 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 15 条）

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 町長が知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第 16 条）

(ア) 派遣の斡旋を求める理由

(イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3. 消防相互応援協定締結市町村への応援要請

災害が発生し、必要と認めた場合、町長は、消防相互応援協定締結市町村に消防業務の応援要請を行うものとする。

本町が協定を締結している市町村及びその内容は、次のとおりである。

(1) 近隣市町間の相互応援協定

○大垣市・輪之内町・神戸町	昭和 42 年 3 月 1 日
(2) 岐阜県広域消防相互応援協定	平成 3 年 3 月 11 日
(3) 岐阜県水道災害相互応援協定	平成 9 年 4 月 1 日
(4) 福井県福井市（旧越廼村）との災害支援協定	平成 15 年 4 月 1 日
(5) 西南濃町村会地域災害時相互応援協定	平成 29 年 5 月 9 日

4. 緊急消防援助隊等の要請

町長は、岐阜県内の消防応援だけでは不足する場合は、知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。

県は、他市町村の応援を必要と認める場合に、岐阜県広域消防相互応援協定による応援隊の編成、応援出動の求め及び消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条による緊急消防援助隊の広域的な応援要請等を行う。

第5節 自衛隊災害派遣要請

活 動 の ポ イ ン ト		関 係 機 関
1 災害派遣要請手続 <pre> graph LR A[町本部長 (町長)] -- "要請→ (文書)" --> B[県本部 (防災班長)] B --> C[自衛隊 (本節 2. 参照)] A -.-> C </pre> 2 受入れ体制の整備 (1) 連絡場所の設置 ⇒ 県、自衛隊に報告 (2) 連絡窓口を総務課に設置し、責任者を定める。 (3) 作業地区ごとに連絡員を定める。 (4) 作業資機材の準備 (5) 宿泊施設、野営施設その他の準備 3 災害対策用ヘリポート 本節 7. (3) 発着場のとおり		総務課

1. 計画の方針

災害時に住民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請する。

2. 派遣要請の方法

(1) 知事への要請

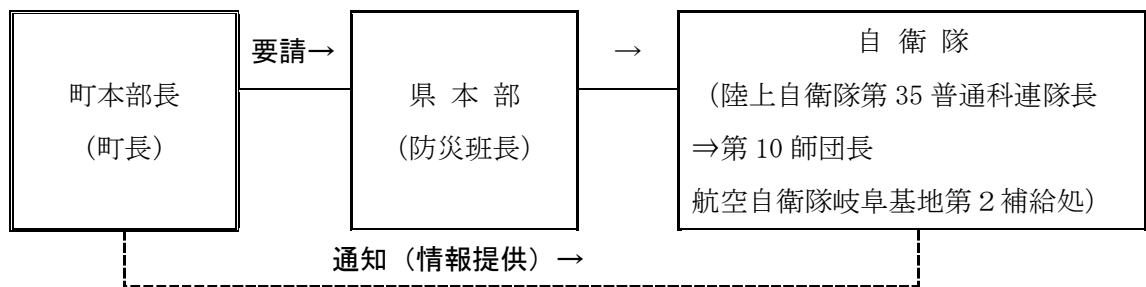
町長は自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めたときには、県支部を通じ知事に対して「要請に際し明確にすべき事項」を記載した文書（様式第 4 号 様式一覧参照）をもって要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。

要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 知事と連絡不能又は緊急の場合

町長は、知事に対し、(1)に定める要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

また、その際は、速やかに知事にその旨通知する。



(3) 要請の窓口

○県 防災課

N T T 電 話 058-272-1125

F A X 058-272-4119

○陸上自衛隊 第35普通科連隊(守山)第3科

N T T 電 話 052-791-2191 (内線 461)

F A X 052-791-2191 (内線 411)

防災行政無線 7-651-712 (事務室)

7-651-711 (当直室)

○航空自衛隊 岐阜基地第2補給処企画課

N T T 電 話 0583-82-1101 (内線 2314)

F A X 0583-82-1101 (内線 2318)

防災行政無線 7-652-712 (事務室)

7-652-711 (当直室)

3. 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4. 災害派遣部隊の受入れ体制

本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、その受入れ体制の万全を期し、特に次の事項については留意する。

(1) 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努める。

また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡する。

(3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小学校、公共用建物等が適当）または野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保する。

また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設する。

(4) 住民の協力

町民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行する。

5. 経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調達してその都度決定する。

6. 派遣部隊撤収時の手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式第5号 様式一覧参照）を依頼する。
- (2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県本部防災局長が、派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

7. 自衛隊ヘリコプター派遣要請に関する留意事項

- (1) 派遣要請

ア 派遣要請は、様式5号（様式一覧参照）の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

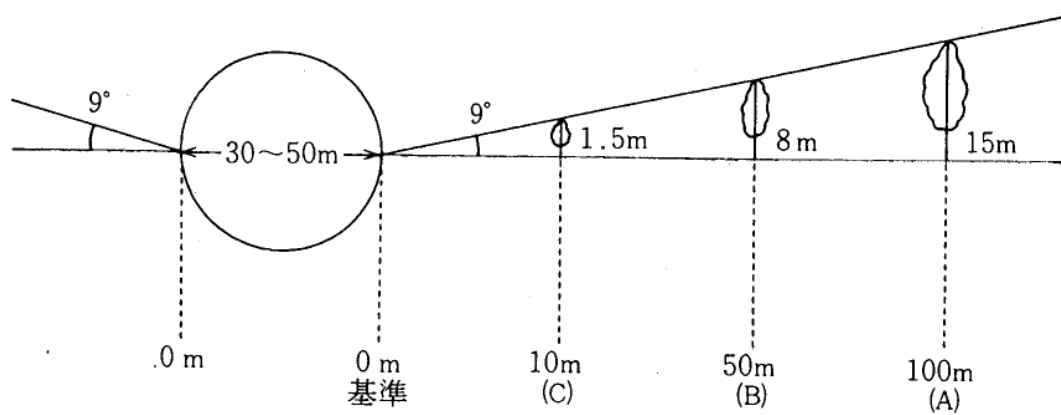
イ 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行うこと。

- (2) 発着場選定基準

ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

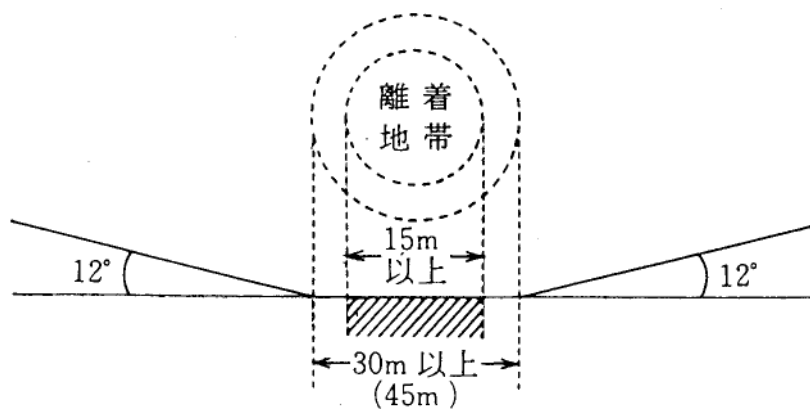
イ 周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば下図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

(3) 発着場



ア 小型機 (OH-6) の場合 (カッコ内は夜間)

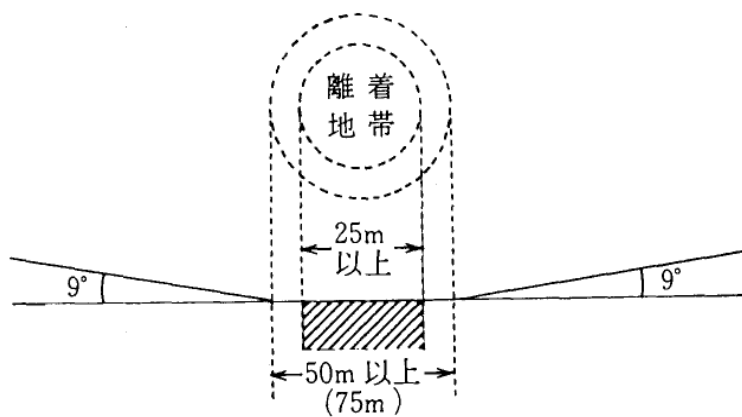
—無障害地帯—



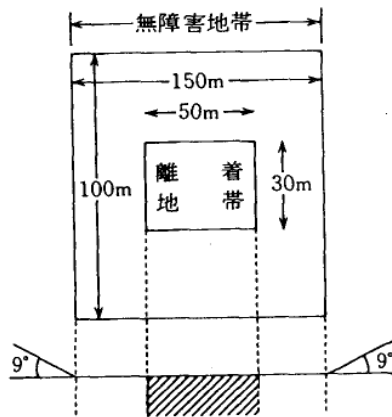
イ 中型機 (UH-1、UH-60※) の場合 (カッコ内は夜間)

※UH-60は6°

—無障害地帯—



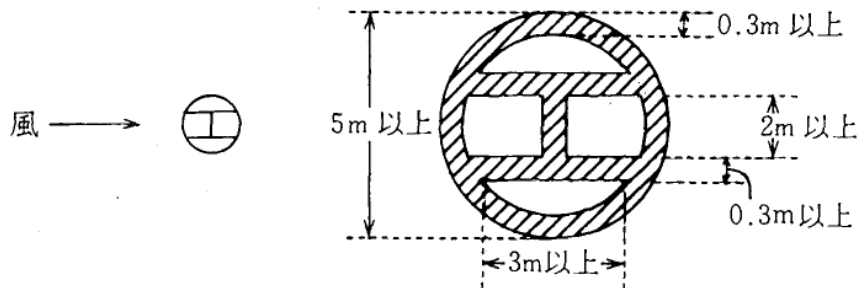
ウ (CH-47J) の場合



(4) 離着陸場の標示

ア 風向きに対して、石灰等でⓂを書くこと。

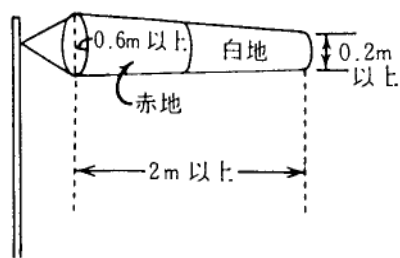
標示図



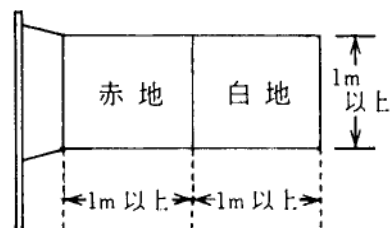
(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)



(旗)



(5) 離着陸における安全

ア 離着陸場は、平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径 25 メートル以内には人が入らないこと。

(6) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(7) 町は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにする。

《本町におけるヘリコプター緊急離着陸場》

施 設 名	所 在 地	地 積	電 話
総合運動公園野球場	大野 343	101m×101m	64－5585

第6節 交通応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
<道路交通> 1 建設課を中心に道路、橋りょう等の被害調査 2 被害状況を警察等防災関係機関へ連絡 3 交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保 4 必要により建設部において通行禁止措置を実施 5 緊急通行車両の確認申請 申請先 ⇒ 県本部（防災班又は警察部交通統括班） 又は県支部（総務班）及び大垣警察署 <輸送対策> 1 輸送方法 ・総務課が ⇒（不足のとき）⇒(1)舟艇、人力 確保する車両 ⇒(2)ヘリコプター等空中輸送(自衛隊、消防ヘリ) 2 車両の要請 ・本部内 各課 ⇒ 総務課 ・県への応援要請 総務課 ⇒ 県支部（土木班）[建設用] （保健班）[衛生用] （総務班）[その他] ・空中輸送 総務課 ⇒ 県支部（総務班） 3 要請時の明示事項 ・町内 ⇒ 本節 12. (1)に定める事項 ・県 ⇒ 本節 17. (1)に定める事項	総務課 建設課

1. 道路交通対策の方針

災害による道路、橋りょう等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）及びこれに関連した応急の対策は、次による。

2. 規制の実施機関

町地域内の道路施設に係る規制は、次の区分によって行うものとするが、災害の状況によっては実施者（下記区分）による規制が遅れ時期を失することも予想されるので、町本部（建設課）は、県支部（土木班）、県支部（警察班）、安八交番等と緊密な連絡をとり適切な規制がなされるよう配慮する。

区 分	実 施 者	範 囲
道 路 管 理 者	国(国道事務所)	町地域内国道
	県(県支部土木班)	町地域内県道
	町本部（建設課）	町地域内町道
	中日本高速道路株式会社	町地域内中央自動車道西宮線（名神高速道路）
警察機関	公安委員会 (県本部・警察部)	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1箇月を超えるもの
	大垣警察署長 (県支部・警察班)	自署の管轄区域内であり、かつ適用期間の短い（1箇月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
自 衛 隊	自衛官	緊急を要する一時的な規制 (警察官がその場にいない場合)

3. 道路の巡視

災害のため道路、橋りょう等の交通施設に被害あるいは危険が予想されるとき、町本部は、本部職員（課員）を現地に派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、派遣した際には、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて実施する。

4. 発見者の通報

災害時において道路施設の被害その他の事由により通行が危険であり、又は交通が極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町本部にその旨通報しなければならない。

通報を受けた町本部は、その路線の管理機関又はその地域を所管する警察関係機関及び消防本部に速やかに通報する。

5. 町本部における措置

道路施設の被害及び交通の混乱を発見し、あるいは通報を受けて承知したとき、建設課は速やかに次により配置する。

(1) 関係機関への通知

規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかににかかわらず県支部（土木班）及び安八交番にその旨を通知する。

なお、町において規制を行ったときは、関係機関への通知に当たっては、次の事項を明示する。

ア 禁止、制限の種別と対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ 迂回道路、幅員、橋りょう等の状況等

(2) 規制の実施

町道が被害を受けあるいは危険となったときは、町本部（建設課）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条により交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

なお、県管理の道路施設についても、県支部土木班に通知して規制する暇のないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条から第 6 条による規制を行うものとするが、警察官が居合わせないときにあっては、現場に居合わせる消防団員等が災対法第 60 条により、その地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難を指示し、若しくは、同法第 63 条あるいは消防法第 28 条の規定により警戒区域を設定して立ち入りを制限し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。この場合は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制による。

(3) 迂回路の指定

交通禁止等の規制に当たっては、できるだけ迂回路線の指定を行う。

(4) 規制の標識

町本部において道路法及び道路交通法に基づく規制を行ったときは「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 1 条の 2 の定めにより、又は災対法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則に定めるところによって標識を設置し、特に危険を伴う場合等にあつては、必要に応じ遮断する措置等をとる。

なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、道路標識に次の事項を明示して必要な場所に標示する。

ア 禁止、制限の対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ 迂回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(5) 応急措置（応急復旧）

町及び町長が管理する道路施設が被害を受けあるいは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止し、あるいは応急的な復旧を行う。

6. 措置命令等

(1) 警察官

警察官は緊急に規制をする必要があるときは必要な限度において一時通行を禁止し又は制限する。

ただし、規制が長期に及ぶときは、県支部（警察班）に報告する。

(2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、警察官がその場にいない場合、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し移動その他適当な措置を取るよう命ずることができる。

上記の所有者等が不明で命ずることができない場合、自ら移動その他適当な措置を講じる。

（自衛隊法第 94 条）

7. 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

県知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

8. 緊急通行車両の確認申請手続

(1) 使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、知事又は公安委員会に標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」）の交付を申し出る。

(2) 標章及び証明書の交付

(1)に定める機関は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び証明書を交付する。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付ける。

(4) 申請先

県本部（防災班又は警察部交通総括班）、県支部（総務班）又は大垣警察署に申請する。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、 輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

標 章



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

9. 水害時の緊急輸送

水防本部を中心として通常の経路を利用するものであるが、堤防の事故、路上落水等の障害により通行不能の場合は臨機の処置をとる。道路による輸送が困難な場合は、舟艇あるいはヘリコプターでの輸送を確保する。

非常の際の輸送確保については、12.「輸送の確保」による。

10. 輸送計画の方針

災害時における避難者及び応急対策従事者の移送あるいは、救助、復旧用物資等の輸送（以下「災害輸送」という。）は、次による。

11. 輸送種別

町本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路の遮断等で舟艇、人力等によることが適当なときはその方法による。

なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県支部総務班に自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行う。

12. 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用に当たっての調整は、次による。

(1) 自動車等確保の要請

町本部各課は、災害輸送のため車両、舟艇等の借上げを要するときは、総務課に車両等確保の要請をするものとする。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 輸送区間又は借上期間

イ 輸送量又は車両（舟艇）の台数等

ウ 車両等集合の場所及びその日時

エ その他の条件

（注）各課の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は、必要としない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務課は、輸送の緊急度、輸送条件、町本部保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

(3) 輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法により行う。

ア 自動車輸送

○町本部所属の車両

○他の公共的団体所属の車両

○輸送業者等の車両

○その他

車両の借上げに当たっては、当該車両の運転手付で借り上げる。

イ 舟艇の確保

舟艇の借上げは、直接総務課が行う。

ウ 空中輸送

陸上交通途絶時等で、空中輸送によることが適当なときは、県支部に自衛隊のヘリコプター又は県防災ヘリコプターの空中輸送を要請する。ヘリコプター離着陸可能な場所は、本章第5節7.(3)のとおりである。

エ 人力輸送

車両等による輸送が不可能なとき等にあつては、町本部職員（消防団員を含む。）、奉仕団員及び雇上げ労働者等の直接人力によって輸送するが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

1 3. 物資の引継ぎ等

災害輸送に当たって、建設課長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等の確かな輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。

なお、物資授受の記録は、「救助用物資引継書」（様式6号 様式一覧参照）による。（本章第18節「生活必需品供給活動」参照）

1 4. 応援の要請

町本部（総務課）は、自動車、舟艇等が確保できず、あるいは空中輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して次により県支部に応援を要請する。

○建設事業用車両 県支部（土木班）

○衛生事業用車両 県支部（保健班）

○自衛隊ヘリコプター又は県防災ヘリコプターその他輸送県支部総務班

（注）緊急を要する空中輸送については、直接県本部（防災班）に要請する。

1 5. 輸送の記録

災害輸送を行ったとき輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておく。

なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送は判然と区分整理しておく。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、車両使用書（様式7号 様式一覧参照）を作成し建設課長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送担当責任者は、輸送記録簿（様式 8 号 様式一覧参照）を備え付け車両の使用状況を記録し、整備保管する。

(3) 救助実施記録日計表

輸送担当責任者は、救助実施記録日計表（様式 27 号 様式一覧参照）を作成し、整備保管する。

(4) 救助種目別物資受払状況

自動車燃料、消耗品その他について「救助種目別物資受払状況」を備え付け、その出納状況を明らかにしておく。

16. 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

なお、自家用車等の借上げについては、借上謝金（運転手付等）とし、運送業者に支払う料金の範囲内（概ね 8 割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書（様式 9 号 様式一覧参照）を請求書に添付して提出する。

17. 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重傷患者が救護班では処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

ウ 被災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

カ 遺体搜索のための輸送

遺体捜索のための必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるための必要な人員、遺体の移送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたときは、町本部は、県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に範囲外輸送について要請する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 輸送の種類及び輸送物資の内容等

(イ) 輸送区間又は距離

(ウ) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等

(エ) 輸送を実施しようとする期間

(オ) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額

(カ) 輸送を要する理由

(キ) その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中

(3) 費用の限度

16. 「費用の基準及び支払」に定める費用の基準による。

(4) 報告その他事務手続

町本部は、輸送及び移送を実施したときは「救助日報」（様式26号 様式一覧参照）により毎日その状況を、県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に報告する。

なお、輸送に関する記録は6. によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理する。

第7節 通信の確保

活 動 の ポ イ ン ト		関 係 機 関
1	町で利用可能な通信施設 第2章第8節に定めるとおり	全ての課
2	県との通信系統 各課 ⇒ 県支部各班	
3	有線通信途絶時の報告系統 各課 ⇒ 総務課 ⇒ 県支部各班	
4	通信不通時、他機関の施設の利用 警察電話	

1. 計画の方針

災害時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、災害通信連絡の確保に努める。

2. 利用可能な通信施設及び方法

第2章第8節「防災通信設備等の整備」に定めるとおり、次の施設が利用可能である。

(1) 関係機関との連絡手段

関 係 機 関	連 絡 手 段
町⇔ 県	電話・岐阜県防災情報通信システム
大垣消防組合消防本部	電話・専用電話・岐阜県防災情報通信システム
大垣消防組合東分署	電話・専用電話
大垣警察署	電話・岐阜県防災情報通信システム
安八町消防団	電話・町防災行政無線（屋外子局・戸別・移動系）
住民（自主防災組織）	町防災行政無線（屋外子局・戸別）
医療機関	電話・岐阜県救急災害医療情報システム（ぎふ救急ネット EMIS）

(2) その他利用可能な施設

警察電話

(3) 無線以外の方法

ア 電報による方法

イ 信号による方法

ウ 広報車による方法

エ 急使による方法

オ 文書による方法

カ インターネットによる方法

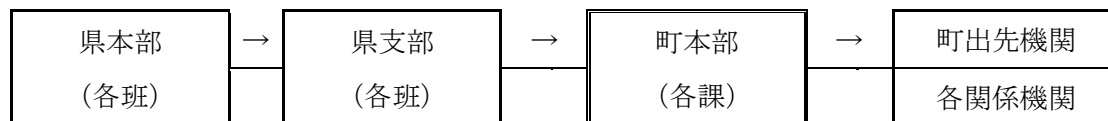
キ 携帯電話による方法

3. 情報（通信）の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設等の被害の状況により一定できないが、普通電話可能時にあつては、平常時に

各課又は担当において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。

なお、有線通信途絶時における県機関等町外機関への通信に当たっては、できる限り総務課においてとりまとめ一括して行うこと。



4. 通信の調整

災害のため平常の方法で通信の確保ができず、他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、総務課は優先順位その他について確認を行う。調整に当たっては、次の点に留意を要する。

(1) 優先順位

総務課は多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助に係る通信を優先させ、特に他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ、災害の防除と救助の通信に限定する。

(2) 報告等の統制実施

有線通信途絶時の被害報告あるいは現地連絡に対する指示連絡等にあつては、各部門別の通信を避け、できる限りまとめて一括して行うようにする。特に、急使（伝令）派遣時等にあつては、総務課は町本部各課のほか警察機関等にも連絡し、一括通報する。

5. 専用施設利用の要請

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急事項を限定してできるだけ簡略に要点を明示して施設機関に要請する。
- (2) 要請に当たっては、「非常通信用紙」（様式 20 号 様式一覧参照）により、又は同様に明示した書類による。
- (3) 通信の要請は、通信を行おうとする課が総務課に協議し、その結果に基づき、その課が直接又は総務課がまとめて一括要請する。

6. 施設別通信方法等

災害時における各施設別の通信方法は、次による。

(1) 普通電話による非常通話

災害時優先電話の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

本町においては、あらかじめ総務課等の電話を災害時優先電話として N T T 西日本岐阜支店に申請し、指定を受けている。

(2) 岐阜県防災情報通信システム及び町防災行政無線による通信

ア 岐阜県防災情報通信システム

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要するときは、岐阜県防災情報通信システムにより県本部及び県支部と連絡を行う。

イ 町防災行政無線

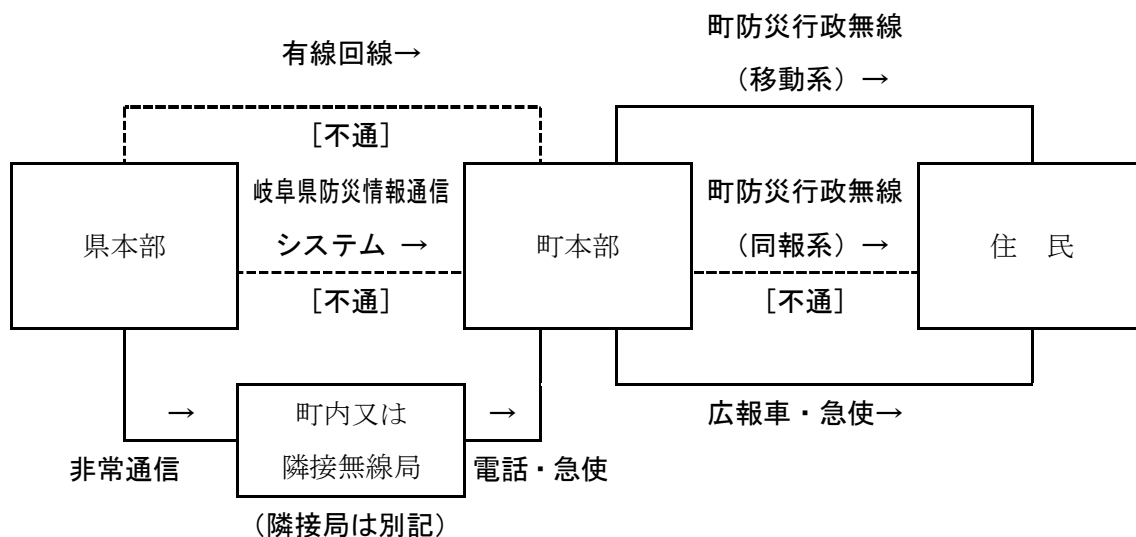
被災現地と町本部及び各施設との通信、通報は、町防災行政無線により行うものとする。

(ア) 同報系固定局（戸別受信機含む。）による通報

(イ) 陸上移動局による通信

ウ ア及びイの不通時

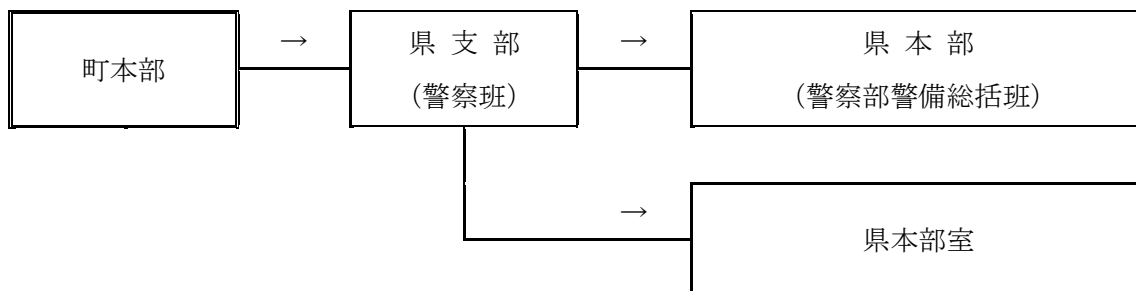
町防災行政無線及び岐阜県防災情報通信システム並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合は、次の区分系統によって行う。



(3) 警察電話利用による通信

有線通信途絶時で警察電話による通信を必要とするときは、最寄り警察機関に通信の要請をする。

要請に当たっては、町本部の通信事項と警察機関の通信事項は、重複することが少なくないので、警察機関にその内容を示し、重複を避けるようにする。



(4) NTT西日本の災害対策用無線電話による通信

一般加入電話の途絶により孤立した場合、町の通信は、NTT西日本のポータブル衛星通信システム、孤立防止用衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、町は相

手の一般加入電話番号をダイヤルする。

また、県からは、災害時優先電話に指定されている電話を利用し、通話を行う。

(5) 電報による方法

災害時の通信をN T T西日本の非常電報によるときは、依頼に当たって発信紙の余白欄に非常と朱書して申し込む。

(6) 信号による方法

消防、水防あるいは避難に関する指示等の信号は、それぞれの計画で定めるサイレン、半鐘等の信号によるものとする。

(7) 広報車による方法

多数の者に対する徹底事項があるときは、町広報車によって広報する。

(8) インターネット、携帯電話による方法

多元的通信手段の確保を図るため、インターネット、携帯電話等の活用を積極的に検討し、より有効な災害時通信体制の確保を図る。

(9) 急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令等急使を派遣して行う。町本部からの急使は、総務課の伝令が当たるが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等が当たる。

(10) 文書による方法

郵便局あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行う。

なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出する。

7. 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を「災害情報処理表」（様式 21 号 様式一覧参照）に記録し保管する。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1. 計画の方針

気象、水防及び火災に関する気象特別警報、警報、注意報、情報及び災害に関する異常現象の通報、伝達等の取扱いは、次による。

2. 気象警報等の把握

本部事務室（退庁時にあつては宿日直者）、総務課（水防に関する気象）及び消防団（火災に関する気象）は、気象注意報等の発表されているときは、岐阜地方気象台、県支部土木班（水防に関する気象等）と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して町地域の適確な気象状況の把握に努める。

なお、関係機関からの情報等の授受に当たっては、次の点に留意する。

(1) 伝達される警報等の区分

警報等の区分は、概ね次のとおりである。

ア 県本部

気象警報等の情報の全文及びそれらの対策に係る指示事項（岐阜県防災情報通信システムによる。）

イ NTT西日本

(2) 受信記録

警報等の全文が伝達される場合の受信に当たっては、岐阜県防災情報通信システムにより、一斉FAXされるので、FAX文書により記録される。

(3) 雨量・水位等の情報

岐阜県川の防災情報、国土交通省防災情報センター等により収集する。

3. 気象警報等の徹底

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、概ね次の区分により伝達徹底を図る。

(1) 伝達の責任者

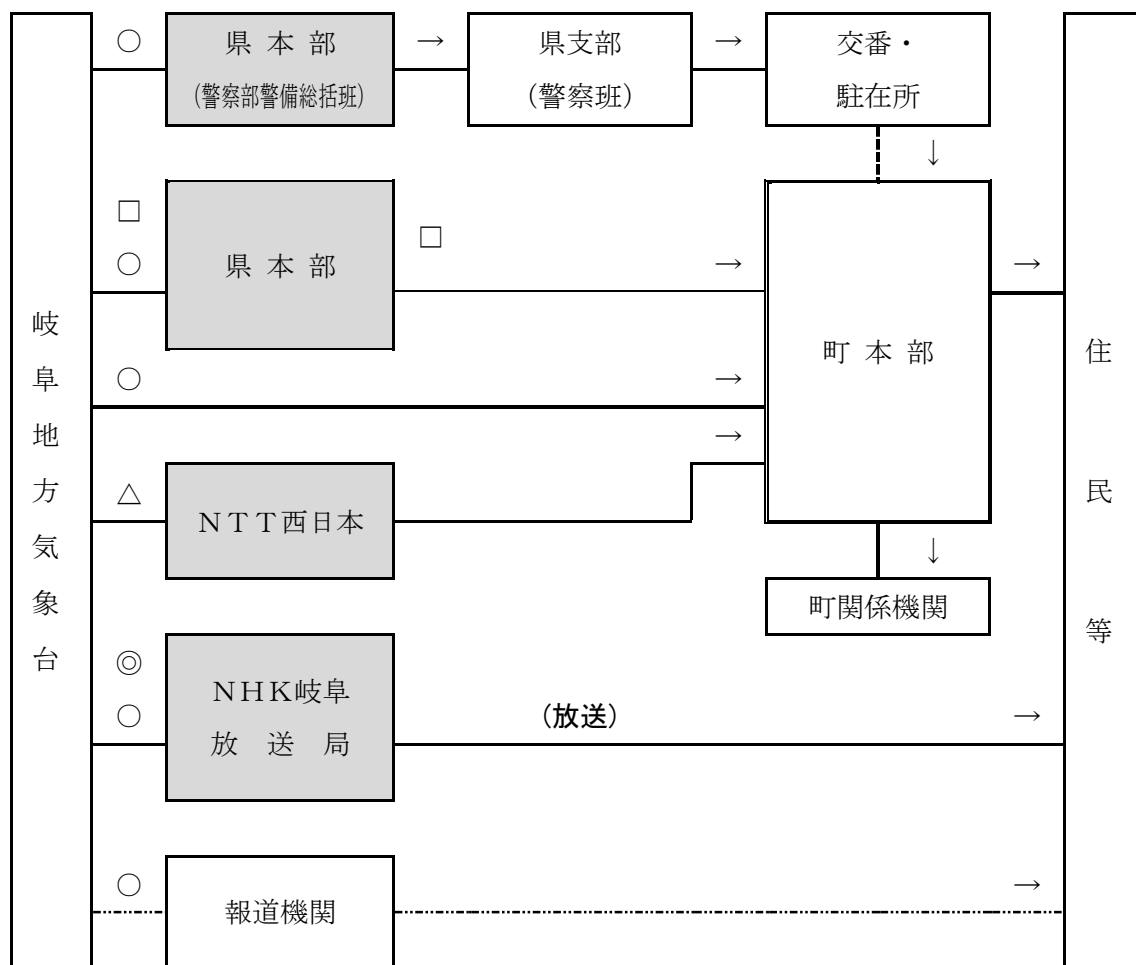
気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、総務課在庁時は総務課、不在時にあつては宿日直者が担当する。

ただし、部門別実施を要する関係機関あるいは特殊対象者に対する伝達等は、それぞれの対策担当課において行う。なお、他課（職員）において警報等の伝達を受けあるいは異常気象等を承知したときは、直ちにその内容を総務課又は宿日直者に通報する。

町、県、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(2) 伝達の系統

ア 警報等の関係機関に対する伝達は、次の区分系統によって行う。



※通信途絶時の代替経路

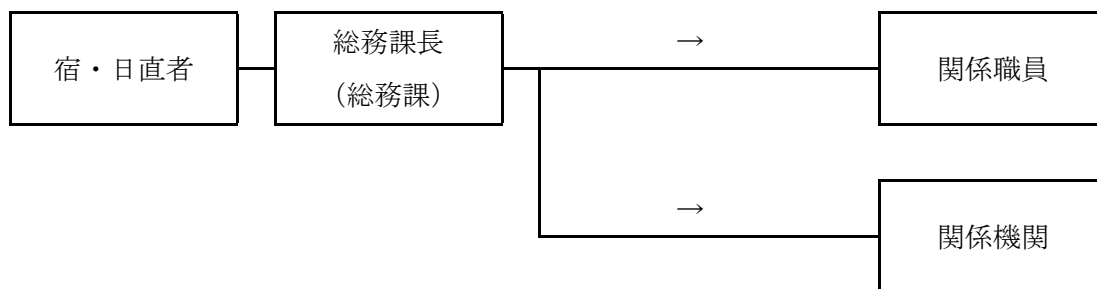
障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

凡 例	
	法令(気象業務法等)による通知系統
	法令(気象業務法等)による公衆への通知系統
	地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統
	伝達副系統
	インターネット
	専用回線
	オンライン
	岐阜県防災情報通信システム
	法令等により気象官署から警報事項を受領する機関

イ 町防災行政無線及び岐阜県防災情報通信システム並びに有線通信回線の全部又は一部が不通となった場合の非常時の伝達は、本章第7節6.(2)による。

(3) 退庁時における伝達

勤務時間外の関係職員不在時における伝達は、宿日直者が次の区分によって各関係職員に連絡する。連絡を受けた関係職員は、必要に応じ関係職員協議の上、必要と認めた場合、各関係機関に連絡する。



(4) 住民等に対する徹底

町本部で掌握した気象警報等のうち、町内の住民にその内容を徹底する必要があるときは、町防災行政無線、電話及び回覧等により、その徹底を図る。

4. 異常現象発見時の対策

災害の発生あるいは、災害の発生するおそれがある異常現象を発見し、あるいは承知したときの措置は、次による。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、次の区分により関係機関（職員）に通報しなければならない。

- 火災に関する現象 ⇒ 消防機関（消防団員）
- 水災に関する現象 ⇒ 消防団員・町本部（総務課）
- その他に関する現象 ⇒ 町本部（総務課）又は大垣警察署

(2) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置をとるとともに、総務課に通報する。

(3) 関係機関への通報

総務課は、通報のあった異常現象のうち次の現象については、関係機関に通報する。

ア 岐阜地方気象台

気象及び地震に関する現象

イ 県支部関係機関

異常現象によって予想される災害と関係のある機関

ウ 隣接市町

異常現象によって予想される災害と関係のある隣接市町

第9節 災害情報等の収集・伝達

活 動 の ポ イ ン ト		関 係 機 関
1	各課により情報収集し、様式により県支部（又は県本部）に報告	全ての課
2	災害概況即報（発生の都度即時に報告）	
3	被害状況即報（発生後毎日定時）	
4	中間調査報告（被害の状況が概ね確定したとき）	
5	確定（詳細）調査報告（応急対策を終了した後 20 日以内）	
6	変動（訂正）調査報告（発見後 3 日以内）	
7	終了報告（終了後 1 日以内）	
8	応急対策の報告（発生後毎日定時）	

1. 計画の方針

被害状況その他災害に関する情報の調査、収集及びその報告は次による。

2. 被害状況の調査機関

被害状況その他災害に関する情報は、次の機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告する。

また、町本部は、被害が甚大で被害調査が、町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県支部等）等に応援を求める。

県本部及び県支部においては、その応援、協力等の必要を認めたときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会させるものとする。

なお、町及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

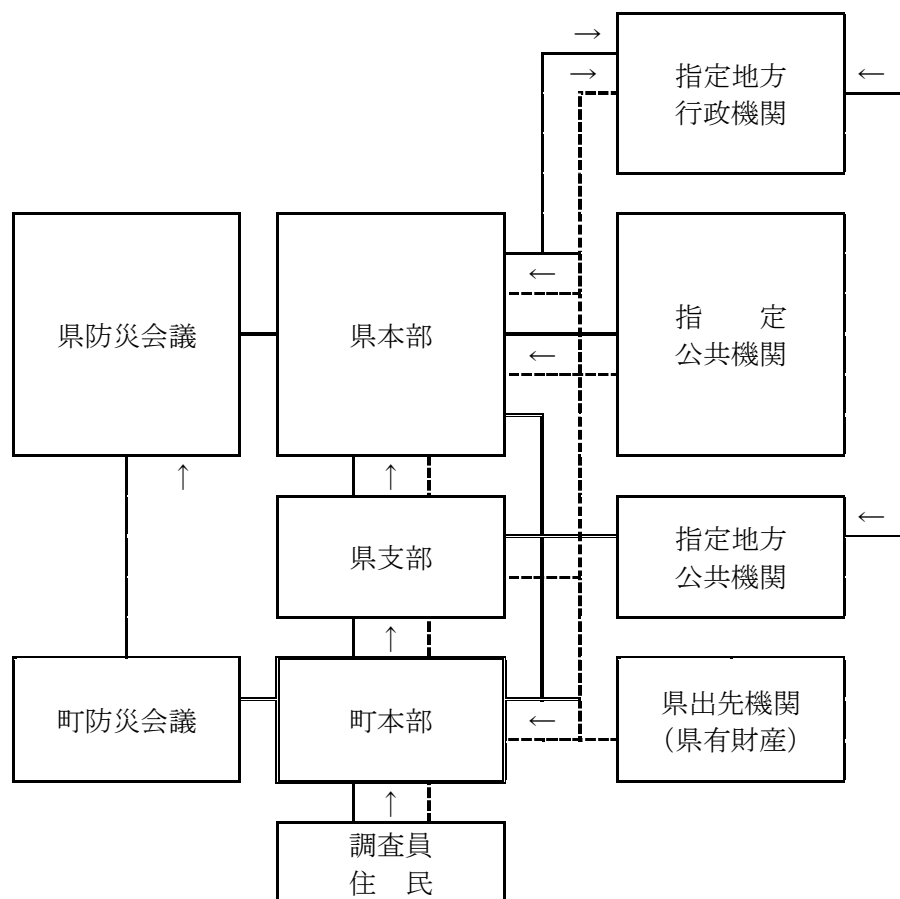
被害等の区分	調査事項	調査機関	協力機関
住家等一般被害	住家等一般被害	税務課	民生児童委員・区長
社会福祉施設被害	保育施設	福祉課 保健センター	
	社会福祉施設		社会福祉協議会
医療・衛生施設被害	診療施設		医師会
	上下水道施設	建設課	
	清掃施設	住民環境課	
商工業関係被害	商工業被害	企画調整課	商工会
農業関係被害	農作物被害	産業振興課	農業協同組合
	農地農業用施設		土地改良区
土木施設被害	土木被害	建設課	

教育関係被害	学校被害	学校教育課	教育委員会
	その他教育被害	生涯学習課 ハートピア安八	
町有財産被害	町有財産被害	税務課	
総合被害		総務課	
火災発生	火災被害	消防団 総務課	自主防災組織
水防情報	水防異常地面現象等 に関する情報		

3. 被害状況等の報告系統

(1) 一般的報告系統図

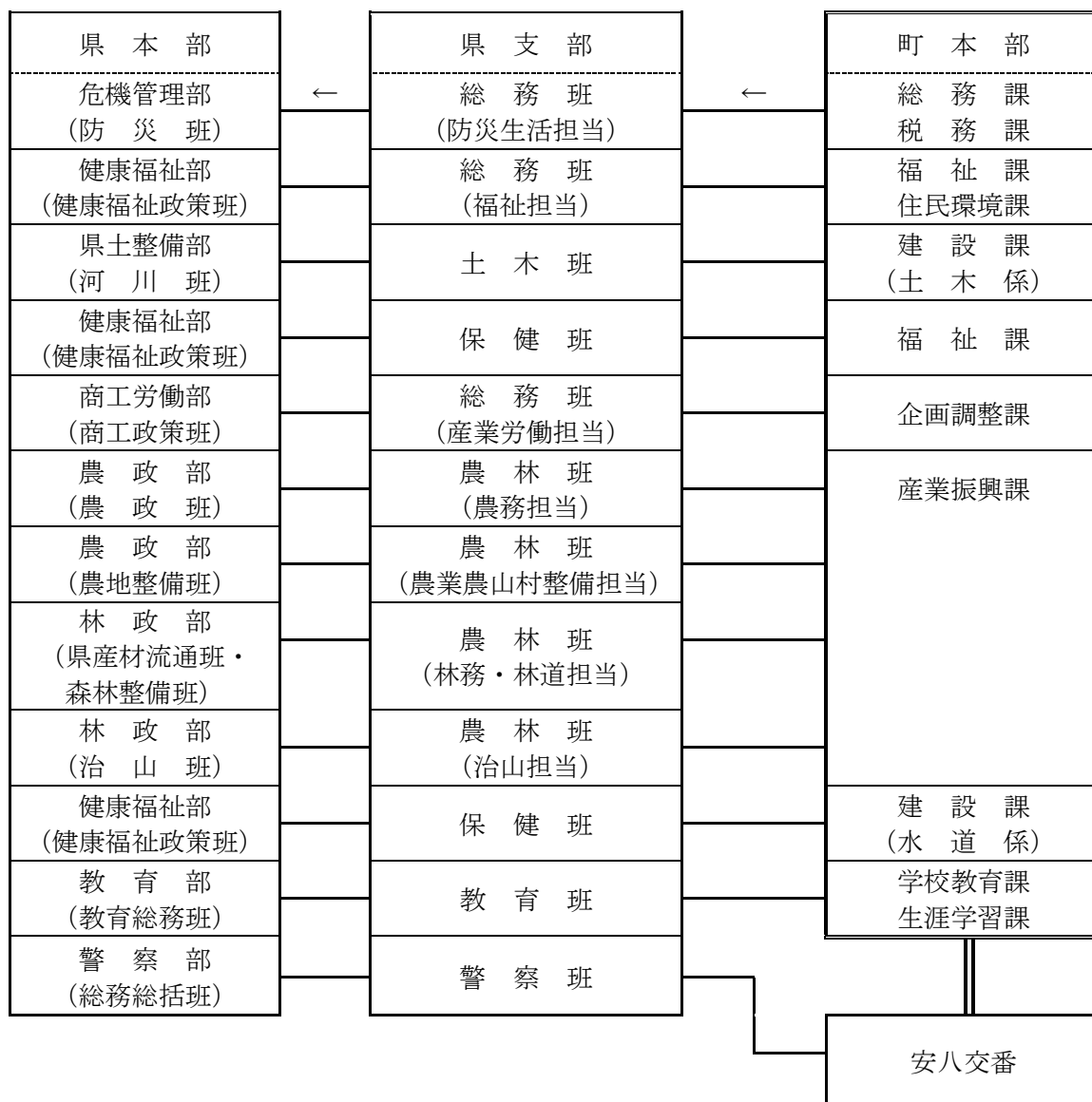
被害状況等の一般的な報告の系統は概ね次のとおりとする。



凡 例	
————	被害報告・業務連絡
-----	即時報告
————	災害情報交換

(2) 県内部門別系統図

警戒体制・非常体制・救助体制をとった場合(県が災害対策本部を設置したとき)



(注) () の班・担当が窓口となって報告事務を一本化する。

4. 調査及び報告等

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定でないが、概ね次表の区分によって調査、報告をする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調 査 報 告 事 項	報告時限
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式 18 号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時 (様式 18 号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 (様式 18 号)
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。	応急対策を終了した後 20 日以内 (様式 18 号の 2)
変動（訂正）調査報告	各調査が誤っていたことを発見したときに再調査し報告する。	発見後 3 日以内
終了報告	長期間にわたった災害（例：湛）が終了したときに報告する。	終了後 1 日以内
応急対策の報告	被災地域における状況及び実施し、又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、本部連絡員にその時刻、回数、期間を検討の上指示する。

5. 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、概ね次の各号基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行う。

- (1) 本章第 1 節により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 町内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められるとき。

6. 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

7. 情報の共有化

町及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

8. 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害その他状況の調査、収集及び報告は、次に定める要領、様式により各々関係県支部へ速やかに報告するものとし、各種応急対策の資料及び情報は、次によるもの。

なお、緊急を要する報告等で、通常ルートによることができないときは、直接県本部（図中「----」）に報告し、遅滞なくその内容を所轄する県支部に報告しておくこと。

(1) 即時報告

報 告 の 要 領	町本部（総務課）は、住民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について次の系統で報告する。
系 統 図	<pre> graph LR A[町本部 (総務課)] --> B[県支部 (総務班)] B --> C[県本部 (防災班)] C --> D[県本部 (災害情報集約センター)] A -.-> D </pre>
報告事項	別記様式に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、有線電話、電報及びインターネット等により報告する。

(2) 住家等一般被害状況等の調査報告

調査・報告 の 要 領	人命、住家の被害あるいは、これに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre> graph LR A[区長 民生児童委員] --- B[町本部 (総務課・税務課)] C[消防署] --- B D[調査員] --- B B --> E[県支部 (総務班)] B --> F[安八交番] E --> G[県本部 (被害情報集約センター)] F --> H[警察本部] G <--> H B -.-> G </pre>
調査・報告 事 項	「住家等一般被害状況報告書」（様式 10 号 様式一覧参照）に定める各事項について調査報告する。 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」（様式 10 号の 2 様式一覧参照）により世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。

(被害状況判定の基準)

被害等区分	判 定 基 準
死 者	遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり、死亡した疑いのある者 2 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重 傷	1 ヶ月以上の治療を要する見込みの者
軽 傷	1 ヶ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全 失 (全壊・全焼・ 全流失)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用出来ないもの
半 失 (半壊・半焼)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等の堆積により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない）
住 家	現実とその建物を直接居住の用に供している建物
非 住 家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以外の被害を受けた全建物を計上する。
1 棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属している風呂、トイレ等は、住家に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は、2棟とする。
1 戸	住家として居住するに必要な炊事場、トイレ、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯とする）

(注)1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損

2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

3 住家の付属建物（トイレ、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）

4 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で被災地が明

確でない場合にあっては、その者の被災地が確定するまでの間は遺体の保存（処置）は市町村の被害として計上する。

- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、医療機関、公民館、神社仏閣等と土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて、重複計上するものである。

○調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、又は参考として行う。

- (7) 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。この場合は、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また被災人員についてもその地域（地区）の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。
- (4) 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」（様式 10 号の 2 様式一覧参照）によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、適確を期するものとする。
- (9) 災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示、勧告等を行った場合は、町本部等に通知することとされている（本章第 15 節「避難対策」参照）ので、この情報をとりまとめ、報告する。
- (エ) 「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

○報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行う。

- (7) 本報告は、町本部（総務課・税務課）の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延ともなるので速やかに行う。
- (4) 中間報告を要する災害にあっては、少なくとも毎日午前 10 時までに報告する。
- (9) 町本部（総務課・税務課）は、報告責任者を定めておくとともに毎年度 4 月 30 日までに、次の事項を県本部（健康福祉政策班）に報告する。
 - a 救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
 - b 報告責任者の所属、職名、氏名
 - c 報告副責任者の所属、職名、氏名

(3) 社会福祉施設の被害等

調査・報告 の 要 領	社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設の応急対策の資料とするため次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre> graph LR A[保育園 社会福祉施設] --> B[町本部 (福祉課)] B --> C[県支部 (総務班)] C --> D[県本部 (災害情報集約センター)] B -.-> E[町本部 (総務課)] </pre>
対象施設	町立保育所及び社会福祉施設について行う。
調査・報告 事 項	「社会福祉施設等被害状況等報告書」(様式 11 号 様式一覧参照)に定める各事項について行う。 保育所その他施設の管理者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに町本部に報告する。なお、被害が確定したときは、「社会福祉施設等被害調査表」(様式 11 号の 2 様式一覧参照)によって調査表を作成し町本部に提出する。

(4) 医療衛生施設の被害等

調査・報告 の 要 領	医療衛生施設の被害状況を掌握し、医療救助その他衛生対策の資料とするため次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre> graph LR A[診療施設 (福祉課)] --> B[県支部 (保健班)] B --> C[県本部 (災害情報集約センター)] D[清掃施設 (住民環境課)] -.-> C E[水道施設 (建設課)] --> F[町本部 (総務課)] </pre>
調査・報告 事 項	「医療衛生施設被害状況等報告書」(様式 12 号 様式一覧参照)に定める被害その他の事項について調査、報告する。 町本部各課の保健衛生施設の各管理人(責任者)は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し各課に報告する。なお、被害が確定したときは、様式 12 号の 2 (様式一覧参照)に準じて調査表を作成し、町本部各部に提出する。また、その他医療機関等に被害があったときは、福祉課は調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査する。

○その他留意事項

(ア) 被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書」(様式 10 号 様式一覧参照)と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものの棟数は、本被害には計上せず施設数と被害額のみを計上する。

(イ) 応急対策その他の状況の記載に当たっては、町内医療機関も含めたその地域における総合的な状況による。

(5) 商工業施設の被害等

調査・報告 の 要 領	商工業施設の被害状況を掌握し、その応急対策実施上の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre> graph LR A[調査員] --> B[町本部 (総務課)] B --> C[県支部 (総務班)] C --> D[県本部 (災害情報集約センター)] B -.-> D </pre>
調査・報告 事 項	「商工業関係被害状況等報告書」(様式 13 号 様式一覧参照)に定める事項、区分に従って調査、報告する。

○調査、計上に当たっての基準

(ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。

(イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の相方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は() 外書として計上する。

(ウ) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

(エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

(オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

○その他留意事項

(ア) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」(様式 10 号 様式一覧参照)の非住家と重複計上されるものである。

(イ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

③ ア、イ、ウ……

(ウ) 町営施設等の調査に当たっては、「町営施設被害調査表」((様式 18 号の 2 様式一覧参照)に準じて作成)によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

(エ) 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろの防止に努めること。
(例、木材、農産加工製造品等)

(6) 農業施設の被害等

調査・報告 の 要 領	農業関係の被害状況を掌握するとともに、その応急対策実施の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre>graph LR; A[調査員] --> B[町本部 (産業振興課)]; B --> C[県支部 (農林班)]; C --> D[県本部 (災害情報集約センター)]; B -.-> E[町本部 (総務課)]; C -.-> D;</pre>
調査・報告 事 項	様式 14 号から様式 14 号の 12 (様式集参照) までに定める事項、区分に従って調査、報告する。

○調査方法

(ア) 農作物等

農作物、飼料作物等の被害は、産業振興課が各地区別に調査員を派遣し、被害の田畑等について直接に被害率の認定調査を行い、作付面積を乗じて被害数量及び被害額を算出する。

調査に当たっては、農業協同組合職員等の協力を得るとともに、農事改良普及員等県支部農業関係職員の立会いを求めて調査する。

(イ) 農地等

農地及び農業関係施設の被害については、建設課・産業振興課が各地域別に調査員を派遣して土地改良区等の協力を得、あるいは必要に応じ県支部耕地関係職員の立会いを求めて調査する。

(ウ) その他農業被害

その他の農業関係の被害については、産業振興課及び農業協同組合の職員、土地改良区等の協力を得て、各地区別に班を設けて各農家(酪農、養蚕家を含む。)及び各施設について次の事項を調査する。

a 共同利用施設の被害

b 家畜等の被害

c 飼料、肥料、農作物の貯蔵品、加工品等の被害

○調査基準

(7) 農地等の被害区分

流失：その筆における耕地の厚さ 1 割以上が流失した状態のものをいう。

埋没：土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

(イ) 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

(ウ) 冠水

作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

○電話等による報告

電話、電報等によって報告するときの略記号は、次の要領によるものとする。

① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

③ ア、イ、ウ……

○報告書記載作成の方法

町営施設の被害については、「町有財産被害状況等報告書（様式 17 号（様式一覧参照）に準じて作成）によって町有財産として報告する。

(7) 土木施設の被害

調査・報告 の 要 領	土木施設の被害状況を掌握するとともに水害の防止、道路交通の確保等応急対策実施の資料とするため次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre>graph LR; A[調査員] --> B[町本部 (建設課)]; B --> C[県支部 (土木班)]; C --> D[県本部 (災害情報集約センター)]; B -.-> E[町本部 (総務課)];</pre>
調査・報告 事 項	「土木・文教施設被害状況報告書」（様式 15 号 様式一覧参照）に定める各事項、区分について調査し、報告する。

○調査報告の方法

(7) 調査は、建設課が被害区域に職員を派遣して行うが、調査に当たっては、県支部土木班員と共同して町道のほか県維持管理の土木施設についても行う。

(イ) 地域内の国直轄施設の被害については、参考的に調査し、報告に当たっては（ ）外書

して行う。

(ウ) 電報、電話に当たっての略記号の使用順位は、次による。

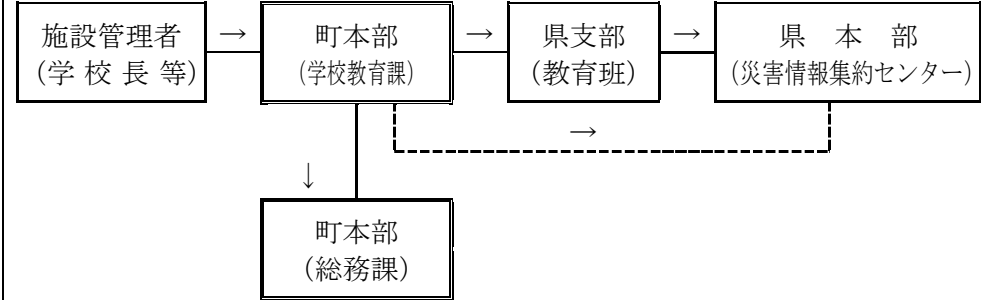
① ア、イ、ウ……

② ア、イ、ウ……

③ ア、イ、ウ……

(エ) 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報する。

(8) 教育関係施設の被害

調査・報告 の 要 領	教育施設等の被害を掌握するとともに施設の応急復旧等応急的な対策実施資料とするため、次の系統で報告を行う。
系 統 図	
調査・報告 事 項	「教育関係被害状況等報告書」(様式 16 号 様式一覧参照)に定める各事項、区分について調査し、報告する。

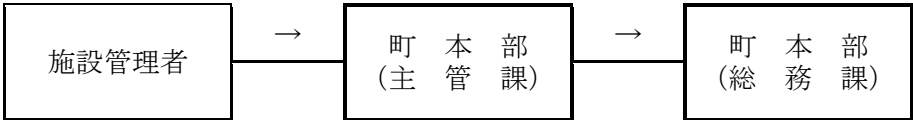
○調査、報告の方法

(ア) 調査、報告は町立及び組合立の教育施設及び町地域内の文化財について行う。

(イ) 学校の被害は、各学校班の調査責任者(教頭又は宿日直者)が、文化財についてはその管理責任者が調査報告し、公民館については教育班(管理者)が直接調査し計上する。

(ウ) 調査に当たっての被害基準及び報告書作成の要領は、「教育関係被害調査表」(様式 16 号の 2 様式一覧参照)を作成する。

(9) 町有財産の被害等

調査・報告 の 要 領	町有財産の被害を掌握し、その応急対策策定の資料とするため、次の系統で報告を行う。
系 統 図	
調査・報告 事 項	「町有財産被害状況等報告書」(様式 17 号 様式一覧参照)の事項区分に準じて調査し報告するものとするが、調査・報告に当たっては、「町有財産被害調査表」(様式 17 号の 2 様式一覧参照)により、施設別の状況を添えて行う。

○調査の範囲

次の被害については別途にそれぞれの施設管理機関において調査する。

- (ア) 公営住宅及び敷地
- (イ) 庁舎及び出先機関並びにその敷地
- (ウ) その他の財産、物品

(10) 消防団員の活動

調査・報告 の 要 領	災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、次の系統で報告を行う。
系 統 図	<pre> graph LR A[消防団 (各分団)] --> B[消防団 (本部)] B -.-> C[県 本 部 (災害情報集約センター)] B --> D[町本部 (総務課)] D --> E[県支部 (総務班)] E --> C </pre>
調査・報告 事 項	「消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）」（様式 19 号 様式一覧参照）に定める様式事項区分について調査し、報告する。

○調査、報告の方法

- (ア) 活動状況については出動月日につき 1 枚とする。
- (イ) 「消防団」であることを明記する。（消防本部と区別するため）

(11) その他の被害

その他、火災、水害等により被害が発生したときの災害情報は、別に定める「消防計画」及び「水防計画」の定めるところによる。

(12) 総合被害

総合被害は、次の方法によってとりまとめ、町における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関及び住民に徹底する。

ア 収集の系統

災害状況等の収集（集計）は次の系統によって行う。

住家等一般被害及び応急救助の情報	→	総務課・税務課・住民環境課
社会福祉施設の被害等の情報		福祉課・住民環境課
医療衛生施設の被害等の情報		
商工業及び観光施設の被害等の情報		企画調整課
農業関係被害等の情報		建設課・産業振興課
土木施設被害等の情報		
水道施設被害等の情報		
教育関係の被害等の情報		学校教育課・生涯学習課
町有財産の被害等の情報		総務課
消防に関する情報		消防団
水防に関する情報		総務課

イ 被害の集計

町本部における被害の集計は、「総合被害状況調」（様式 18 号 様式一覧参照）の各項目に分類して集計する。

ウ 被害の通報

総合被害をとりまとめたときは、次の各機関に通報する。

なお、住民等に対する広報は、本章第 10 節「災害広報」の定めるところによる。

- (ア) 防災会議構成委員の所属機関
- (イ) 庁内各課
- (ウ) 県危機管理室
- (エ) 報道機関

別記様式

即 時 報 告 (災害速報)

発 生 日 時		月 日 時 分		発 生 場 所			
報 告 の 時 限		日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分	
発 信 機 関 (者)		()		発 信 機 関 (者)		()	
区 分		記号	被 害 状 況	記 事			
人 命	死 者	ア	人				
	行 方 不 明 者	イ	人				
	重 傷 者	ウ	人				
住 家	全 壊 (流失)	エ	戸				
	半 壊	オ	戸				
	一 部 破 損	カ	戸				
	床 上 浸 水	キ	戸				
	床 下 浸 水	ク	戸				
道 路 不 通	路 線 名	ケ					
	箇 所 名	コ					
避 難 状 況	地 区 名	サ					
	世 帯 数	シ	世帯				
	人 員	ス	人				
	避 難 先	セ					
応 急 活 動	災 害 対 策 本 部	ソ	時 分設置				
	消 防 職 団 員	タ	職 員 人 団 員 人				
	そ の 他	チ					

(注) 死者、行方不明者について、住所、氏名、年齢、職業等がわかっている場合は、報告すること。

第10節 災害広報

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 課内の役割分担の決定 2 問い合わせ電話への対応 3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 4 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 5 広報車、掲示板等の確保 6 防災関係機関との連絡（情報の入手）	総務課 企画調整課

1. 計画の方針

災害時における町内の各機関、住民及び県機関並びに報道機関に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報は、次の方法による。

2. 広報実施機関

町本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、総務課、企画調整課において担当する。

また、広く住民への情報提供を行うに当たり、自主防災組織及び自治会等の協力・連携を図り、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

3. 災害情報の収集

- (1) 総務課は、写真担当者を指定し、現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (2) 関係機関その他住民等が撮影した写真の収集を図る。
- (3) その他現地における資料の収集を図る。

4. 広報の手段

防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、災害緊急メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、掲示板、広報誌、広報車等を通じて迅速に報道するとともに、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭・文書・電話
各 防 災 関 係 機 関	電話・広報車・連絡員の派遣・町及び県防災行政無線
一 般 住 民 ・ 被 災 者	広報車・町防災行政無線・広報紙

庁内各課	庁内放送・庁内電話・口頭
その他必要とするもの	掲示板・チラシ（新聞折込み） インターネット・携帯電話メール

5. 広報の内容

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

(1) 事前情報の広報

- ア 気象に関する情報
- イ 河川の水位の情報
- ウ 公共交通機関の情報
- エ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

- ア 災害の発生状況
- イ 地域住民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、指示等）
- エ 医療・救護所の開設状況
- オ 道路情報
- カ その他必要情報

(3) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

6. 報道機関への情報の発表

町は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。

また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をする。

報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、企画調整課は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

7. デマ等の発生防止対策

町及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

8. 被災者等への広報の配慮

町等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。

9. 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、人命救助に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PHS版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

10. 住民に対する広報

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、各地区に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

第 1 1 節 消防活動

1. 計画の方針

災害時における消防に関する応急の対策は、県計画の「消防活動」に定めるもののほかは、本計画の定めるところによる。

2. 消防団組織及び町保有資機材の現況

第 2 章第 9 節「火災予防対策」に定めるとおり。

3. 火災警報の発表

火災警報の基準は、本章第 8 節「警報・注意報・情報等の受理伝達」 2. (5) に定めるとおりであるが、町本部は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは、火災警報を発しその周知徹底と火災予防上必要な措置をとる。

4. 火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査報告は、次の方法による。

(1) 報告の系統

本章第 9 節「災害情報等の収集・伝達」 3. (1) に定めるとおり。

(2) 報告の種別及び報告期限

報告種別	報 告 期 限	
	[市町村→県本部]	[県本部→消防庁]
火災月報	翌月 10 日	—
火災報告	翌月 15 日	7 月・10 月・1 月・4 月末日
火災詳報	県支部長の指示する日	消防庁長官の指示する日
火災即報	即 時	即 時

(3) 火災詳報を必要とする火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出する。

(4) 火災即報を要する火災

ア 一般基準

火災即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

(ア) 死者 3 人以上生じたもの

(イ) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

(ア)火災

a 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。）
- (c) 建物焼損延べ面積 3,000 ㎡以上と推定される火災
- (d) 損害額 1 億円以上と推定される火災

b 林野火災

- (a) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請したもの
- (c) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

5. 応援要請

本章第4節「広域的な応援要請対策」3、4に定めるとおり。

6. 災害時における火薬、ガスの保安

町及び大垣消防組合は、火薬及び高圧ガスの保安責任者が災害時にこれらの施設の危険防止措置を講ずるよう監督指導を行うとともに、必要があると認められるときは、法令の定めるところによる緊急措置命令等行う。

7. 住民（自主防災組織）及び事業所等（自衛消防組織）の責務

町は、出火等を防止するため居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図るが、住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期する。

(1) 広報事項

特に地震発生の際には、次の広報を行う。

- ア 火気の使用を中止する。
- イ ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏出、流出を防止する。
- ウ 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。
- エ ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、町等へ通報する。
- オ 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

(2) 初期消火

道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力する。

ア 消火器、バケツ、小型動力ポンプを使用した初期消火を実施する。

イ 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 初期救出

救出活動が迅速に行われるかどうかが要救助者の救命のポイントとなるため、町は住民（自主防災組織）への積極的な救出活動の実施を要請し、事業所等においても、救助資器材の貸し出しを行う。

第 1 2 節 水防活動

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 3 条に基づき、本町の区域に係る洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1. 水防組織

(1) 水防本部

水防管理者（町長）は、洪水等について水防活動の必要があると認めたときから、その危険が除去するまでの間、安八町水防本部を設置し、水防事務を処理する。

設置場所は、第 3 章第 1 節「活動体制」2 に定めるとおり。

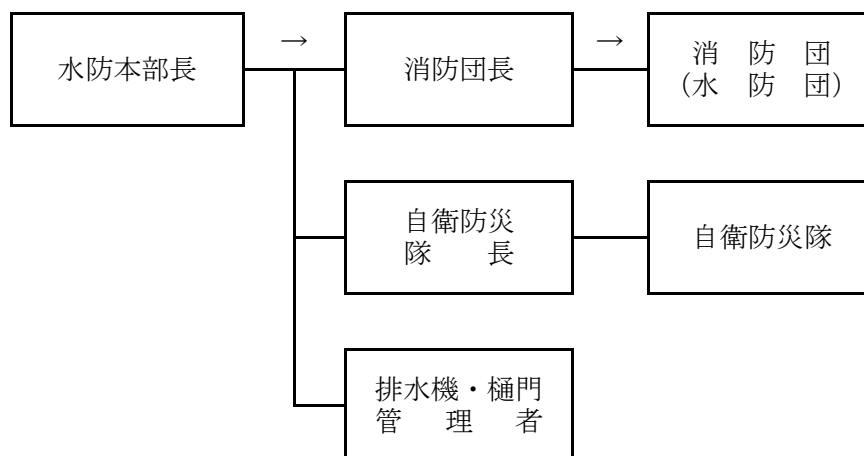
ア 普通態勢

職 名	担当者	係	分 担 任 務
本 部 長	町 長		水防事務の統轄
副本部長	副 町 長		本部長を補佐し、本部長が事故あるとき、これを代理する。
総 務 班	総務課長	総 務 課	予報、連絡、物資の収集、輸送、炊き出し等に関する事項
水 防 班	建設課長	建 設 課	災害の現地調査連絡及び応急復旧
機 動 班	消防団長 (副団長)	消 防 団	堤防、樋門、排水機場の巡視及び警戒、水防

イ 非常態勢

本 部 長	係	分 担 任 務
町 長	総 務 課	1 水防全般について
副本部長	企画調整課	2 各課、地区等の連絡調整について
副町長	税務課	3 警報の伝達及び本部職員の動員について
本 部 員	議会事務局	4 応援依頼について
教育長	会計室	5 各種情報の収集及び送達について
総務課長		6 災害経費の執行、物品の出納について
企画調整課長	住民環境課	1 避難者及び被災者の救護について
税務課長	福祉課	2 医療、衛生、防疫等について
議会事務局長	保健センター	3 保育園児の避難対策について
会計管理者	建設課	1 水防資材及び輸送の確保について
住民環境課長	産業振興課	2 災害用、主要食料の確保について
福祉課長		3 農業施設（排水機、樋門等）災害対策について
建設課長		4 災害の調査報告及び水防要員
産業振興課長		5 水防現地の連絡調整について
学校教育課長		6 水防活動現地指導全般について
生涯学習課長		7 建設業者の水防対策のための連絡調整
	学校教育課	1 生徒の避難対策について
	生涯学習課	2 教育施設に避難所開設について
	ハートピア安八	3 災害時の給食、全般について

(2) 水防隊



2. 水防活動

(1) 本部員の非常配備

ア 水防活動用の予報、警報が発せられたときは常時勤務から水防体制への切り替えを確実に迅速に行うとともに勤務員として適当に交替、休養させて長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行う。

非常配備 の 種 類	配備人員及び態勢	配備につく時間
第 1 配備	5 名の人員をもってこれに当たり情報連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる態勢とする。 総務課・建設課	水防活動用の注意報が発せられたとき。
第 2 配備	30 名の人員をもって、これに当たり水防事態が発生すればそのまま水防活動が、遅滞なく遂行できる態勢とする。 総務課・企画調整課・税務課 建設課・産業振興課	水防活動用警報が発せられたとき又は警報の発令が予測されるとき。
第 3 配備	本庁職員全員をもってこれに当たり完全な水防態勢とする。	水防活動が予想されるとき又は事態の規模が大きくなって第 2 配備では処理しかねると考えられるとき。

イ 水防本部は前項の勤務員を定めておく。

ウ 勤務時間外における連絡は次の要領による。

(ア) 関係機関により気象注意報、洪水予報又は水防警報を受けた日直、宿直員は直ちに水防本部及び水防本部員に電話又は無線をもって招集する。

(イ) 上記の解除通知を受けたときは、その旨水防本部に連絡する。

(ウ) イの勤務員は重要な注意報又は警報を受けたときは直ちに水防本部長及び水防班長に連絡し、その指揮を受ける。

(2) 水防隊等の非常配備

ア 出動準備

水防本部長は次の場合は、消防団、自衛防災隊に対し出動の準備を依頼する。

ただし、準備の通知をするいとまがない場合はあらかじめラジオ、テレビ等の気象予報に注意し自発的に準備されることが望ましい。

気象予報、洪水予報、水防警報等により河川の水位が上昇するおそれがありかつ出動の

必要が予測されるとき。

イ 出動

水防本部長は、次の場合消防団、自衛防災隊にあらかじめ定められた計画に従い出動を命じ警戒配置に着かせる。

なお、情勢により付近居住者の出動を求める(ただし、年齢 18 歳未満、老病弱者を除く)。

(ア) 河川の水位が警戒水位に達したとき。

(イ) 気象予報、洪水予報、水防警報等により水防要員の出動を要すると認めたとき。

3. 監視と警戒

(1) 常時監視

水防法第 9 条に基づき、水防管理者(町長)は水防区域内の河川堤防等の延長 1 ～ 2 km ごとに監視員を設け、随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、速やかに、河川管理者(国土交通省管理区間にあつては管理河川事務所長、県管理区間にあつては管轄土木事務所長)に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

ア 水防管理者(町長)は、出動命令を発したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし既往の被害箇所等特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の班に分かれて巡視し特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに、水防支隊長及び河川管理者に報告するとともに水防作業を開始する。

(ア) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崩壊又は堤内地盤からの漏水

(イ) 水衝部の表裏法面の亀裂又は崩壊

(ウ) 堤防天端の亀裂又は沈下

(エ) 堤防の越水状況

(オ) 樋門周辺の漏水と扉の締め具合

(カ) 橋りょうその他の構築物と堤防との取付部分の異常、又は流木などの堆積状況

イ 水防管理者(町長)は、アの監視の結果、堤防を道路として兼用している区間において、堤体自体が危険であると判断した場合には、アに規定の措置をとるとともに、速やかに、道路管理者に対し、道路法第 46 条の規定による通行の禁止又は制限の措置を要請すること。

(3) 警戒区域

ア 水防法第 21 条及び第 24 条により水防活動上必要ある場合は、警戒区域を設定し無用の者の立ち入りを禁止し、若しくは制限しあるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させる。

イ 法第 22 条に基づき、水防管理者(町長)は水防のため必要があると認めるときは警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

ウ 警戒する河川及び堤防は、資料編「災害危険地域一覧」による。

(4) 水門、こう門、えん堤操作

ア 水門、こう門、えん堤等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

イ 前項の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障がないように点検整備しなければならない。

4. 水防作業

(1) 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多い。しかし時には数種の工法を実施し、初めてその目的を達することがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。工法を選ぶに当たっては堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

なお、水防工法等の詳細は町水防計画による。

(2) 水防上の心得

ア 水防作業を行う際は、ヘルメット等（保安帽）やライフジャケットを着用することなど、自己の安全確保に充分留意する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、携帯電話等が不通となった場合でも利用可能な通信機器の確保に留意する。

ウ 水防活動時には、大雨・洪水等の気象情報を常に確認するよう留意する。

エ 命令なくして部署を離れ、勝手な行動をとってはならない。

オ 作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって守りぬく。

カ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言語を発してはならない。

キ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、水防員が緊張によって疲れないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。

ク 洪水時において堤防に異状の起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。ただし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3/4位に減少した時が最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

(3) 応援

ア 水防管理団体の応援

水防法第23条に基づき水防管理者は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、市町村長、消防団長に対して応援を求めること。

応援のため派遣される者は所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

イ 自衛隊の応援

水防管理者は、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により自衛隊の派遣要請を知事に依頼することができる。派遣要請の依頼の手続等については、本章第 5 節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところによる。

応援のため派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）は、水防隊本部から水防支隊へ、水防支隊から水防管理団体へ引継ぐものとする。水防隊本部及び水防支隊は、派遣部隊並びに水防管理団体その他関係機関との連絡にあたるため、連絡員を指定し、その連絡に当たる。

水防管理者は、派遣部隊及び水防支隊等との連絡を緊密にするための連絡場所を設け、責任者を定めて常に連絡窓口を統一し、作業の実施についても派遣部隊の現地指揮官と協議して行うよう努めること。

ウ 相互協定

隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関してあらかじめ相互協定をしておかなければならない。

エ 他県との協力

愛知、三重両県との協力、木曽、揖斐、長良三川の洪水対策については、木曽川洪水予報連絡会を結成し、相互に気象、水位、流量等の情報を交換し、もって水害の軽減防止に努めることとなっている。

5. 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第 3 信号 水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

水防信号は、次表の方法によって表わすものとする。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	5 秒 1 5 秒 5 秒 1 5 秒 5 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第 2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第 3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	1 0 秒 5 秒 1 0 秒 5 秒 1 0 秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー

第4信号	乱打	1分 ○ー	5秒 休止	1分 ○ー	5秒 休止	1分 ○ー
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。					

6. 決壊の通報と決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したときは、水防法第25条及び第26条に基づき、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を所轄土木事務所長、振興局、振興局に置かれる事務所及び氾濫する方向隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

土木事務所長、県事務所長及び県事務所に置かれる事務所の長は水防隊本部、警察その他必要な所に連絡するものとする。

また、決壊後といえども、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

7. 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防に要する費用は、水防法第41条の規定による当該区域を管轄する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と、応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(水防法第42条)

(2) 公用負担

ア 水防法第28条の規定により水防のため必要あるときは水防管理者、水防団長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (ウ) 馬車、その他の運搬具又は器具の使用
- (エ) 工作物、その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあつては証明書を携行し、必要な場合はこれを提出しなければならない。

ウ 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者管理者又はこれに準すべき者に手渡さなければならない。

エ 損失補償

アの権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。

8. 湛水排除

河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、町は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路等の下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施すものとする。

9. 避難のための立ち退き

- (1) 水防管理者は大垣警察署長と協議の上、事前に立ち退き計画を作成し予定立ち退き先経路、誘導者、信号等、必要な措置を講じておく。（資料編「避難のための立退計画一覧表」を参照）
- (2) 避難は、本章第 15 節「避難対策」による。

10. 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめた水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解除命令の時刻
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等、異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類及び数量並びに使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者の出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指揮者氏名
- (14) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (15) 水防関係者の死傷

- (16) 功労者及びその功績
- (17) 事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要な事項

1 1. 水防活動実施の報告

- (1) 水防管理団体及び土木事務所で水防活動を実施したときに作成する。
- (2) 水防管理団体は、次の調査対象期間ごとに、その期間終了後 4 日以内に所管土木事務所長あて 2 部提出する。

調査対象期間	①	1 月 1 日～	5 月末日
	②	6 月 1 日～	7 月末日
	③	8 月 1 日～	9 月末日
	④	1 0 月 1 日～	1 2 月末日

ただし、当該期間内において水防活動を行わなかった場合は、報告の必要はない。

1 2. 水防上特に注意を要する箇所

本町における水防上特に注意を要する箇所は、資料編「災害危険地域一覧」に定めるとおりとする。

第 13 節 県防災ヘリコプターの活用

1. 要請の方針

町本部は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときには、必要に応じ、防災ヘリコプターの応援を要請する。

2. 要請方法

(1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

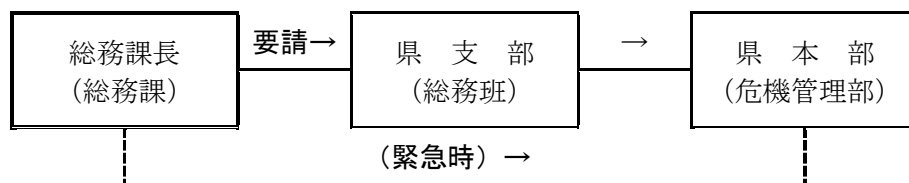
消防組織法上の災害に係る活動について、町長から知事に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

要請は、大垣消防組合消防本部消防長から岐阜県防災航空センターに電話及びFAXで行う。

岐阜県防災航空隊 第一事務所 TEL : 058-385-3772 FAX : 058-385-3774
--

(2) 災害対策基本法第 68 条に基づく応援要請

物資及び負傷者等の輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、次の系統で出動要請を行う。



第 1 4 節 災害救助法の適用

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 罹災者台帳の作成 各世帯別の被害状況判明 ⇒ 罹災者台帳の作成 2 罹災証明書の発行 罹災者台帳と照合し契印を行った上発行 (混乱により発行不可能な場合) 仮罹災証明書を作成交付し、後日罹災証明書と取り替える。	総務課 企画調整課 住民環境課

1. 計画の方針

災害時における被災者の救助及び健康の保持又は救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次による。

2. 罹災者台帳の作成

住民環境課は被害状況の把握につき総務課との連絡を密にし、かつ関係各課の協力を得て、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに罹災者台帳（様式 22 号 様式一覧参照）を作成する。

作成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 罹災者台帳は、できるだけ速やかに作成すべきであるが、災害時の混乱等により作成が遅れる場合においては「住家等一般被害調査表」（様式 10 の 2 号 様式一覧参照）又は「救助用物資割当台帳」（様式 36 号 様式一覧参照）を利用するが、この場合には、できるだけ早い時期に「罹災者台帳」を作成する。
- (2) 作成に当たっては、「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）あるいは食料配給事務等の係と連絡し正確を期する。
- (3) 「罹災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるため、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し整備保管しておく。

3. 罹災証明書の発行

住民環境課は、被災世帯に対して罹災証明書（様式 23 号 様式一覧参照）を交付する。

ただし、災害時の混乱等により前様式による証明書の交付ができないときは、とりあえず仮罹災証明書（様式 25 号 様式一覧参照）を作成交付し、後日速やかに罹災証明書と取り替える。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 本証明書の交付は、被災者にとっては、本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるため慎重を期する。
- (2) 証明書は、罹災者台帳（仮証明書のときは、「住家等一般被害状況調査表」又は「救助用物資割当台帳」）と照合し、発行に当たっては、契印をする等発行の事実を判然とし重複発行（仮

証明書と本証明書の重複を含む。)を避けるように留意する。

- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては、「罹災証明書」の提示を求める。

また、町本部は住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難(旅行)する者から要請があったときは、「罹災者旅行証明書」(様式 24 号 様式一覧参照)を作成し交付する。

4. 災害救助法適用基準

町長は災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対しその旨を要請する。

また、知事は、市町村長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

災害救助法による救助の適用は、町本部総務課が報告する「住家等一般被害状況等報告書」(様式 10 号 様式一覧参照)による被害及び応急対策実施状況に基づき県本部が決定するが、この場合の適用される被害の基準は、概ね次のとおりである。

(1) 適用被害基準

町地域内の被害が、次の各号に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるとき。

ア 住家の全失世帯が 50 世帯以上に達したとき。

イ 被害世帯がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県下の全失世帯が 2,000 世帯以上の場合、前記アの人口別被害の世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。

ウ 被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり県下の全失世帯が 9,000 世帯以上に達した場合であって町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかったものの救助を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 被害計算の方法

適用基準である全失世帯の換算等の方法は、次によるものとする。

ア 住家の半失(半壊、半焼)世帯は、全失世帯の 1/2、床上浸水又は土砂堆積等により、一時的に居住することができない状態になった世帯は 1/3 として計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。

したがって、例えば被害家屋は 1 戸であっても、3 世帯が居住していれば、3 世帯として計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、

実情に即して決定する。

エ 災害の種別については、限定はしない。したがって、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

5. 救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次のとおりである。

救助の種類		実施期間	実施者の区分
避難所の開設及び受入れ		7 日以内	町本部
炊き出し及び食品の給与		7 日以内	町本部
飲料水の供給		7 日以内	町本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与		10 日以内	県本部：確保・輸送 町本部：調査・報告・割当て・配分
医 療		14 日以内	県本部・日赤支部・町本部
助産救助		分べんした日から 7 日以内	
学用品の給与	教科書	1 ヶ月以内	県本部：確保・輸送 町本部：調査・報告・割当て・配分
	文房具・通学用品	15 日以内	
災害にかかった者の救出		3 日以内	町 本 部
埋葬救助		10 日以内	町 本 部
仮設住宅の建設		着工 20 日以内	町 本 部
住宅応急修理		1 箇月以内	町 本 部
遺体の搜索		10 日以内	町 本 部
遺体の処理		10 日以内	町 本 部
障害物の除去		10 日以内	町 本 部

- (注) 1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、また町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。
- 2 救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により町本部が救助法を実施する場合は、災害救助法第 30 条第 1 項の規定による知事その権限に属する事務所を市町村長が行うこととする通知をした場合による。
- 3 町本部は、救助を実施又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施に当たって連絡しその指示を得る暇のないときは、町本部限りで実施し、その結果を報告する。
- 4 実施期間は災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。したがってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

6. 町本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町本部は、県地域防災計画又は町地域防災計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともにその状況を速やかに県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）報告する。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては町単独の救助として処理する。

7. 救助実施状況の報告

町本部（住民環境課）は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）により毎日その状況を、県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に報告する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報 告 事 項		本計画による報告様式				その 都 度 報 告	日 報	期 間 指定報告
		項	節	様 式 No.	様 式 名 称			
被 害	概 況 報 告				住家等一般被害状況等 報 告 書	○		
	中 間 報 告					○		
	確 定 報 告							○2日以内
避難 所設置	開 設 報 告				—	○		
	受入れ状況報告				救 助 日 報		○	
	閉 鎖 報 告				—	○		
仮設住宅 設置	住 宅 対 策 報 告				住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告				応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告(町委託分)				救 助 日 報		○	
	竣工報告(町委託分)				救 助 日 報		○	
	入 居 報 告				—	○		
炊 出 状 況 報 告					救 助 日 報		○	
飲料水供給状況報告					救 助 日 報		○	
被服寝具生活 必需品給与	世帯構成員別被害報告				世帯構成員別被害状況			2日以内
	支 給 状 況 報 告				救 助 日 報		○	
	支 給 完 了 報 告				—	○		
医療・助産	医療班出動要請				—	○		
	医療班出動報告				医 療 班 出 動 編 成 表	○		
	医療助産実施状況報告				救 助 日 報		○	
被災者救出状況報告					救 助 日 報		○	
住宅応急修理	住 宅 対 策 報 告				住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告				住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着工報告(町委託分)				救 助 日 報		○	
	竣工報告(町委託分)				救 助 日 報		○	
学用品支給	被 災 教 科 書 報 告				被災教科書報告書			○5日以内
	学用品支給状況報告				救 助 日 報		○	
	学用品支給完了報告				—	○		
埋葬救助状況報告					救 助 日 報		○	
遺体搜索状況報告					救 助 日 報		○	
遺体処理状況報告					救 助 日 報		○	

報 告 事 項		本計画による報告様式				その都度報告	日 報	期 間 指定報告
		項	節	様式 No.	様 式 名 称			
障 害 物 除 去	住 宅 ・ 対 策 報 告				住宅総合災害対策報告書			○5 日以内
	障害物除去該当世帯報告				障害物除去該当世帯調			○5 日以内
	障害物除去状況報告				救 助 日 報		○	
	障害物除去完了報告				—	○		
輸送・労働者雇上状況報告					救助日報		○	
救助期間・程度・ 方法・特例申請		—	—	—	—	○		(期間特例) 各救助実施 期 間 中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによる。

8. 救助関係の様式

救助に関する様式は各節に定めるもののほか、各節に共通する様式は、次による。

- (1) 救助実施記録日計表 (様式 27 号 様式一覧参照)
- (2) 救助の種目別物資受払状況 (様式 28 号 様式一覧参照)

第15節 避難対策

活 動 の ポ イ ン ト		関 係 機 関
1	災害の状況により避難の勧告・指示を実施 ⇒ 県に報告指示 勧告・指示の内容 ⇒ 避難対象地域・避難場所・避難経路・ 避難理由・その他必要事項	総務課 企画調整課 住民環境課 福祉課 建設課 学校教育課 生涯学習課 消防団
2	避難の周知徹底 町防災行政無線・広報車・信号・口頭・インターネット・携帯電話 メール等により伝達手段の多重化・多様化に努める	
3	避難所の開設 県に報告（開設の日時・場所・受入れ人員・開設期間の見込等） 避難施設への移送、職員の派遣、世話人の設置とボランティアの協力依 頼、資機材の確保、水・食料等物資の確保	
4	要配慮者の保護 避難誘導にあたっては要配慮者を優先し、必要に応じ福祉避難所を開設 し、スタッフを確保	
5	県、他市町村への応援要請 明示事項 ⇒ 応援要請の内容及び理由・対象人員・移送方法等	
6	避難場所一覧 資料編「指定避難場所一覧」のとおり	

1. 対策の方針

災害による避難のための立ち退きの勧告・指示及び誘導並びに避難所の開設、避難者の受入れは、次による。

ただし、水害の場合は、一般対策編で定める避難所には水害時に浸水する地域もあり水害避難場所として不相当であるため、比較的地盤が高く、また、高層建築物がある避難受入れ施設を避難所とする。

2. 避難勧告等の種類

避難勧告等の発令について、3類型に分け、その意味ととるべき行動を示す。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者避難) 情 報	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動用支援者）が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動用支援者）は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は避難支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始

避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する明らかに可能性が高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

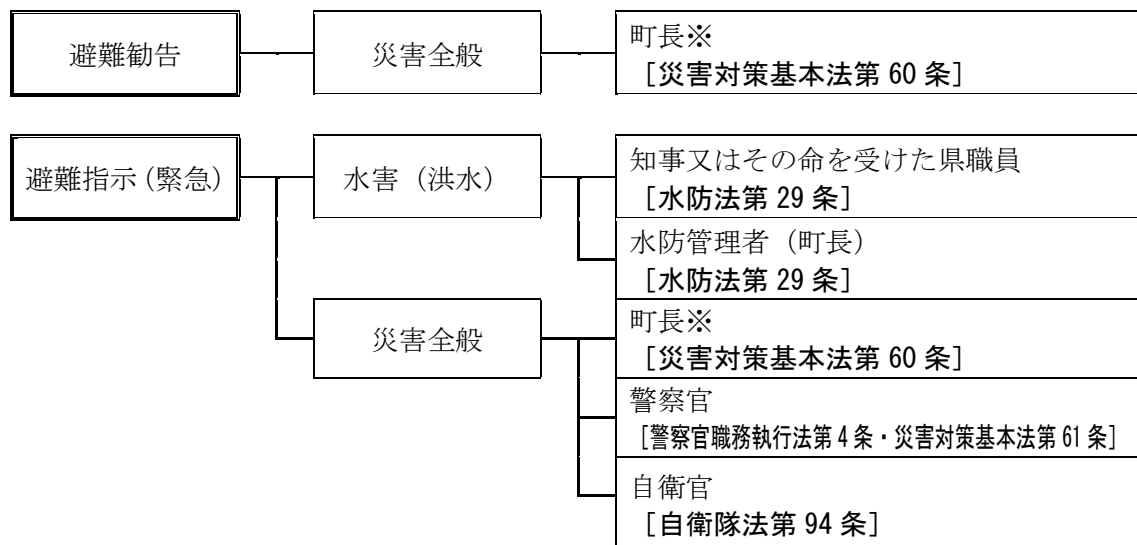
3. 避難の勧告・指示者

災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体の保護、その他災害の拡大防止をするため、特にその必要が認められるときは、危険地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。

町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。

また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。



(1) 町長 (水防管理者)

ア 災害全般 [災害対策基本法第 60 条]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、立ち

退きを勧告し、急を要すると認められるときは立ち退きを指示する。

イ 水害（洪水）〔水防法第 29 条〕

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、立ち退きを指示し、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(2) 知事

ア 災害全般〔災害対策基本法第 60 条〕

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わってその事務を行う。

イ 水害（洪水）〔水防法第 29 条〕

洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退きを指示する。

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(3) 警察官

ア 災害全般〔警察官職務執行法第 4 条・災害対策基本法第 61 条〕

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場の危害を避けさせるため、その場に居る者を避難させる。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、自ら立ち退きを指示し、速やかにその旨を町長に通知する。

(4) 自衛官

ア 災害全般〔自衛隊法第 94 条〕

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危害を避けさせるため、その場に居る者を避難させる。

4. 避難の勧告・指示内容

(1) 避難の勧告・指示の内容

勧告・指示に当たっては、次の内容を明示する。

ア 避難対象地域

イ 避難場所

ウ 避難経路

エ 勧告・指示を行う理由

オ 避難に当たっての必要事項

(2) 避難場所の指定

避難場所は、避難の指示勧告者が、概ね資料編の「防災拠点位置図」に掲げる町指定避難所のうちから適当な場所を指定する。

なお、指定勧告によらず自主的に避難する者にあつては、できるだけ縁故者宅等に避難するものとするが、適当な避難先のない者にあつては、町指定避難所に避難し、施設管理者にその旨を申し出てその指示に従う。

申し出を受けた施設の管理者は、直ちにその旨を住民環境課、学校教育課、生涯学習課に通報し、その後の処置については、住民環境課、学校教育課、生涯学習課の指示に従う。

町の指定避難場所は、資料編の「指定避難所一覧」に示す。

5. 避難勧告等の解除

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

6. 避難の周知徹底

(1) 実施者

町本部における避難の周知徹底は、企画調整課が各避難の勧告・指示者の通知に基づいて行う。

ただし、現地において指示、勧告を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は、指示勧告者が直接行う。また、町本部において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行う等、適時適切な避難誘導に努める。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 関係機関への通知

避難に関する措置を実施した場合は、次により関係機関に通知する。

○町長（水防管理者）の措置

町長 ⇒ 知事（危機管理部）

町長（水防管理者） ⇒ 警察署長 ⇒ 知事（危機管理部）

○警察官の措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

警察官 ⇒ 警察署長 ⇒ 町長 ⇒ 知事（危機管理部）

(イ) 職権に基づく措置

警察官 ⇒ 警察署長 ⇒ 警察本部長 ⇒ 知事（危機管理部） ⇒ 町長

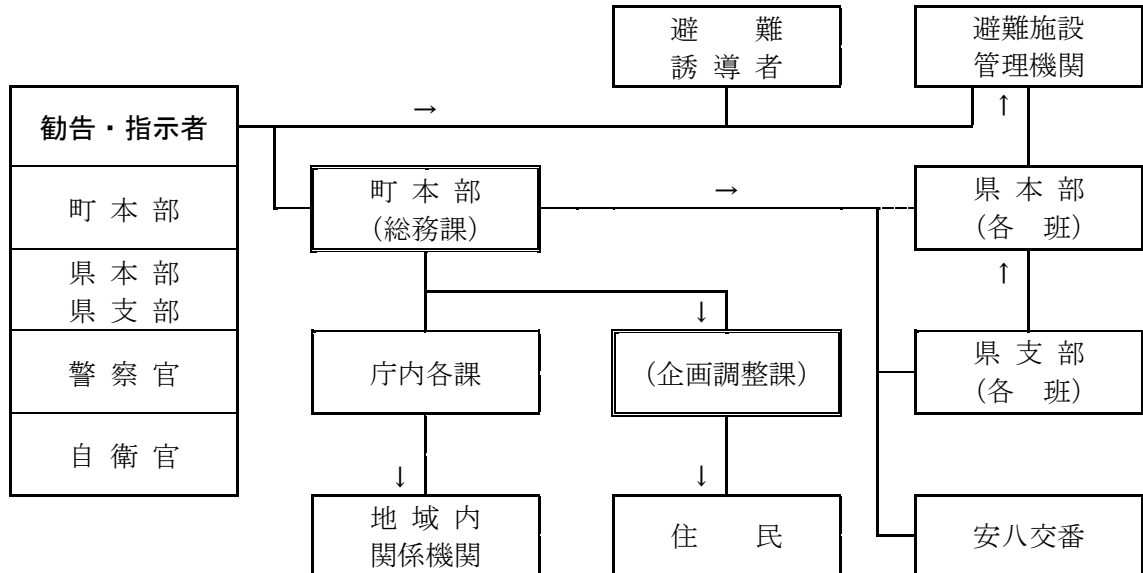
○自衛官の措置

自衛官 ⇒ 町長 ⇒ 知事（危機管理部）

イ 関係機関相互の連絡系統

避難の勧告・指示者は、直ちに町本部（総務課）に通知する。

なお、関係機関相互の連絡は、次の系統によって行うが、連絡に当たっては、できる限り指示条件あるいは災害の状況等を明示するように努める。



(3) 住民等に対する周知

町本部（企画調整課）は、避難の勧告・指示を承知したときは、次により避難する地域の住民、その他関係機関にその徹底を図る。

なお、現地で直接避難の勧告・指示をしたときは、関係者の協力を得て、その徹底を図る。

また、町は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

ア 町防災行政無線による徹底

町防災行政無線によりその地域の徹底に当たる。

イ 広報車による徹底

町有広報車を当該地域に派遣し、拡声器によりその徹底に当たる。

ウ 信号による徹底

消防機関に連絡し、信号により徹底する。災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次による。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 〇ー 休止 〇ー 休止 〇ー

信号に当たっては、適当な時間継続し、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。

エ 口頭による徹底

電話又は伝令により各区長（自主防災組織の長）に伝達し、地域内の各世帯まで大声で呼びかける等その徹底に当たる。

オ インターネットによる徹底

インターネット（町ホームページ等）によりその地域の徹底に当たる。

カ 携帯電話メールによる徹底

携帯電話メール（緊急速報メール・安八安心メール等）によりその地域の徹底に当たる。

キ 関係機関への伝達

避難の指示、勧告地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底する。

- 医 療 機 関：福祉課
- 各 保 育 園：福祉課
- 社会福祉施設：福祉課
- 社会教育施設：生涯学習課
- 学 校 施 設：学校教育課

7. 避難の誘導

避難者の誘導は消防団が警察官と協力して行う。ただし、消防団が防除活動等のため誘導できないときは、町本部職員等のうちから町本部長が命じた者が当たる。

避難誘導者は、直ちに避難者の誘導に当たるものとするが誘導に当たっては次に定める事項に留意する。

(1) 避難に当たっての留意事項

ア 着衣等

避難に当たっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- (ア) 頭に座布団、ヘルメット等（保安帽）をつけること。
- (イ) 夏季等でも身体の裸出を避け、できるだけ厚着をすること。
- (ウ) 夜間は、懐中電灯を携行すること。
- (エ) ロープ、紐等を携行すること。
- (オ) 手袋をはめ、運動靴等を履く。（長靴は水が入ると歩きにくい。）

イ 携帯品（所持品）

携帯品は、できるだけ最小限度に留め自力で所持でき避難に際して障害にならない程度とすること。

- (ア) 主食（にぎり飯、パン等）2～3食分程度

- (イ) 副食（缶詰、漬物等携帯可能なもの）若干
- (ウ) 飲料水（水筒、携帯ポット等による。）
- (エ) 貴重品（現金、印鑑等）
- (オ) 肌着等衣類（雨具のほか気温を考慮し、寒冷期には毛布等も携帯する。）
- (カ) その他（タオル、チリ紙、携帯ラジオ等）

ウ 避難後の戸締り等

避難の際に戸締りを行うことや余裕がある場合は家屋に補強を施す等の指示を行う。

(2) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、避難活動に当たっては、次の点に留意すること。

ア 避難の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児等を先にし、一般青壮年男子は後にすること。

イ 集団避難

避難は集団で行い、できるだけ単独行動は避けること。

ウ 誘導者の補助

誘導補助者が不足し、あるいはいないときにあつては、避難者等の内から壮健なものが誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり安全を期すこと。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあつては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに脱落等を防ぐため、ロープ等によって集団の確保に努めること。

なお、集団の配列に当たっては、高齢者や子どもは中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等集団の確保と安全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すこと。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、乳幼児等自力で行動のできないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

キ その他事故防止

その他避難に当たっての事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

- (ア) 台風時にあつては風をよけるため家屋の下を通るようなことは避け、建物が倒れても下敷にならないようにすること。

- (イ) 避難中に電線が垂れ下がっているような場合は、絶対にふれないこと。
 - (ウ) 自動車交通のひんぱんな道路を避難するときは、交通事故の防止に努め必要に応じ警察機関と連絡し安全を期すこと。
 - (エ) 避難のために家屋等を空けるとき等にあつては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあつては家財を高い所に移す等）をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。
- (3) 自主防災組織による避難活動
- 自主防災組織は、自ら又は町等の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。
- ア 避難指示（緊急）等の地域内居住者等への伝達の徹底
 - イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
 - ウ 高齢者、傷病者、障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
 - エ 防火、防犯措置の徹底
 - オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
 - カ 地域内居住者の避難者の把握

8. 避難所の開設及び受入れ保護

避難所の開設及び受入れ保護は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない災害又は適用されるまでの間は、町本部独自の応急対策として実施する。

(1) 避難施設への移送

指定の避難場所が野外のため受入れ保護することが困難なとき等にあつては、集団的に受入れ保護できる適当な施設へ避難者を移送して保護する。

また、特定の施設あるいは個人が単独で行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うが、多人数を受け入れる施設等にあつては、平常時からその対策を策定しておく。

(2) 避難所開設状況の報告

住民環境課は、避難所を開設したときは、速やかに県支部（総務班）を經由して県本部（健康福祉政策班）に報告するとともに、その後の受入れ状況を毎日、「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）により報告する。

なお、報告は、次の事項について電話等によって行う。

ア 開設状況の報告

- (ア) 開設日時
- (イ) 開設場所及び施設名
- (ウ) 受入れ状況（うち、避難指示勧告による者、施設別に）
- (エ) 開設期間の見込

イ 受入れ状況の報告

(ア) 受入れ人員

(イ) 開設期間の見込

ウ 閉鎖報告

(ア) 閉鎖日時（施設別に）

(3) 本部職員の駐在

避難所を開設したときは、本部職員を派遣駐在させる。駐在員は、住民環境課の指示に従い、避難所の管理と受入れ者の保護に当たり次の事務を処理する。

ア 避難所設置及び受入れ状況（様式 29 号 様式一覧参照）、受入れ者名簿の記録整備

イ 救助実施記録日計表（様式 27 号 様式一覧参照）を記録整備し、救助班に報告すること、並びに避難所用施設及び器物借用整理簿（様式 30 号 様式一覧参照）を記録整備すること。

ウ 飲料水、食料、生活必需品等の配分

エ 避難所の防疫清掃等衛生管理に関すること。

オ その他状況に応じた応援・救援措置

(4) 避難所の運営管理

町は、別に定める避難所運営ガイドライン及び避難所における感染対策マニュアルに従って避難所の運営がされるよう指導し、次の事項に留意して適切な運営管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、ボランティア団体、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、対応が困難な場合は、他の提携市町村、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。

イ 避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要援護者の所在の把握に努め、必要な保護を講じること。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮すること。

エ 町及び県警察は、避難所内の混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

オ 性別や避難者のニーズを踏まえ、多様な対応を行う。また、外国人への対応について十分配慮する。

(5) 避難所開設の労力

避難所の開設その他受入れ保護に必要な労力は、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得よう努めるが、不足するときにあつては奉仕団員及びボランティア等に協力を要請する。

(6) 受入れ期間

災害救助法による避難所の開設、受入れ、保護の期間は災害発生の日から 7 日間とするが、

それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了する。

ただし、開設期間中に、被災者が住居あるいは仮住居を見い出すことができずそのまま継続するとき、その数が少数であるときは、それ以降の受入れは災害救助法によらず町本部独自で行うものとし、また8日目以降においても多数の受入れ者を続けて受け入れる必要のあるときは、災害発生後5日目以内に県支部を通じて県本部に開設期間の延長を要請する。

なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由

エ 延長を要する避難所名及び受入れ人員

オ 延長を要する期間内の受入れ見込

カ その他

(7) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(8) 所要物資の確保

避難所開設及び受入れ保護のための所要物資は、原則として町本部において確保する。

また、避難施設の状況に応じ、受入れ保護に必要なローソク、燃料等の確保あるいはトイレの仮設等は、住民環境課が建設課の協力を得て確保し、あるいは仮設する。

ただし、町本部において確保できないときは、県支部（総務班）に避難所要物資の確保について連絡し、県本部（健康福祉政策班及び商工政策班）に物資の確保及び輸送を要請する。

(9) 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、県支部を通じ県本部に強制命令の執行を要請し、県本部はこれにより調査・検討をし、その必要を認めたときは公用令書による強制命令を執行する。

(10) 応援の要請

広範かつ大規模な災害のため、安八町の地域内において受入れ保護ができないときは、住民環境課は総務課と協議して県支部（総務班）に応援を要請する。

ただし、緊急を要する場合は、直接県本部（健康福祉政策班）又は近隣市町村、県支部（警察班）に応援を要請する。応援の要請に当たっては、次の事項を明示する。

ア 応援を求める内容及び理由

イ 対象人員

ウ 移送の方法

エ その他必要な事項

(11) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

町及び県は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れや情報提供に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、特に避難所において長期受入れが必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、町は、福祉避難所を開設し、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送、受入れの上運営する。

(12) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む。）の提供

町及び県は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。

また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(13) 行政区域を越えた広域避難の支援要請

町及び県は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は県に広域避難受入れに関する支援を要請する。

(14) 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第16節 食料供給活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
① 災害時の米穀、乾パンの調達 (1) 県に米穀、乾パン等の斡旋を依頼 (2) 副食、燃料等は町において業者から購入 ② 炊き出しの実施 (1) 予定施設：集団給食施設、被災を免れた公民館等及び米飯業者への委託 (2) 配 分：避難所駐在員、自治会、自主防災組織等ボランティアの協力を得て実施 (3) 実情により米飯業者等に炊き出しの基準を明示して購入 ③ 災害救助法による基準（本節 11、12 参照）	総務課 住民環境課 産業振興課 生涯学習課

1. 計画の方針

災害時における、罹災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し等食料品の供給は、次による。

2. 実施担当者

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、住民環境課及び生涯学習課が担当するが、食料供給のため必要な米穀、副食、燃料等の原材料は、産業振興課が調達を行う。

なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊き出しにあつては、その程度に応じ各自治会あるいは各組単位においてそれぞれに実施する。

ただし、町において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町本部が応援又は協力をして実施する。

3. 実施場所

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。

ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

4. 炊き出しの方法

炊き出しは、町本部が奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

- (3) 場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

5. 食料の供給

(1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、第一に発災後の3日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指す。

ア 住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

イ 本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

(2) 少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

6. 主食料の一般的確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として町本部において、管内の米穀販売業者から米穀を購入する。

なお、本町における米穀小売業者は、資料編の「米穀小売業者一覧」に示す。

7. 主食料の緊急確保

前記5. の一般的確保が困難な状態において主食料の確保は県民食糧備蓄事業実施要綱に基づき次による。

(1) 米穀の提供要請

町本部は、前記5. の方法による米穀の確保が困難な場合、県農産園芸課に所要数量及び引渡し希望事項を示して申請書を提出する。

(2) 米穀の提供

県本部は全農岐阜県本部に対し備蓄米（玄米）をとう精し市町村本部へ配送するよう指示するとともに、協定締結とう精業者に対しよう精及び精米の配送の協力を要請する。

ただし、災害等発生初期において特に緊急と認められる場合は、精米供給協定締結とう精業者に対し保有する精米の提供を要請する。

(3) 引渡し数量

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	米 穀	乾 パ ン
被災者供給用	精米 1 人 1 食当たり 75 g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 75 g	1 人 1 食当たり 100 g
災害救助従事者 供 給 用	精米 1 人 1 食当たり 115 g 又は 玄米 1 人 1 食当たり 115 g	1 人 1 食当たり 100 g

(4) 引渡し場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡し品目及び引渡しを受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災害の状況	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受ける者
知事と町長の連絡ができる場合	東 海 農 政 局 岐 阜 支 局	乾パン	知事又は町長
	岐 阜 県 の 指 定 す る 場 所	米穀（精米）	町長
知事と町長の連絡がつかない場合	東 海 農 政 局 指 定 倉 庫	米穀（玄米）	町長

(5) 引渡し手続

災害救助用食料の緊急引渡しの手続は、次のとおりとする。

ア 知事と町長の連絡ができる場合

(ア) 米穀（精米）

- a 町長は、知事に災害救助用食料の引渡し要請を事前に行うとともに、災害救助食料（穀類・乾パン）緊急引渡申請書（様式 31 号 様式一覧参照）を 1 部提出する。ただし、申請書を提出するいとまがないときは、FAX 又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続を行う。
- b 知事は、町長の申請に基づき東海農政局岐阜支局長と協議の上、引渡し数量を決定し、米穀卸業者の所在地と町との距離、総合食料局指定倉庫の在庫数量等を勘案した上で、米穀卸業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給者」という。）を選定し、災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式 33 号 様式一覧参照）により精米の供給の要請を行う。ただし、申請書を提出するいとまがないときは、FAX 又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続を行う。

この際知事は、供給業者以外の米穀卸売業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制をとるよう要請する。

- c 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、町長へ引渡しを行う。
- d 町長は、精米の引渡しを受ける際に、供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式 31 号の 2 様式一覧参照）を 1 部提出する。

- e 町長へ引渡しを行った供給業者は、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式 33 号の 3 様式一覧参照）に災害救助食料（精米）受領書の写しを添えて、速やかに知事に 1 部提出する。

(イ) 乾パン

- a 町長は、知事に災害用食料の引渡し要請を事前に行うとともに、災害救助食料（穀類・乾パン）緊急引渡申請書（様式 31 号 様式一覧参照）を 1 部提出する。ただし、申請書を提出するいとまの無いときは、FAX 又は電話により申請することができる。この場合、事後速やかに所定の手続を行う。
- b 知事は、町長の申請に基づき引渡し数量を決定し東海農政局岐阜支局長に対し、緊急引渡要領第 3 に準じ乾パンの引渡しを要請する。
- c 知事は、東海農政局岐阜支局長の指示に従い、乾パンを町に引渡す。
- d 町長は、乾パンの引渡しを受ける際に、知事へ災害救助用食料（乾パン）受領書（様式 31 号の 3 様式一覧参照）を 1 部提出する。

イ 知事と町長の連絡がつかない場合

（町長がアの規定による災害救助用食料の引渡しを受けることができない場合）

- (ア) 町長は、当該地区を管轄する東海農政局岐阜支局長（支局長に連絡のとれないときは、当該総合食料局指定倉庫等の保管指導担当者である東海農政局岐阜支局職員（以下「支局長等」という。））に対し、災害救助用米穀緊急引渡要請書（様式 33 号 様式一覧参照）を提出し、災害救助用米穀受領書（様式 33 号の 2 様式一覧参照）と引換えに総合食料局指定倉庫において米穀を受領する。

ただし、支局長等に対して連絡のとれないときは、総合食料局指定倉庫の責任者に対して、直接、前記の手続を行うことができる。

- (イ) 町長は、総合食料局指定倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、災害救助用米穀緊急引取報告書（様式 33 号の 3 様式一覧参照）を提出する。

(6) 買受手続等

知事は、町長が前記(5)のア(ア)により災害救助用食料を受領したときは精米供給協定第 3 条の規定に基づき価格の決定を前記(5)のア(イ)、又は(5)のイによる引渡し手続により災害救助用食料を受領したときは、緊急引渡要領第 4 及び第 5 の規定に基づき買受手続を、速やかに行う。

(7) 代金納付

買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

ア 町長は、県が発する納付書により指定する期日までに県金庫に払込む。

イ 知事は、災害救助用食料を市町村長が受領したその日から起算して 30 日以内に東海農政局岐阜支局長に、精米供給協定に基づく請求のあったときから起算して 30 日以内に供給業

者に、それぞれ納付する。

8. 副食の確保

副食及び副食の原材料並びに炊き出しのため必要な燃料等の確保は、住民環境課及び生涯学習課の要請に基づいて産業振興課が購入する。

ただし、災害の規模その他により町内において確保することができないときは、県本部又は県支部あるいは隣接市町に要請する。

9. 配分

炊き出し品その他食品の給与は、次による。

(1) 引継ぎ

連絡責任者は、炊き出し品の配分条件を示して、次の者に引継ぐ。

ア 避難所にあつては、避難所駐在員、避難者による自治組織役員及びボランティア

イ 災害応急対策従事者にあつては、その部隊(団体)の指揮者

ウ 分散受入れされている被災者にあつては、その地区の奉仕団及び自主防災組織役員（区長、民生児童委員又はボランティア団体役員等）

(2) 配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次による。

ア 避難所における配分は、駐在員が世話人及びボランティアの協力を得て各世帯別に配分する。

イ この場合は、その状況を受入れ者名簿に記録しておく。

ウ 分散受入れ者に対する配分に当たっては、配分責任者は、名簿（受入れ者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録しておく。

エ 前記の記録は救助終了後、住民環境課に引継ぐ。

(3) 配分における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

10. 応援の要請

町内において炊き出し等食品の供給ができないときは、住民環境課は、総務課と協議し、県支部（総務班）に次の条件を明示し、応援の要請をする。

なお、緊急を要する場合にあつては、直接に隣接市町に応援の要請をする。

(1) 炊き出しの要請

炊き出し食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項

(2) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

1 1. 食品衛生

炊き出し連絡責任者は、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、給食センター又は公民館等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用具を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

1 2. 災害救助の基準

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

(1) 対象者

ア 炊き出し

炊き出しは、次の者に対して行う。

(ア) 避難所に受け入れられた者

- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

(注) 1 床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難所に受け入れた者は対象とする。

- 2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、被災地の市町村において対象とする。

- 3 車、電車の旅客等は、東海旅客鉄道株式会社又は関係会社等において救済措置ができないときに限って対象とする。

イ 食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象

とならない。) に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、町本部は期間内に県支部（総務班）を経由して、県本部（健康福祉政策班）に期間延長の要請をする。

県本部（健康福祉政策班）はその必要を認めたときは、厚生労働大臣（社会・援護局）の承認を得て最小限度の期間を延長する。期間延長の協議、同意に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の期間

(イ) 延長を要する地域及び対象人員

(ウ) 延長を要する理由

(エ) その他

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない。

(注) 1 「罹災者旅行証明書」（様式 24 号 様式一覧参照）を発行した者に支給されるものである。

(3) 費用の基準

1 人 1 日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。

(注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。

2 費用の基準は、1 人 1 日分であって、1 食分については、1 日の費用の3分の1としなければならない。

3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。

4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、概ね次の範囲とする。

ア 主食費

(ア) 販売業者から購入した主食代（小売価格）

(イ) 知事が東海農政局岐阜支局から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）

(ウ) 配給食料のほか一般食料品店等から購入したパン、めん類、押麦、甘藷、乳児用ミル

ク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量について制限はない。

エ 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ その他

賃金職員雇上げ費、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

(5) その他事務手続

住民環境課及び生涯学習課は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊き出しの状況を報告する。

ア 作成記録

(ア) 救助実施記録日計表（様式 27 号 様式一覧参照）

(イ) 救助の種目別物資受払状況（様式 28 号 様式一覧参照）

(ウ) 炊き出し給与状況（様式 34 号 様式一覧参照）

(エ) 炊き出し協力者、奉仕者名簿（様式 34 号の 2 様式一覧参照）

イ 炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況は、毎日県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告する。報告は電話等によるもののほか、「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）による。

13. その他

(1) 災害救助法による被災者の炊き出しは、特別の場合を除いて 7 日間以内とされるので、8 日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮する。

(2) 災害救助法による以外の炊き出し等に当たっては、災害救助の基準等を参考にして各市町村本部において計画し実施する。

なお、防護活動者に対する米の炊き出し量は 1 食 300g として実施する。

第 17 節 給水活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
① 水道施設の被害調査と応急復旧の実施 ② 給水箇所 避難所・炊き出し場所・医療施設・社会福祉施設・断水地域 ③ 給水方法 ○ポリ容器、給水タンク、災害用備蓄水による運搬給水（応援要請） ○臨時給水栓の設置 ○県・他市町村等に応援要請 （原則として岐阜県水道災害相互応援協定に基づき行う。） ④ 給水量 1 人 1 日 3ℓを目安とする。 ⑤ 災害救助法による基準（本節 9 参照）	総務課 建設課

1. 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、あるいは汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。

2. 実施担当者

飲料水の供給は、建設課が実施する。

ただし、町本部において実施できないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規程に基づき、県支部（保健班）及び町本部が応援又は協力して実施する。なお、県支部及び県本部における実施は、県支部においては保健班が、県本部においては生活衛生班及び薬務水道班が協調して担当するが、災害救助法による給水については、県本部（健康福祉政策班）が担当し、県支部（保健班）、県本部（生活衛生班及び薬務水道班）の協力を得て実施する。

3. 給水の目安

ア 給水量：概ね 1 人 1 日 3ℓ

イ 給水期間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間
（震災時においては 7 ～ 15 日程度）

4. 給水の方法

(1) 飲料水の供給は、災害用備蓄水やセーフティタワー、地上式消火栓等適当な水源からポリ容器、給水タンク車により輸送し配分するが、不足する場合は調達し、また、自動車等が利用できないときは、適当な容器を使い、奉仕労力によって輸送配分する。

- (2) 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の細菌理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。
- (3) 家庭用井戸等を使用し、確保するようときにあつては、防疫その他衛生上浄水剤を投入し、あるいは交付して行い、飲用に適することを確認する。
- (4) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。

5. 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行う。

なお、町は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

- (1) 避難所及び炊き出し場所
- (2) 医療施設（手術、入院施設のあるものを優先する。）
- (3) 社会福祉施設
- (4) 断水地域の住民、施設

6. 応援要請

町本部において飲料水の供給ができないときは、原則として岐阜県水道災害相互応援協定の規定に基づき、建設課は総務課と協議し、県支部に応援等の要請をする。

ただし、緊急を要するときは、直接近隣市町村のうち被災を免れた市町村本部に応援の要請をする。

7. 水道の対策

水道事業者は、災害による水道事故に対処するため、緊急時の対応方針として、あらかじめ主として次の事項について定める。

なお、本町の指定水道工事業者は、資料編の「安八町指定水道工事業者一覧」に示す。

- (1) 災害時の連絡体制
- (2) 被災状況の確認、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等
- (3) 4. 「給水の方法」に定める応急給水の方法
- (4) 必要な復旧用及び給水用資器材の備蓄、手配等の方法
- (5) 水道水等の衛生確保の方法

8. 自衛隊の災害派遣による給水

喝水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、自衛隊の災害派遣要請を知事に要求する。

9. 災害救助の基準等

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者及び人工透析施設を有する医療機関に対して行う。

(注) 本救助は、他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは本救助の対象とはしない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要のなくなったときはその日までとし、また、期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、建設課は、期限内に県支部（保健班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に次の事項を明示して期間延長の申請をする。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用は、概ね次の範囲とする。

ア ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

(ア) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。

(イ) 器具とは、バケツ、樽、瓶、水のう等をいう。

イ 浄水用薬品及び資材費

(ア) 薬品とは次亜塩素酸ナトリウム等をいう。

(イ) 資材とはろ水に必要なネル、布、ガーゼ等をいう。

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための人権費

エ 費用の限度は、概ね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

建設課は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告する。

ア 作成記録

(ア) 救助実施記録日計表（様式27号 様式一覧参照）

(イ) 救助の種目別物資受払状況（様式28号 様式一覧参照）

(ウ) 飲料水の供給簿（様式35号 様式一覧参照）

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日県支部（保健班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に報告

する。報告は、電話等によるものとし、「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）によって行う。

第 18 節 生活必需品供給活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 物資の確保 小売業者、商工会等に供給を依頼 2 生活必需物資の供給 (1) 物資集積及び配分場所 ⇒ 総合体育館 ※上記場所が被災した場合 ⇒ 代替場所を指定 (2) 物資配分の流れの周知（本節 10 参照） 3 災害救助法による基準	総務課 税務課 住民環境課 産業振興課

1. 計画の方針

災害により被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対する被服、寝具等の給与又は貸与は次による。

2. 実施担当者

衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、住民環境課が実施するが、物資の確保については、産業振興課が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町本部において行う。県本部長が現地において直接確保することを適当と認めたときは、県支部又は町本部において確保し、また町本部において配分、支給することができないときは、県支部その他の機関が協力して実施する。

3. 対象者

本救助は、次の各号に該当する者に対して行う。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

- (1) 住家が全失及び半失並びに床上浸水した世帯（床上浸水には、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯
- (3) 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

4. 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 寝具（毛布、布団等）

- (2) 衣料品（婦人服、子ども服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料等）

5. 世帯構成の調査報告

町本部は、「住家等一般被害調査表」（様式 10 号の 2 様式一覧参照）による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式 37 号 様式一覧参照）を作成し、県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に報告する。

なお、本報告に当たっては緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行う。

6. 物資支給の期間

災害発生の日から 10 日以内に各世帯に対して支給を完了する。

ただし、期限内に支給することができないと認めたときは、町本部は、期間内に速やかに県支部（総務班）を経由し、県本部（健康福祉政策班）に期間延長の要請をする。

7. 物資の確保

(1) 町内業者等からの調達

産業振興課は、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行う。

(2) 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、住民環境課の要請に基づき、総務課が行い、指示条件に従って町地域内あるいは隣接市町において購入確保する。

8. 物資の輸送

生活必需品の輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災の実情を考慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

9. 物資の割当

物資の割当ては、町本部が次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」（様式 36 号 様式一覧参照）により、全失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当の基準

物資の世帯別の割当ては、応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」による。

ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準による。

(3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行う。

ア 割当ての基準（県本部長が指示したときはその指示）を変更してはならないこと。（余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。）

イ 世帯人員は、罹災者台帳に記載された人員で、災害発生の日のおける構成員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定されるものは除かれること。

ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡した上割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

10. 物資の給与方法

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係課以外の課の応援を行うほか、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

また、災害救助法が適用された場合は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次により行う。

給 与 要 請		避難所常駐職員・各自主防災組織の長・事業所代表等
		↓
集 約		住民環境課
		↓
物資の調達・斡旋	産業振興課 (総務課)	⇒商工会、商店等へ調達依頼
燃料の調達		
援助物資の受領・配分	住民環境課 税務課	⇒所定の物資集積場所にて仕分け
		↓
避難所・各家庭・事業所等へ配布		

11. 物資の集積及び配分場所

災害時における物資の集積及び配分場所は、次のとおりとする。なお、その場所が被災した場合は、代替場所（施設）を指定し、職員に周知徹底する。

名 称	所 在 地	電 話
総合体育館	大野 343	64－5585

1 2. 物資の保管

町本部は物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配意をする。

なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合残余物資の生ずるよう輸送される）町本部は厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）する。

1 3. その他事務手続

住民環境課は、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、適確な配分を期するとともに物資の保管及び配分の状況を「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）により毎日県支部（総務班）を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておく。

- (1) 救助用物資引継書 (様式 6 号 様式一覧参照)
- (2) 救助用物資割当台帳 (様式 36 号 様式一覧参照)
- (3) 救助実施記録日計表 (様式 27 号 様式一覧参照)
- (4) 物資の給与状況 (様式 38 号 様式一覧参照)
- (5) 救助の種目別物資受払状況 (様式 28 号 様式一覧参照)

1 4. 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、所管の福祉事務所長がその必要を認めた場合生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

- (2) 家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1. 計画の方針

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。

また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2. 要配慮者・避難行動要支援者対策

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

県は、町が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DCAT）の派遣を行う。

3. 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、

臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町、県に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町、県等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について町、県に連絡しその支援を要請する。

カ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

また、福祉避難所の適切かつ円滑な運営に向けたマニュアルの策定・運用を推進する。

4. 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

町と県は、テレビ・ラジオ等の外国語放送による正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第20節 帰宅困難者対策

1. 計画の方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2. 住民、事業所等の啓発

町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

3. 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

4. 徒歩帰宅困難者への情報提供

町及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第 2 1 節 応急住宅対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 用地の選定 (1) 公共用地を優先 (2) 飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮 2 建設資機材及び業者の確保 3 要配慮者の優先入居等に配慮 4 災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、 県支部（建築班）に応援を要請	住民環境課 建設課

1. 対策の方針

災害により住家が滅失又は破損し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は住宅の応急修理を実施する。

2. 実施担当者

町における住宅の対策は、次の区分で分担するものとし、関係団体に協力を求めて実施する。応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供する。

また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。なお、町は自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

(1) 住宅総合対策

建設課が住民環境課その他の関係課と協議して行う。

(2) 仮設住宅の供与

町における事務は、住民環境課が行う。ただし、町本部において仮設住宅を建設する場合にあつては、住民環境課の要請により建設課が協力する。

(3) 住宅の応急修理

町における事務は、住民環境課が行う。ただし、町本部において修理を行う場合にあつては、住民環境課の要請により建設課が協力する。

(4) 障害物の除去

消防団が行う。ただし、団員が不足する等のときは建設課、対策の実施を防疫、清掃等と併せて一括実施の必要があるときは住民環境課その他関係各課と連絡を密にして実施する。

3. 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった

被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種類及び順位による。

対 策 種 別			内 容
住宅の確保	① 自力確保	(1) 自費建設	罹災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	② 既存公営施設受入れ	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	③ 国庫資金融資	(1) 災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2) 地すべり等関連住宅貸付	
	④ 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	⑤ 災害救助法による仮設住宅供与		生活能力が低い世帯のため町が仮設の住宅を供与する。
住宅の修繕	① 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕をする。
	② 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	③ 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために町が応急的に修繕する。
	④ 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	① 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	② 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	③ 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	④ 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 住宅の確保のうち、④及び⑤の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 住宅の修繕のうち、③による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象としたものである。

4 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に

著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

4. 住宅対策等の調査報告

建設課及び住民環境課は、その他関係各課と協力して、次の方法により総合及び各種対策を策定する。

(1) 住宅復興方針の決定

住宅復興及び住宅に関する応急対策の基本方針は、総合的な災害復興計画の中で審議する必要があるため、町の本部員会議に諮って決定する。

(2) 希望調査

被災者に対し住宅に関する諸制度及びその内容を徹底するため、建設課は住民環境課と協力して説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設するとともに各制度別の希望世帯をとりまとめる。

(3) 仮設住宅建設予定世帯等の選定

住民環境課は、仮設住宅の建設及び住宅の応急修理並びに障害物の除去を希望する世帯をとりまとめ、該当地域の民生児童委員及び区長の意見を参考にして、その予定者を選定し順位を決める。

(4) 対策の決定

住宅対策のうち特に次の対策は、本部長会議に諮って決定するが、災害復興住宅融資の債務保証については、町議会の議決を得る。

ア 総合住宅対策の策定

イ 応急仮設住宅建設予定世帯の選定

ウ 住宅応急修理予定世帯の選定

エ 障害物除去予定世帯の選定

オ 公営住宅及び仮設住宅建設予定地の選定

カ 災害復興住宅融資の債務保証の可否

(5) 報告

「住宅総合災害対策報告書」（様式 39 号 様式一覧参照）により災害発生後 5 日以内に県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に報告する。

5. 応急仮設住宅（みなし仮設含む。）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとる等配慮する。

また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

6. その他の計画

災害救助法適用時における応急住宅に関する次の対策は、県計画第3章第24節「応急住宅対策」及び岐阜県災害救助法施行細則の定めるところによる。

(1) 仮設住宅の建設及び入居

町は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

- ア 実施者
- イ 対象者及び入居予定者の選定
- ウ 建設基準
- エ 建設期間
- オ 建設資材及び用地の確保
- カ 仮設住宅の管理
- キ 着工及び竣工届
- ク 備付帳簿等

(2) 住宅の応急修理

町は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。

- ア 実施者
- イ 修理対象世帯の選定
- ウ 経理基準等
- エ 修理期間
- オ 資材の確保
- カ 備付帳簿等

(3) 障害物の除去

町は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。

- ア 実施者
- イ 除去する対象数
- ウ 除去対象世帯の選定
- エ 除去する基準等
- オ 除去する期間
- カ 報告事務手続

(4) 低所得世帯数に対する住宅融資

町及び県は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住

家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。

ア 生活福祉資金の災害援護資金

イ 母子福祉資金の住宅資金

ウ 寡婦福祉資金の住宅資金

エ 災害援護資金の貸付

(5) 生活保護法による家屋修理

町及び県は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

ア 家屋修理費等

イ 土砂等の除去費

(6) 社会福祉施設への入所

災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させる。

また、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

(7) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第22節 医療・救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 医療・救護の実施 (1) 現地救護所の開設 ⇒ 医療班の現地派遣 (2) 医療機関による実施 ⇒ 県事務所長の医療券の交付による診療 2 移送・収容 (1) 自動車 ⇒ 総務課へ要請 (2) ヘリコプター ⇒ 県・自衛隊へ出動要請 3 県・他市町村への応援要請（明示事項） (1) 医療班の派遣要請 ⇒ 救助実施場所・救助対象者及び医療機関の状況・実施方法及び程度等 (2) 医薬品、衛生材料 ⇒ 品名及び数量・送付場所・送付期限等 (3) 重傷病患者の移送救助要請 ⇒ 患者数及び傷病程度・希望施設名・移送の時期及び方法等 4 災害救助法による基準 5 町内医療機関 資料編「安八町医療機関一覧」「安八町医療機関類似施設一覧」のとおり	総務課 住民環境課 福祉課

1. 計画の方針

災害により医療の機能が不足し、又は医療機構が混乱した場合には、被災者に対し応急的に医療、助産を施し、もって人身の保全を図る。

2. 実施責任者

災害時において平常時の医療が不可能又は困難となったときの医療及び助産は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき町長（知事の補助執行者としての町長をいう。以下本節において同じ。）が、また同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、町独自の応急対策として町長が実施する。

ただし、町本部限りで実施が不可能又は困難と認めたときは、県本部あるいは日本赤十字社及び岐阜県医師会その他がそれぞれの医療班を派遣する等の方法によって実施する。

町においては、具体的には福祉課が担当する。

（注） 災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

3. 医療班の編成

被災現地等における応急医療等の実施のため、医療関係者をもって概ね次のとおり編成する。
医療班は現地に出動し、救助の実施に当たる。

○医師	1名（班長）
○歯科医師	1名
○薬剤師	1名
○看護師、助産師又は保健師	2名
○事務職員	1名

※運転士については必要に応じ編成に加える。

4. 救助対象者

医療救助は、次の者に対して実施する。

(1) 医療救助

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

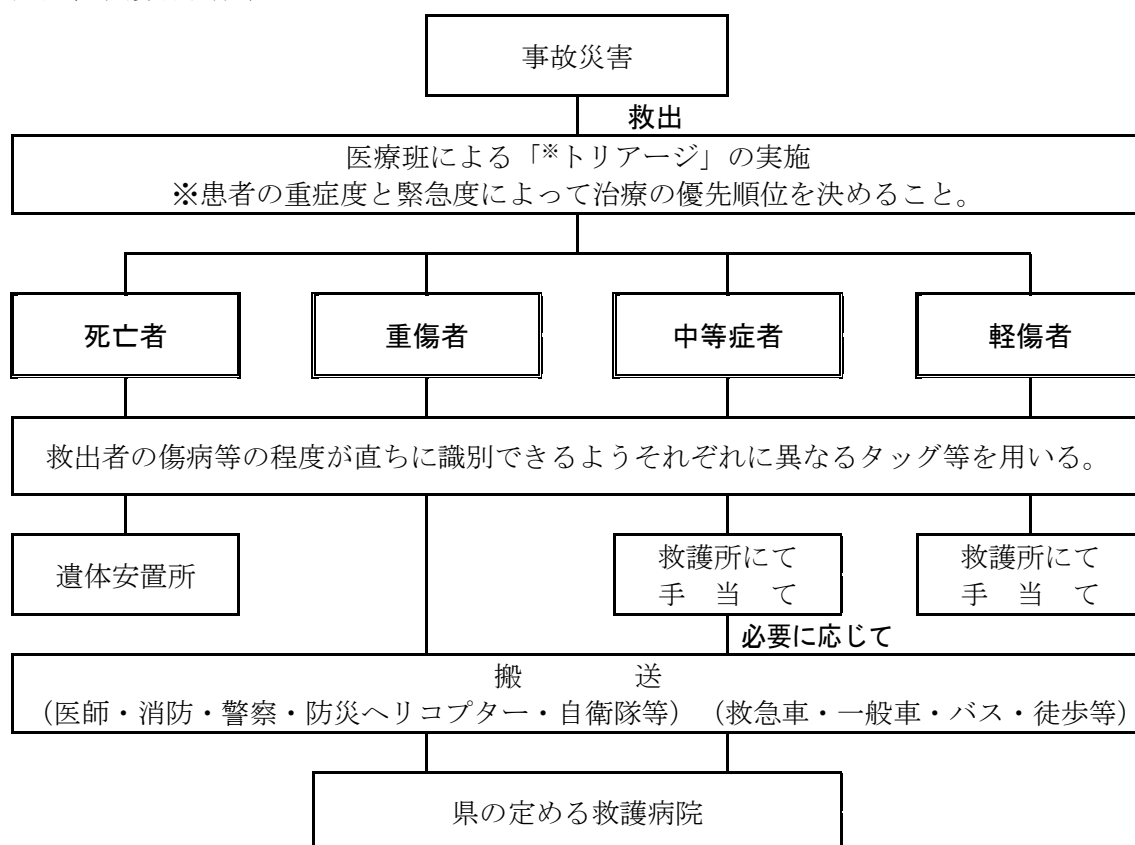
(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含む。）

5. 実施の方法

医療の実施は災害の条件によって一定でないが、概ね次の方法による。

(1) 災害救護活動体系



< トリアージの基準例 >

優先度	処置	識別	疾 病 状 況	診 断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難・重傷熱傷・心障害・大出血又は止血困難・開放性胸部外傷・ショック
2	待 機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保 留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折外傷、範囲小熱傷（対表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死 亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

(2) 医療班の派遣による方法

被災地の現地において医療の必要があるときは、実施責任者はそれぞれ必要な現地に医療班を派遣して行う。なお、この場合被災現地の適当な医療施設を利用（使用）することが適当と認められるときは、実施責任者は、施設所有者と協議して使用する。

また、これに併せ、第1医療実施者となる町本部は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、隣接市町と連携をとり、初期医療体制の充実を図る。災害の程度により必要と認めるときは、県に応援を要請する。

(3) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって、医療を実施することが適当なときは、実施責任者は当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施する。

この場合対象者は、医療券を提示して診療を受ける。

(注) 1 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含む。

2 医療券には、所管の振興局長が町長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発する。

なお、町長は振興局長に医療券の発行を要請する暇のないときは、連絡票（診察依頼書）を発行し、連絡票等に「災害」と朱書して直接救助対象者に交付するとともに、その旨を振興局に連絡する。

(4) 移送・収容

ア 医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、近隣市町の医療機関に搬送、収容する。

イ 患者の移送に当たって自動車等を必要とするときは、移送をしようとする者は、直ちに総務課に対して車両等の確保を要請する。

ウ 早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、県支部（総務班）に県防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

(5) 応援等

ア 町は、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班にその旨を連絡する。

イ 緊急を要する場合でそれが困難なときは、隣接市町本部又は医療機関に対して応援の要請をするほか、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。なお、本町における医療機関及び類似施設は、それぞれ資料編の「安八町医療機関一覧」、「安八町医療機関類似施設一覧」に示す。

ウ 後方医療活動の要請

(ア) 広域後方医療活動の要請

町は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(イ) 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営

県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域医療搬送拠点において広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）を開設、運営する。

また、町及び県は、関係機関と連携し、町内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施する。

なお、町及び県は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広

域医療搬送拠点から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施する。

6. 医薬品、衛生材料等の確保

医療班が行う医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班を編成する医療関係者（医療機関）の手持品を繰り替え使用し、後日それを補てんし、又は代価を支払う。

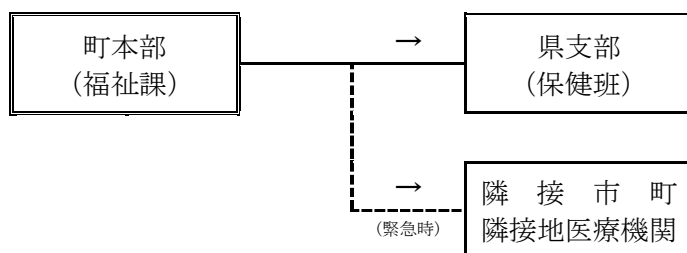
ただし、手持品がなく、又は不足した場合は薬局より調達し、なお、確保不可能又は困難なときは、福祉課は県支部（保健班）に報告し、県本部において「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書」等に基づき確保する。

具体的な方法は、資料編「災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き」に示す。

7. 応援の要請

福祉課は町本部において医療、助産等救助の実施が不可能又は困難なとき、あるいは医薬品等の確保ができないときは、次の方法によって応援斡旋等の要請をする。

- (1) 福祉課は、県支部（保健班）に要請する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは隣接市町の本部又は医療機関に対して応援の要請をする。



○明示事項

- ア 医療、助産救助実施の場所
- イ 町地域における救急対象者及び医療機関の状況
- ウ 実施の方法及び程度（派遣医療班数等）
- エ その他必要な事項

- (2) 医薬品、衛生材料確保斡旋の要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 品名（規格）数量
- イ 送付場所
- ウ 送付期限
- エ その他必要な事項

- (3) 重傷病患者の他地区病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- ア 患者数及び傷病程度の概要
- イ 希望施設名
- ウ 移送の時期、方法

エ その他必要な事項

8. 医療の範囲と程度

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、概ね次の基準による。

(1) 医療の範囲と程度

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

(4) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から 14 日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から 7 日以内（災害の発生前後 7 日以内に分べんしたもの。）
- ウ 前記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、町本部は県支部（保健班）（救助班と連絡）、県支部（医療整備班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に実施期間延長の要請、連絡をする。
- エ 県本部（健康福祉政策班）は救助期間を打ち切ることが困難と認めたときは厚生労働大臣（社会・援護局）に対して期間の延長を申請し、その承認を待って延長する。
- オ 期間延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。
 - (ア) 延長を要する期間
 - (イ) 期間延長を要する地域
 - (ウ) 期間延長を要する理由
 - (エ) 救助を要する理由
 - (オ) その他

9. 費用の請求等

(1) 医療班の費用

- ア 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う。）

イ 事務費 医療班員の派遣旅費

(2) 日本赤十字社救護班の費用

要した経費の実費（災害救助法第 34 条に基づく。）

(3) 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

(4) 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、また、助産師による場合は、当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

(5) 費用の請求

ア 医療班費用の請求

「医療班に要した経費請求書」（様式 40 号 様式一覧参照）により関係機関を経由して県本部（健康福祉政策班）に提出する。

イ 医療機関費用の請求（含む助産）

医療機関は災害により負傷等した患者の診療報酬明細書（レセプト）を作成し、災害用医療券（生活保護法の医療券に災害と朱書されたもの）を有している場合はそれを、またそれに準ずる連絡票（診療依頼書）等を有する場合はそれをレセプトに添付の上、患者の居住する市町村に提出する。

町は医療機関より提出された前記のレセプトを「医療班医薬品衛生材料使用記録」（様式 40 号の 4 様式一覧参照）、助産については「助産台帳」（様式 42 様式一覧参照）にとりまとめ、県本部（健康福祉政策班）に提出する。

10. 医療機関の対策

医療機関においては、次の対策をたてるとともに災害時の応急措置を実施する。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆い、毛布等を準備し看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、町本部等に連絡して適宜の処置を行う。

(3) 転送

施設の被害が甚大な場合等により継続診療の長期間見込みがないときは、他の適当な施設に転送する。適当な施設がないときは町本部その他関係機関にその斡旋等を要請する。

(4) 給食

患者給食は、できる限り実施する。

ただし、施設の被害その他により不可能なときは、住民環境課が実施する被災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施する。

(5) 災害救助法患者の切り替え

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打切りとなるので保険制度等への切り替え指導を行う。

1 1. 診療記録

医療班が出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し県及び福祉課に提出する。

- (1) 医療班出動編成表 (様式 40 号の 2 様式一覧参照)
- (2) 医療班活動報告書 (様式 40 号の 3 様式一覧参照)
- (3) 医療班医薬品衛生材料使用記録 (様式 40 号の 4 様式一覧参照)
- (4) 病院診療所医療実施状況 (様式 41 号 様式一覧参照)
- (5) 助産台帳 (様式 42 号 様式一覧参照)
- (6) 救助実施記録日計表 (様式 27 号 様式一覧参照)
- (7) 県報告書

第 2 3 節 救助活動

活 動 の ポ イ ン ト		関 係 機 関
①	住民による初期救出	総務課 建設課 消防団
②	救出作業は消防団が大垣消防組合と連携し実施	
③	救出に必要な資機材 ⇒ 現地等において確保（借上げ）	
④	必要により県・自衛隊等への応援要請	

1. 計画の方針

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対する必要な救助、搜索、保護を図る。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2. 実施担当者

町本部における被災者の救出は、消防団が奉仕労力等により必要な器具を借り上げて当たるが、実施に当たっては警察機関と連絡を密にし相互協力して行う。

ただし、町本部において実施できないときは、県本部又は県支部若しくは隣接市町本部に応援を要請する。

3. 救出の対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施する。

(1) 災害のため、概ね次のような生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 水害の際に流出家屋とともに流され、孤立した地点に取り残されたような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

4. 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに独自で救出できない場合にあっては、町本部（消防団又はその所属課職員）又は警察官に通報しなければならない。

5. 救出の方法

(1) 町本部における救出作業は大垣消防組合消防本部と連携し消防団がその対策をたて、消防団長又はその代理者が指揮する。

(2) 救出の具体的な方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組

織)あるいは機械器具等の確保は、次による。

ア 活動組織等

救出作業は消防団員を動員し大垣消防組合と連携して行うが、不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得る。

なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は町本部にその旨連絡し応援を得る。連絡を受けた課は、本部連絡員を通じ本部室に連絡し、本部室は町本部職員あるいは奉仕団員を動員派遣し、若しくは技術者を動員（雇上げ）する。

イ 救出用資機材等

救出に必要とする機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するが、確保できないときは、現地指揮者は町本部に連絡し関係各課（自動車にあつては総務課、建築用資機材にあつては建設課）と協議して確保する。

ウ 県防災ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行う。

6. 応援の要請

総務課は、町本部において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができないときは、県支部（総務班）に応援要請の内容を明示して応援等の要請をする。

7. 災害救助の基準等

災害救助法に基づく被災者救出の実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 費用の範囲

救出のため支出する費用は、概ね次の範囲とする。

ア 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具を実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

ウ 燃料費

救助実施のため必要な機械器具等の燃料代金等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。

ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、町本部は、法定の救出期間内に県支部（総務班）を經由して県本部（健康福祉政策班）に期間延長の要請をする。なお、延長の要請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 延長を要する予定期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由又はその状況
- エ 救出を要する人数

(3) 事務手続

町本部は、救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。

なお、町本部は救出期間中その状況を毎日「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）により、県支部（総務班）を経由して県本部健康福祉政策班に電話等によって報告する。

- ア 救助実施記録日計表 （様式 27 号 様式一覧参照）
- イ 被災者救出状況記録簿 （様式 43 号 様式一覧参照）
- ウ 救助の種目別物資受払状況（様式 28 号 様式一覧参照）

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第24節 遺体の捜索・取扱い・埋葬

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
① 行方不明者の捜索 (1) 捜索の届出の受理 必要事項：住所・氏名・性別・年齢・容ぼう・特徴・所持品等 (2) 消防団・奉仕団の他、県支部（総務班）に応援を要請 ② 遺体の収容・処理 (1) 消防機関・警察に協力を要請 (2) 住民環境課が処理場所を確保 ③ 埋火葬の手配 遺族等により火葬を行うことが不可能な場合は、町において実施	総務課 住民環境課 消防団

1. 計画の方針

災害に際し、行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

2. 遺体の捜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるときの遺体の捜索は、次による。

(1) 捜索の方法

ア 住民環境課は遺体捜索の必要があるときは、消防機関と協議してその対策をたて、その実施を消防団又は奉仕団に要請する。

イ 捜索作業は、消防団長又はその代理者の指揮により実施する。なお、捜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、概ね本章第23節「救助活動」に定める方法によって行う。

(2) 応援の要請

町本部において被災その他の条件により実施できないとき又は遺体が流失等により他市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請する。

ア 町本部は、県支部（総務班）に遺体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町本部又は遺体漂着が予想される市町村本部に直接捜索応援の要請をする。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び死亡者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等

- (エ) その他必要な事項
- (3) 災害救助法による場合の基準等

ア 搜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、期間内において搜索を打ち切ることができないときは、住民環境課は、県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に期間延長の要請をする。なお、要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 延長することによって搜索されるべき遺体件数
- (オ) その他

イ 費用の範囲

遺体搜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- (ア) 借上費
舟艇その他遺体搜索のため必要な機械器具の借上費
- (イ) 修繕費
搜索のため使用した機械、器具の修繕費
- (ウ) 燃料費
搜索作業実施のため必要な機械器具等の燃料代金等

ウ 報告及び事務手続

総務課は、本救助を実施したとき次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を、毎日県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に次の事項を「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）により報告する。

(ア) 記録

- a 遺体搜索状況記録簿 （様式 47 号 様式一覧参照）
- b 遺体搜索機械器具修繕簿 （様式 47 号の 2 様式一覧参照）
- c 救助実施記録日計表 （様式 27 号 様式一覧参照）
- d 救助の種目別物資受払状況 （様式 28 号 様式一覧参照）

(イ) 報告

- a 実施月日
- b 実施の地域
- c 実施の状況及び方法
- d 搜索対象遺体数
- e その他

3. 遺体の見分、処理

- (1) 住民環境課は、災害時に事故死亡したと認められる遺体を発見し、あるいは承知したときは、速やかに県支部（警察班）に連絡し、その検分を待って必要に応じ遺体の処理をする。
- (2) 遺体の処理は、住民環境課が処理場所を借上げ（仮設）し、医療班により遺体の洗浄縫合、消毒等の処置をするが、町本部において実施できないときは、県支部（総務班）に応援出動を求める等によって実施する。
- (3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準等は、次による。

ア 遺体処理を行う場合

遺体の処理は、災害により社会混乱を来し、その処置を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体処理の内容

遺体の処理は、その条件によってそれぞれ異なるが、概ね次の内容について実施する。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋葬ができない場合等において遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(ウ) 検視

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

ウ 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、町本部は、県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に期間延長の申請をする。県本部（健康福祉政策班）は、要請等により、その必要を認めたときは、厚生労働大臣に期間延長を申請し、その承認を得て延長する。

なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 延長することによって処理されるべき遺体件数

(オ) その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の処理に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定め

る額の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用

a 既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費

b 仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(ウ) 検案料

医療班の実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

町本部は、本救助を実施したときは、救助実施記録日計表（様式 27 号 様式一覧参照）、救助の種目別物資受払状況（様式 28 号 様式一覧参照）及び遺体処理台帳（様式 48 号 様式一覧参照）により遺体の処理台帳を作成し、整備保管するとともに、その状況を、毎日県支部（総務班）を経由して県本部（健康福祉政策班）に「救助日報」（様式 26 号 様式一覧参照）により報告する。

なお、遺体の処理を医療班が実施したときは「医療救護活動報告書」（様式 40 号の 3 様式一覧参照）によりその実施状況を報告する。

(4) 町は、棺・骨つぼ・ドライアイス等の確保に努める。

4. 遺体の埋葬等

町は、遺体を遺族へ引渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

5. 埋葬時の留意事項

埋葬等の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

- (1) 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。
- (3) 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。なお、遺体の埋葬に関する災害救助法の基準については、2. に準ずるものとする。ただし、記録としての埋葬台帳（様式 49 号 様式一覧参照）をつけ加える。

6. 遺体安置所の確保

町は、避難所として使用されている施設を除き、災害に応じて適切な場所に遺体安置所を設ける。また、多様な災害に考慮した候補地を事前に選定する。

7. 応援協力

町は、自ら遺体の搜索、取扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力する。

第25節 防疫・食品衛生活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 知事の指示に従い感染症予防委員を選任 2 防疫班の編成 ○班 長（町本部の衛生担当者）：1名 ○班 員（住民環境課職員による事務担当）：1名 ○作業員（奉仕団の男子団員）：3名 3 防疫上の留意事項 (1) 避難所等を優先的に実施 (2) 家屋の周辺は、原則として各個人が行う。 (3) 食中毒症状を示す者 ⇒ 医師の診察と保健所への通報 4 応援要請 住民環境課 ⇒ 本 部 室 ⇒ 県支部保健班	住民環境課 福祉課 建設課

1. 計画の方針

被災地における防疫応急対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「感染症予防法」という。）の規定するところにより迅速かつ適確に実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに諸手続を行い、収容施設に収容する。

2. 実施担当者

災害時における防疫の実施は、住民環境課が、県支部（保健班）の指導、指示に基づき地域住民、関係団体等の協力を得て行う。

ただし、被害が甚大で町本部のみでは実施が不可能又は困難な場合は、県支部（保健班）及び他市町村に応援の要請をする。

3. 防疫の実施組織

各種作業実施の直結組織として、次の班等を編成しておく。

(1) 感染症予防委員の選定

知事の指示に従って、感染症予防委員を選任し、防疫活動に従事させる。

(2) 防疫班の編成

住民環境課は、防疫実施のため、防疫班を編成する。

防疫班の編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが、班の規模は、概ね次のとおりとする。

○班 長 1 名

○班 員（事務職員） 1 名

○作業員 3名

- (注) 1 班長は、町本部の衛生担当者をもって充てる。
 2 事務職員は、住民環境課職員をもって充てる。
 3 作業員若干名は、奉仕団の男子団員をもって充てる。

4. 防疫措置の指示命令等

感染症予防上必要がある場合は、県本部長に災害の規模、態様等に応じその範囲と実施方法等を報告し、指導を受ける。

5. 防疫の種別及び方法

防疫作業の直接的な実施又は協力は、次の区分によってそれぞれの機関が協力して行う。

作業区分		県 機 関	実施内容（町機関）	備 考
検 病 調 査		検病調査 [県支部（保健班）]	情報提供等協力	患者発生の 届出(医師)
健 康 診 断		健康診断 [県支部（保健班）]	対象人員把握等協力	
臨時予防接種		予防接種の命令 [県本部（保健医療班）]	予防接種の実施 [福祉課]	
清 潔 方 法		清潔方法の指示 [県本部（保健医療班）] 清潔方法の指導 [県支部（保健班）]	1 公共施設の清掃 2 ゴミ・し尿等の収集・処分 [住民環境課]	
内 訳	消 毒 方 法		消毒方法の指示 [県本部（保健医療班）] 消毒方法の指導 [県支部（保健班）]	<内容下記>
	飲 料	井戸水	井戸の滅菌 [建設課]	
		水道水	水道水の滅菌 [建設課]	
		町本部 供給水	供給水の滅菌 [建設課]	
	家 屋		家屋内の消毒 [住民環境課]	
	トイレ		トイレの消毒 [住民環境課]	
	芥溜・溝渠 等		芥溜・溝渠・周辺の消毒 [住民環境課]	
	患者運搬用 器具等		患者運搬用器具等の消毒 [住民環境課]	
ねずみ・昆虫等 の駆除		駆除の指定 [県本部（医療整備班）] 駆除の指導 [県支部（保健班）]	ねずみ・昆虫等駆除の実施 [住民環境課]	

家庭用水の供給	家庭水供給の指示 [県本部（薬務水道班）] 家庭供給の指導 [県支部（保健班）]	家庭用水の供給 [建設課]	
患者等に対する措置		収容・診療 [福祉課]	感染症患者又は病原体保有者の隔離収容
患者等に対する医療及び看護	医療看護の応援 [県支部（保健班）] 県支部不能時の応援 [県本部（保健医療班）]	医療・看護 [福祉課]	感染症患者又は病原体保有者の医療及び看護
避難所の防疫指導等	避難所の防疫の指導 [県支部（保健班）] [県本部（保健医療班）]	避難所の防疫 [住民環境課]	衛生に関する自治組織の設置

6. 防疫業務実施の基準

消毒方法の基準等は、県計画第3章第28節「防疫・食品衛生活動」に定めるとおりとする。

7. 防疫活動上の留意事項

- (1) 多数の人々が利用する場所（避難所等）を優先して実施する。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害の状況に応じ、衛生班は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) し尿処理は、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。
- (4) 食中毒症状を示す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

8. 報告

災害時における防疫に関する報告は、次による。

(1) 被害状況の報告

住民環境課は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式12号 様式一覧参照）により、防疫に関する情報は県支部（保健班）を経由して、県本部（健康福祉政策部）に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

住民環境課は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」（様式50号 様式一覧参照）により作成し、県支部（保健班）を経由して県本部（保健医療班）に提出する。

なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告する。

(3) 災害防疫完了報告

住民環境課は、災害防疫の完了したときは、完了の日から20日以内に「災害防疫業務完了報告書」（様式50号の2 様式一覧参照）を、県支部（保健班）を経て県本部（健康政策班）

に提出する。

9. 応援等の要請

住民環境課は、防疫を要する地域の規模等により、町本部のみでは実施不可能なときは、本部事務室と協議し、県支部（保健班）に次の事項を明示して、応援、斡旋等の要請を行う。

- (1) 要請する作業内容
- (2) 要請する防疫班数・物資名・数量
- (3) 日時・場所等
- (4) その他必要な事項

10. 記録の整備

町本部において、防疫に関し整備、保管すべき書類は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家庭用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

11. 経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに精算する。

第26節 保健活動・精神保健

1. 計画の方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠である。また、精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等により、被災者は様々なストレスを抱え込むことになり、心のケア対策が必要となる。

そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、県や町、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等地域住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復・維持・増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2. 保健活動

(1) 体制

町は、保健師等を中心とした健康管理班を編成する。さらに、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て健康管理班を編成し、被災者の健康管理活動を行う。活動におけるチーム編成は、次のとおりとする。

名 称	編 成
避難所巡回保健チーム	医師・保健師（2人）・薬剤師
精神科チーム	医師・精神科ソーシャルワーカー・保健師
歯科チーム	歯科医師 歯科衛生士
リハビリチーム	医師・理学作業療法士・保健師・看護師
栄養チーム	栄養士（1～2人）
臨床心理チーム	臨床心理士（1～2人）
家庭訪問チーム	保健師（1～2人）
仮設住宅訪問チーム	保健師（1～2人）
避難所巡回検診チーム	医師・保健師・栄養士・診療放射線技師・臨床衛生検査技師

(2) 内容

町は県と連携をとり、保健活動チームを編成し、ブロックごと（ブロックは状況により決定）に協働して活動する。具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に基づき、次のような対応をとる。

ア 避難所及び自宅、仮設住宅等の被災者の生活状況を把握及び生活環境の整備

(ア) 避難所のトイレ、室内の清潔状態、ゴミの整理状態の把握と調整及び指導

(イ) 避難所の室内の換気、室温等室温気候の状態の把握と調整及び指導

(ウ) 手洗い、消毒、うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導

(エ) 衣類、寝具による体温調整、及び清潔の状態の把握と調整及び指導

(オ) 歯磨き、入浴、洗髪の状態の把握と調整及び指導

(カ) 食事の摂取状況の把握と調整及び指導

(キ) 活動状況の把握と調整及び指導

イ 避難所における巡回健康相談等の実施

(ア) 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。

(イ) 症状の出現者及び、風邪等、突発的又は一時的疾患の罹患者の管理と生活指導

(ウ) 被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導

(エ) 慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理

(オ) 寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理

(カ) 妊婦の生活指導と管理

(キ) 乳幼児の生活指導と管理

(ク) 高齢者の生活指導と管理

(ケ) 難病、障がい者の生活指導と管理

(コ) 結核既往者の生活指導と管理

ウ 保健所、町における訪問指導の実施及び強化

(ア) 結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。

(イ) 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。

エ 保健所・町における定例保健事業の実施

オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

3. 精神保健

(1) 体制

ア 町は、保健所との連携により、管内の精神保健に関する状況を把握し、必要な精神保健に関するニーズ確保について適宜県に要請するとともに被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

イ 町は、保健所との連携により、精神科救護所（精神科医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師等によるチーム、当初は24時間体制）を早急に設置し、地域の精神医療の継続を図る。この救護所は次第に被災住民の心のケアに重点を移していき、避難所、被災家庭への往診、相談活動を広範囲に実施していく。

(2) 内容

町、県及び保健所の実施する精神保健対策の主な活動内容は、次のとおりである。

ア 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保

(ア) 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等の促進

(イ) 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

イ 精神科入院病床の確保

- (ア) 入院必要患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保

ウ 24 時間精神科救急体制の確保

- (ア) 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
- (イ) 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

エ 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供

- (ア) 閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

オ 被災者の心の傷へのケア

被災に伴う健常者の PTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感等への相談、診療、サポートが必要となる。

- (ア) 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
- (イ) 心の健康に関しての相談体制の充実
- (ウ) 精神科医、保健師等による常設の相談実施
- (エ) 民間の諸機関の協力による 24 時間電話による相談を受ける体制整備
- (オ) 避難所等への相談所開設
- (カ) 仮設住宅、家庭等への巡回相談
- (キ) 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

カ 被災救援にあたる職員、ボランティアの心のケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心が追い詰められる状況を考慮し、民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等を行い、必要があれば、適切なカウンセリング等を継続して行う。

第27節 清掃活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 清掃班の編成 関係組合と連携し、ゴミ収集運搬班とし尿処理運搬班に区分して、次のとおり編成する。 ○班 長（住民環境課） ○運転手 ○作業員（職員のほか許可業者） ※ゴミ処理班は、上記のほかボランティア・労働者の雇上げ等により充てる。	総務課 住民環境課 ※災害廃棄物処理プロジェクトチーム
2 清掃方法 災害廃棄物処理計画による。	

1. 計画の方針

災害時における被災地の清掃その他公衆衛生に関する対策は、本計画の定めるところによる。

2. 実施担当者

災害時における被災地の道路、溝渠、公共施設の清掃と、し尿、ゴミ等の収集処分は、大垣衛生施設組合、西濃環境整備組合及び西南濃粗大廃棄物処理組合等関係団体と連携し住民環境課が行う。

ただし、被害が甚大で町本部のみで実施できないときは、県支部（保健班）に応援の要請をする。また、地域防災計画で定められた班体制で対応できない規模の災害が発生した場合は、災害対策本部の指示に基づき他部署から人員を増強した、「災害廃棄物処理プロジェクトチーム」を編成する。

3. 清掃班の編成

住民環境課は、清掃班を編成し、災害時におけるゴミ又はし尿を収集・運搬する。清掃班は、ゴミ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成し、清掃班を構成する人員、資機材等は次のとおりとするが、災害の程度、規模、状況等に応じて、班員及び装備を決める。

	班 員	作 業 機 具	車 両
ゴミ収集 運搬班	班 長： 1 人 運転手： 6 人 作業員： 10 人	・スコップ ・手箕等 ・トラクターショベル等	・町有車両 ・業者保有車両
し尿収集 運搬班	班 長： 1 人 運転手： 6 人 作業員： 6 人	—	・業者保有バキューム車

(1) ゴミ収集運搬班

ア 班長は、住民環境課職員とする。

イ 作業は、職員のほか許可業者が行い、災害の状況によってはボランティアの動員又は賃金職員の雇上げ等により実施する。

(2) し尿収集運搬班

ア 班長は、住民環境課職員とする。

イ 作業は、職員のほか許可業者が行う。

4. 清掃方法

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

5. 清掃の事務

住民環境課は、災害時における清掃等の応急対策を完了した場合、次の報告をできる限り速やかに県支部（総務班）を経由し、県本部（環境部廃棄物対策班）に4部提出する。

○廃棄物処理施設被害状況の報告について（様式 51 号 様式一覧参照）

1 施設の復旧事業に要する経費が次表に掲げる限度未満のものは、報告を必要としない。

し尿処理施設	○市にあつては 150 万円 ○町村にあつては 80 万円 ※ ただし、一部事務組合については、組合構成市町村人口が3万人以上の組合にあつては、150万円、3万人未満の組合にあつては、80万円
コミュニティプラント	
汚泥再生処理センター	
生活排水処理施設	
特定地域生活排水処理施設	
ゴミ処理施設	
廃棄物循環型処理施設	
廃棄物運搬用パイプライン施設	
埋め立て処分地施設	
産業廃棄物処理施設	
広域廃棄物埋め立て処分場	150 万円

○災害廃棄物処理事業の報告について（様式 52 号 様式一覧参照）

1 市町村又は一部事務組合の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあつては 80 万円未満、市町村（指定市を除く）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては 40 万円未満の場合は報告を要しない。

6. その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次による。

(1) 死亡獣畜の処理

犬、ねこ、牛、馬、豚、山羊、めん羊等の遺体処理は、住民環境課が行う。

(2) 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により漂流した埋葬遺体の処理については、本章第 24 節「遺体の搜索・取扱い・埋葬」による。

第28節 愛玩動物等の救護

1. 計画の方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

町及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。

2. 被災地域における動物の保護

県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

3. 動物の適正な飼養体制の確保

飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。

県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

4. 防疫措置の指示命令等

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第29節 災害義援金品の募集配分

被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を、本計画の定めるところによる。

1. 義援金品の募集

県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に、県、市町村、日本赤十字社県支部、県共同募金会等は、義援金品の募集機関として、被災地の状況等を十分考慮しながら対応する。

義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等及び報道機関を通じて、次の事項を公表する。

(1) 義援物資

ア 受入れ窓口

イ 受入れを希望するもの及び受入れを希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。）

ウ 受入れ窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

(2) 義援金

ア 受入窓口

イ 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名義等）

必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

2. 義援物資の受入れ・配分

募集機関は、次により義援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。

イ 義援物資の募集機関は、その受入れにあたって、受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

ウ 義援物資の募集機関は、その受入れにあたって、拋出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ・集積

募集機関は、受入れた義援物資の引き継ぎにあたっては、義援物資引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配分

引継ぎを受け、あるいは受け付けた義援金品は、次の方法によって配分するものとする。

ア 配分の基準

配分は、概ね次の基準によって行うが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

(7) 一般家庭用物資

a 全失世帯	1
b 半失世帯	1/2
c 床上浸水世帯	1/3

(イ) 無指定金銭

a 死者(含行方不明で死亡と認められる者)	1
b 重傷者	1/2
c 全失世帯	1
d 半失世帯	1/2
e 床上覆水世帯	1/3

(注) 1 床上浸水 10 日以上の世帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準による。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがある。

(4) 配分の時期

配分はできる限り受入れ又は引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物資は、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

3. 義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理する。

(1) 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに「現金出納簿」(様式 53 号 様式一覽参照)を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

なお、現金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は「義援金品受払簿」(様式 54 号 様式一覽参照)を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

4. 費用

義援金品の募集又は配分を要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておく。

第30節 公共施設の応急対策

1. 対策の方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2. 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質上の管理者が行う。

3. 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置をとる。

4. 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的事業に重大な支障が生じ、又はそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置をとる。

(1) 道路施設

ア 建設課は、災害発生後速やかに道路パトロールを行い、町道の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

イ 啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び民間団体等の協力を得て実施する。

(2) 河川危険箇所の点検

町は、災害発生後、直ちに危険箇所のパトロールを行い、災害発生危険の有無を調査し、危険箇所を発見した場合には、速やかに復旧作業及び住民への警戒避難体制の指示を行う。

(3) 公共建築物

町は、役場庁舎、学校施設、医療機関及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設等としての利用が想定されていることから、次のとおり被災応急対策を実施する。

ア 建物の応急対策

施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

イ 施設機能の応急対策

(ア) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保

- (イ) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- (ウ) 緊急通行車両その他車両の配備
- (エ) 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- (オ) その他重要設備の点検及び応急復旧
- (カ) 飲料水の確保
- (キ) エレベーターに閉じ込められた者の救出
- (ク) 火気点検及び出火防止措置

5. 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 応急対策実施の状況を所管の長に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係各課に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧又は除去に当たっては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

6. 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため、施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておく。

実施要領の作成に当たっては、特に次の点を明示する。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

7. 町有財産の対策

各施設の応急対策の実施は、本節2. から6. までの定めるほか次による。

- (1) 応急対策の実施者

災害時における町有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の管理者が行う。

- (2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防及び財産の善良な維持管理に努めるとともに、風水害発生時等において、適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置し、被害の予防に努める。

なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め浸水のおそれがあるときは、高所へ移動させる等その対策に万全を期する。

- (3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受けそのまま放置することは、財産の維持管理上又は業務確保上支障がある。緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係各課に連絡の上、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

なお、物品についても被災後直ちに修繕、手入れ等の処置を要するものがあるときは実情に即して適宜の処置をする。

第3 1節 ライフライン施設の応急対策

1. 計画の方針

各ライフライン関係機関は、広域的な支援体制の整備、復旧予定時期を明示した民心の安定、防災関係機関、医療機関への優先的復旧等次の応急対策を実施する。

2. 水道施設の応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

建設課は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

建設課は水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

目標期間	目 標 指 数
3 日まで	給水拠点による給水 (3 0 /人・日)
10 日まで	幹線付近の仮設給水栓 (20 0 /人・日)
21 日まで	支線上の仮設給水栓 (100 0 /人・日)
28 日まで	仮配管による各戸給水や共用栓 (250 0 /人・日)

(5) 県への応援要請

建設課による応急復旧が困難な場合は県に対し応援要請を行う。

(6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

3. 下水道施設の応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

建設課は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

建設課は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施する。

ア 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）

(ア) 管路

a 緊急調査

○被害拡大、二次災害の防止のための調査

- 管路の破損による道路等他施設への影響調査
- 重要な区間の被害概要の把握
- b 緊急措置
 - マンホールと道路の段差へ安全柵の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼
- (イ) 処理場、ポンプ場施設
 - a 緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）
 - 人的被害につながる二次災害の未然防止、予防
 - （有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）
 - b 緊急調査
 - 被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
 - c 緊急措置
 - 火気の使用禁止、立入りの禁止、漏えい箇所のシール
- イ 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）
 - (ア) 管路
 - a 応急調査
 - 被害拡大、二次災害防止のための調査
 - 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査
 - b 応急復旧
 - 管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置
 - (イ) 処理場、ポンプ場施設
 - a 応急調査
 - 処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
 - b 応急復旧
 - コーキング、角落としによる水路仮締め切り、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

4. 電力会社の応急対策（中部電力株式会社）

電力会社は、災害発生時には次の災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を

要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 復旧用資機材及び輸送手段の確保

通常時より、復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸等多面的輸送手段を用いる。

(5) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 高圧発電機車による電源確保

必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

(7) 災害時における広報活動

被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車等を通じて周知する。

(8) 防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5. 電気通信事業者の応急対策（西日本電信電話株式会社）

電気通信事業者は、次のとおり公衆電気通信に係る災害応急対策を実施するものとする。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

(2) 緊急要員の確保

緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

(3) 情報収集・連絡体制

緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

(4) 通信の非常疎通措置

災害時に際し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。

ウ 非常・緊急の電話及び電報は、一般の手動通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察・消防・鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(5) 資機材及び車両の確保

応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について、生産者、工事業者等の在庫量を確認を行い緊急確保する。

(6) 応急復旧

通信の早期疎通を図るため、災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

第32節 文教災害対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
<文教関係> 1 災害が予想されるとき措置 (1) 登校前 ⇒ 休校の連絡徹底 (2) 授業中・児童クラブ在室中 ⇒ 保護者等の引取りにより帰宅若しくは校内に待機させた後、状況により処置 (3) 警報発令時 ⇒ 保護者へ防災情報を通知 2 被災時の措置（校舎の確保） (1) 応急修理により使用できる場合 ⇒ 応急修理 (2) 一部校舎が使用不能 ⇒ 特別教室、屋体施設のほか、二部授業の実施 (3) 全部又は大部分の校舎が使用不能⇒ 公共施設又は近隣学校の校舎 (4) 特定の地区が被災した場合 ⇒ 被災を免れた公共施設の利用又は仮校舎の建設 3 施設利用及び教職員確保の応急要請 県支部（教育班）に要請する。 <学用品等支給> 1 実施担当者 (1) 被災児童生徒等の調査報告 ⇒ 各学校 (2) 教科書等の確保 ⇒ 学校教育課 (3) 学用品等の割当 ⇒ 学校教育課 (4) 物品の直接支給 ⇒ 各学校 2 災害救助法による学用品の支給期間 (1) 教科書 : 災害発生の日から1箇月以内 (2) 文房具・通学用品等: 災害発生の日から15日以内 3 教科書及び文房具の調達・輸送 県本部からの指示条件、各学校の意見により調達	福祉課 学校教育課 生涯学習課

1. 対策の方針

災害時における幼児、児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、平常時と同様に教育活動が行えるよう努める。

また、学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

2. 休校措置

大災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったとき、学校教育課は教育長と協議し、昭和 56 年 1 月 19 日付通知「暴風雨時等及び地震警戒宣言時における休業及び登下校について」に基づき必要に応じて休校措置をとる。

なお、休校措置を決定したときは、学校教育課は直ちに休校の旨を防災行政無線及び携帯電話メール等により各家庭まで連絡を徹底するが、防災行政無線等が使用できない場合は別に定める連絡系統によって徹底する。

3. 下校時の措置

児童生徒等の登校後に休校を決定した場合には必要により保護者等の引取りを依頼し、帰宅に危険が伴うと予想される場合は、校内の最も安全な場所に待機させ、その後の状況により処置を行う。放課後児童クラブについても、同様の措置をとる。

4. 施設等の被害調査計画

学校その他文教関係施設の被害状況の調査及び報告は、県計画第 3 章第 36 節「文教災害対策」によるほか、この計画による。

なお、文教関係の報告事項は、次のとおりである。

- ア 学校別被害状況報告書 (様式 55 号 様式一覧参照)
- イ 災害により被災した児童生徒数調 (様式 56 号 様式一覧参照)
- ウ 学校給食用物資被害状況報告書 (様式 57 号 様式一覧参照)
- エ 児童生徒被災状況報告書 (様式 56 号の 2 様式一覧参照)

5. 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法による。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。

- ア 応急的な修理で利用できる程度の場合
当該施設の応急処置をして使用する。
- イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合
特別教室、屋体施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。
- ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合
公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎等を利用する。
- エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合
住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときはプレハブによる応急仮校舎の建設をする。前記施設の決定に当たっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底する。

(2) 施設の応急復旧

学校教育課は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため又は授業実施のため必要な範囲において応急処置を行う。

ただし、処置（応急復旧）をする場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意する。

(3) 清掃等の実施

学校その他文教施設の経営管理者は、学校が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全の万全を期する。

清掃に当たっては、次の点に留意する。

ア 浸水した校舎、寄宿舎等はなるべく建具、床板等を取り外し、日光の射入、空気の流通を図り、床下汚物、でい土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰等を散布する。

イ でい水等で汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。

ウ 浸水したトイレは、よく清浄した後石炭酸水（石炭酸3：水7の割合）、クレゾール水若しくはホルマリンをもって拭浄し、又はこれを散布し、浄化槽には煨製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

(4) 施設利用の応援要請

隣接学校等他市町村の公共的施設を利用して授業を行う場合には、県支部（教育班）に対して施設利用の応援を要請する。

応援に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 応援を求める学校名
- イ 予定施設名又は施設種別
- ウ 授業予定人員及び室数
- エ 予定期間
- オ その他の条件

6. 教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠損が生じたときは、次の方法によって補う。

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、学校教育課に派遣の要請をする。

学校教育課は、町内の学校間において操作する。

(3) 応援要請

町において解決できないときは、学校教育課は県支部（教育班）に教職員派遣の応援要請をする。要請を受けた県支部は、管内の適当な市町村本部に対して教育職員派遣の斡旋をする。

教育職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 応援を求める学校名
- イ 授業予定場所
- ウ 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
- エ 派遣予定期間
- オ 派遣職員の宿舎その他の条件

なお、応援の要請に当たっては、学校教育課長は、本部長（町長）と協議して決定する。

7. 応急教育実施上の留意事項

- (1) 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童生徒等が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒等の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が避難所に利用される場合には、受入れ者あるいは児童生徒等に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童生徒等との連絡の方法、組織（子ども会等）の整備工夫をしておく。
- (7) 応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

8. 被災児童生徒等の調査報告

町は、施設責任者の協力を得て、県の様式に定める事項につき速やかに調査し、県支部（教育班）に報告する。

9. 学校保健対策

災害時における学校給食及び児童生徒等の保健対策は、この計画による。

(1) 被害状況等の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため次の事項を調査し、報告する。

ア 学校給食用物資の被害状況調査

各学校は、学校給食用物資の被害を学校教育課に報告し、学校教育課はこれを集計して

県支部（教育班）へ報告する。

イ 児童生徒等被災状況調査

各学校は、児童生徒等の属する世帯の被害状況を調査のうえ、学校教育課に報告し、学校教育課はこれを集計して県支部（教育班）へ報告する。

(2) 実施者

町本部が調査、報告し、直接の実施者を施設別に定めておく。

(3) 給食の実施

ア 災害により被害があっても、できる限り継続して実施する。

イ 施設、原材料等の被害のため実施ができないときは、速やかに応急措置を考慮して実施するよう努めること。

ウ 安八町立給食センターは、被災者用炊き出し施設に利用されることが多いが、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。また、他の避難所の被災者炊き出しとの調整にも留意する。

エ 従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、健康診断を実施し、下痢状態にある者は従業を禁止し、検便を行う。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させる。

オ 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものを用いること。浸水した井戸については井戸ざらいを行い、消毒薬を用いて十分消毒を行うこと。

カ 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させる。

キ 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰等を散布する等衛生管理に配慮する。

(4) 児童生徒等の保護

各学校長は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。

なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、本章第 25 節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによるが、特に次の点に留意する。

ア 県支部（保健班）あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいてその実施の推進に当たる。

イ 保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。

ウ 児童生徒等の食生活について十分な注意と指導を行う。

エ 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

(5) 児童生徒等の安全措置

各学校長は、平常時の避難訓練に基づき、迅速に児童生徒等を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急処置及び安全措置を講ずる。

ア 登下校

地域やそのときの状況判断により町本部等との連携を密にしながら登下校の可否を決める。

緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら小集団で下校する等を指示し、児童生徒等の安全を確保する。

イ 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行う。

ウ 死傷者等の報告

災害による児童生徒等の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、町本部、教育委員会及び教育事務所へ速やかに報告する。

10. 文化財の対策

(1) 所有者又は管理者への指導

被災文化財については、県文化財保護審議会委員の意見を参考にして、文化財的価値を維持するよう被害文化財個々についてその対策を所有者又は管理者に指示し、指導する。

(2) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等に被害が発生したときはその管理者は、本章第9節8. 部門別被害状況等の調査報告（8）により被害の状況を報告する。

11. 学用品等支給

災害により住家の被害を受け、学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある児童生徒等に対し、被害の実情に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給し、教育活動の確保に努める。

(1) 実施担当者

町本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあつては福祉課の要請に基づいて次の区分で分担して実施する。

なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書の斡旋は、学校教育課が実施する。

区 分	摘 要
被災児童生徒等の調査報告	取りまとめ及び県支部への報告は学校教育課
教科書等の確保	基本的に県本部が行う。
学用品等の割当	〃
物品の直接支給	各学校別に配分

(2) 支給の種別

学用品等の支給又は斡旋は、災害の程度によって次の種別に区分して扱う。

ア 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準条件は、次による。

(ア) 支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小・中学校に在籍する児童生徒等で、学用品を滅失又はき損した者に対して行う。

(注) 1 支給対象者は、町本部における罹災者台帳に登載されている児童生徒等であること。

2 災害救助法が適用されなかったとき、及び住家の被害が対象基準に達しなかった者には、教科書についてのみ斡旋される。

(イ) 費用の基準

a 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費

b 文房具及び通学用品等

小学校児童・中学校生徒は岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める範囲内とする。

(ウ) 支給期間

a 教科書は災害発生の日から 1 箇月以内

b 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から 15 日以内。ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は、県支部（教育班）を経由して県本部（学校支援班）に期間の延長を要請する。要請に当たっては次の事項を明示して行う。

○延長の見込期間

○期間延長を要する地域

○期間延長を要する理由

○延長を要する地域ごとの児童生徒等数

○その他

イ 災害救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合の斡旋

災害救助法は適用されたが、教科書等を失った児童、生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人の負担とする。調達については災害救助法適用分と併せて調達する。

ウ 近隣市町村に災害救助法が適用された場合の斡旋

同一時の災害において近隣市町村に災害救助法が適用されたが、町においては適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、支給の必要があるときは前項に準じ、一括斡旋する。

(3) 被災児童生徒等及び教科書等被災状況の調査報告

学校教育課は、災害が発生し、学用品等の支給の必要があると認めたときは、各学校に調査・報告を要請する。調査、報告の方法等は、次のとおりである。

区 分	調査・報告の方法	調査期限	提出期限	
		各学校	各 学 校 ↓ 学校教育課	学校教育課 ↓ 県 支 部
被災児童・生徒等の調査	災害後速やかに児童、生徒（又は保護者）について被災児童生徒名簿（様式 44 号 様式一覧参照）を作成する。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	2 日以内	—	—
被災教科書等調査集計	被災児童生徒名簿により被災教科書等を調査集計し、被災教科書一覧表を作成する。	3 日以内	—	—
被災教科書等の調査報告	被災教科書報告書（様式 45 号 様式一覧参照）を作成し、提出する。	—	3 日以内	4 日以内

(注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあつては、各学校において適宜に実施する。

(4) 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書及び文房具の輸送は、県本部で行うが、災害救助法が適用されない場合及び災害救助法による学用品等の確保を県本部から指示されたとき、福祉課は学校教育課と協議し、本町地域又は近隣市町村において確保する。

なお、町本部において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、概ね次のとおりとするが、各学校の意見を聞き、できるだけ必要なものを調達する。

ア 教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

イ 文房具

ノート・鉛筆・用紙・定規・消しゴム・クレヨン・絵具・画筆・下敷等（教育委員会で承認した学用品を含む。）災害救助法適用時のみ調達する。

ウ 通学用品

雨具・カバン・履物等災害救助法適用時にのみ調達する。なお、物資輸送に当たっての授受は「学用品引継書」（様式 46 号 様式一覧参照）によって記録を残す。

（注）教科書の輸送は、販売取扱店から直接町本部へ送付することがある。この場合は、納品書を県本部（学校支援班）に提出する。

(5) 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、学校教育課において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童生徒等別に割当てをし、支給する。

ア 割当て

学校教育課は、県本部からの学用品支給基準（1 人当たりの量）の通知を受けたときは、速やかに児童生徒等別に「学用品の給与状況」（様式 46 号の 2 様式一覧参照）により割当てをする。

イ 支給

学校教育課は、受領書と引換えに学用品を児童生徒等に支給する。

なお、被災児童生徒等が縁故地に避難していて支給できないときは、学校教育課において保管し、本人の登校を待って支給する。

ウ 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておく。

(6) その他の事務手続

学校教育課は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日救助日報（様式 26 号 様式一覧参照）により県支部（教育班）を経由して県本部（学校支援班）に報告する。

ア 被災児童生徒名簿 （様式 44 号 様式一覧参照）

イ 被災教科書報告書 （様式 45 号 様式一覧参照）

ウ 学用品引継書 （様式 46 号 様式一覧参照）

エ 学用品の給与状況 （様式 46 号の 2 様式一覧参照）

オ 救助実施記録日計表 （様式 27 号 様式一覧参照）

カ 救助の種目別物資受払状況（様式 28 号 様式一覧参照）

第 3 3 節 その他応急対策

第 1 節から第 32 節までに定める以外の次の災害応急対策は、県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施する。

1. 産業応急対策（県計画第 3 章第 33 節）
2. 災害警備活動（県計画第 3 章第 37 節）
3. 航空災害対策（県計画第 3 章第 38 節）
4. 鉄道災害対策（県計画第 3 章第 39 節）
5. 道路災害対策（県計画第 3 章第 40 節）
6. 放射性物質対策（県計画第 3 章第 41 節）
7. 危険物等災害対策（県計画第 3 章第 42 節）
8. 大規模な火事災害対策（県計画第 3 章第 44 節）

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

1. 計画の方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町、県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、町、県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

2. 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

町は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3. 人的資源等の確保

町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

4. その他

町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努める。

第2節 公共施設災害復旧事業

1. 計画の方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

2. 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路災害復旧事業
- キ 下水道災害復旧事業
- ク 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の災害復旧事業

3. 災害復旧の基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり被災復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

(2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定、再度の災害の防止を図るための必要

な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

(4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

4. 災害復旧のための被害報告

災害復旧のため必要な産業及び施設の被害の調査及び報告は、県計画第4章第3節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」の定めるところによる。

なお、被害状況調査の実施者等は、第3章第9節「災害情報収集等の収集・伝達」の定めるところによる。

(1) 公共施設被害報告

ア 災害報告書 (様式 58 号 様式一覧参照)

イ 都市施設の災害 (様式 59 号 様式一覧参照)

ウ 農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設被害報告書
(様式 60 号 様式一覧参照)

エ 社会福祉施設災害状況報告書 (様式 61 号 様式一覧参照)

オ 感染症指定医療機関等災害復旧費所要額調 (様式 62 号 様式一覧参照)

カ 文教施設被害報告書 (学校にあってはすべての被害) (様式 63 号 様式一覧参照)

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

1. 計画の方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

2. 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法
- h 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- i 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- j 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- a 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- b 都市災害復旧事業国庫補助
- c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設災害関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅等災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業

- h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - i 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - j 婦人保護施設災害復旧事業
 - k 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - l 感染症予防施設事業
 - m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - n 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - g 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - h 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
- a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - d 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - e 水防資材費の補助の特例
 - f 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活確保

1. 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

2. 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3. 被災者への生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うも。

県は、市町村が上記資金の支給等を行った場合は、その一部を負担する。

ア 災害弔慰金

- | | |
|---------------------------|-------|
| (ア) 主として生計を維持していた者が死亡した場合 | 300万円 |
| (イ) その他の場合 | 150万円 |

イ 災害障害見舞金

- | | |
|----------------------------|-------|
| (ア) 当該障がい者が主として生計を維持していた場合 | 150万円 |
| (イ) その他の場合 | 75万円 |

ウ 災害援護資金

(ア) 貸付機関

町本部とする。

(イ) 貸付対象世帯

町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

(ウ) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。

(エ) 貸付条件

区 分	摘 要
貸 付 限 度 額	350 万円
償 還 期 間	10 年（据置期間 [3 年] を含む）
償 還 方 法	年賦又は半年賦
貸 付 利 率	年 3%（据置期間中は無利子）
保 証 人	1 人
違 約 金	延滞元利金額につき年 10.75%

(オ) 提出書類

- a 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

(2) 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

また、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

(4) 生活福祉資金（福祉費）

岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

ア 貸付機関

生活福祉資金（福祉費）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は、本貸付けに当たってはそれぞれ協力をする。

- a 民生児童委員
b 町社会福祉協議会

イ 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸付けられる。

- a 低所得の世帯であること。
b 障がい者の世帯であること。

- c 高齢者の世帯であること。
- d 融資によって独立自活できると認められる世帯であること。
- e 蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

(注) 1 世帯の被災の程度については、特別の制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

2 貸付世帯数には特別制限はないが資金保有高の範囲内において実施される。

3 対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

ウ 資金の内容

生活福祉資金（福祉費）は、特別に資金種別の制限はなく、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付けられる。

エ 貸付条件

区 分	摘 要
貸 付 限 度 額	150 万円
償 還 期 間	7 年（据置期間 [6 ヶ月] 経過後）
償 還 方 法	月賦
貸 付 利 率	年 1.5%（保証人がいる場合は無利子）
保 証 人	1 人（なしでも貸付可）
違 約 金	延滞元利金額につき年 5%

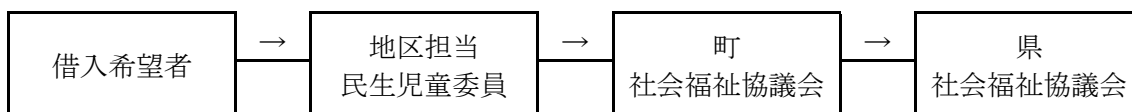
オ 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入の希望者の居住地を担当区域とする民生児童委員に提出する。

- a 借入申込書(用紙は、町社会福祉協議会備付)
- b 借入希望者及び保証人の所得証明書
- c 罹災証明書(町長の証明書)
- d 必要経費の見積書

カ 申込書等の提出機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。



(5) 母子福祉資金・寡婦福祉資金

被災母子世帯及び被災寡婦世帯に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の融資は、母子及

び寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）による。

ア 貸付機関

県本部が県貸付委員会の意見に基づいて貸付けるものとする。なお、申込その他に当たっては、町本部及び県支部（総務班）（母子相談員）及び民生児童委員が協力する。

イ 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって、現に児童（20 歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

ウ 資金の種別

本資金の融資は次のものとする。

a 事業開始資金及び事業継続資金

b 住宅資金（新築は除く。）

エ 貸付条件

区 分	摘 要
貸 付 限 度 額	事業開始資金：285 万円 事業継続資金：143 万円 住宅資金：200 万円
償 還 期 間	7 年（据置期間〔事業開始：1 年・事業継続・住宅：6 ヶ月〕経過後）
償 還 方 法	年賦・半年賦・月賦
貸 付 利 率	年 1 %（保証人がいる場合は無利子）
保 証 人	1 人以上
違 約 金	延滞元利金額につき年 5 %

オ 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

a 貸付申請書（町の様式）

b 戸籍謄本

c 罹災証明書

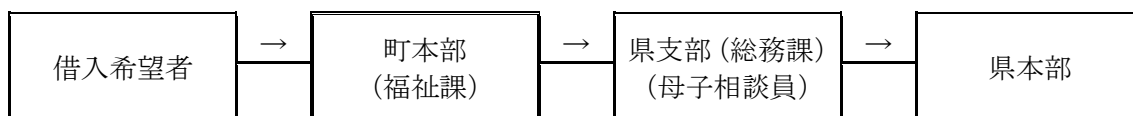
d 税額及び資産等証明書

e 事業計画書（事業開始・事業継続資金について）

f 補修計画書（住宅資金について）

カ 申込書等の提出機関

申込書等は、原則として次の系統で提出する。



キ その他一般資金

(6) 災害生業資金

岐阜県社会福祉協議会は、災害救助法に基づき、同法を適用した市町村に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更生をさせるため、災害生業資金の貸付けを行う。

(7) 知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金を被災者に支給する。

ア 適用する災害

町管内の被害が同一災害により次の各号の一に該当するときで、知事が必要を認めたときに支給する。

(ア) 被害が甚大で、災害救助法を適用したとき。

(イ) 被害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号による被害で、第8項3 災害救助法の適用基準の別表基準）の3分の1以上の被害があったとき。

(ウ) 住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯が5世帯以上（全失換算）の被害があったとき。

(エ) 前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞いの必要を認めたとき。

（注） 被害世帯数の計算は、住家の全焼、全壊、流失は1世帯を1世帯に、半焼、半壊は2世帯をもって1世帯に、床上浸水は3世帯をもって1世帯として計算する。

イ 適用する世帯等

見舞いは、次の世帯等に対して行うものとする。ただし、知事が必要を認めないときはこの限りでない。

(ア) 災害の規模がアの(ア)又は(イ)に該当するときは、被災した全世帯

(イ) 災害の規模がアの(ウ)に該当するときは、被災した世帯のうち現に生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯

(ウ) 前各号のほか、知事が見舞いの実施を適当と認めた世帯

(エ) 災害の規模がアの(ア)、(イ)又は(エ)の場合に死亡し、又は重傷を負った者については、死亡した者1人について50,000円、重傷を負った者1人について20,000円

(オ) アの(ア)、(イ)又は(エ)の災害復旧に従事中死亡し、又は重傷を負った者について、死亡した者1人について50,000円、重傷を負った者1人について20,000円

(8) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施する

ため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(9) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(10) 対象世帯の決定

ア 希望世帯の調査

福祉課は、民生児童委員等の協力を得て各制度の条件を被災者に説明し、その徹底を図るとともに融資希望者の相談に応じ適当な資金の選択について指導を行い、災害発生後5日以内に資金別融資希望のとりまとめを行う。

ただし、災害救助法による援護資金は、他の援助と異なり、県支部（総務班）から指示があったときに限りその希望をとりまとめる。

イ 対象世帯の決定

災害救助法による援護資金の希望をとりまとめたとき、福祉課は、災害発生後7日以内に選考順位を決定する。

なお、決定に当たっては、町社会福祉協議会及び区長の意見を聞く等慎重を期する。

ウ 対象世帯の報告

福祉課は、融資希望の取りまとめ及び援護資金についての選考順位を決定したときは、県支部（総務班）に災害発生後10日以内に報告する。

(11) 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

(12) 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

(13) 要保護児童の措置

福祉課は、災害により保育に欠ける児童があるときは、保育園に入園させ保育するものとし、保護者を失った児童があるときは、振興局又は児童相談所（子ども相談センター）に連絡し、収容施設に保護する。

(14) 生活必需物資・復旧資材等の供給確保

町及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、

物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

第5節 被災産業への支援

被災した中小企業者や農林水産業施設等についての被害の状況、再建に必要な資金需要等の確かな把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

また、災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等について適切な措置を講じ、又は指導を行う。

1. 中小企業への融資

(1) 自立の支援

町及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 各種対策

- ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の貸付条件の緩和措置
- イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについて、償還期間の延長等の措置
- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸付事務等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持出し、不渡り処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険料等、納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金の貸付け等必要な措置

2. 農林漁業関係者への融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫による融資

町及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金
- カ 農業基盤整備資金

キ 農林漁業施設資金

ク 林業基盤整備資金